

2020年9月

ご契約のしおり

# ずとあい

CO・OP共済

終身生命・終身医療

ご一読いただき、  
共済証書とともに  
大切に保管して  
ください。



～ご一読のうえ、大切に保管してください～

- ・本冊子は、CO・OP共済《ずとあい》終身生命・終身医療の契約内容となる共済事業規約・細則の内容を要約し、わかりやすく記載したものです。  
(2つの商品について記載しているため、どちらか1つの商品のみにご加入されている場合はご注意ください。)
- ・商品改定等により保障内容等に変更が生じる場合は、CO・OP共済ホームページおよび「加入者ニュース」でご案内します。「加入者ニュース」は、本冊子と一緒に大切に保管してください。

契約引受団体

**日本コープ共済生活協同組合連合会**

Z10D003

162201

---

CO・OP共済《ずっとあい》の契約においては、終身  
共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。  
共済事業規約・細則の本文は、CO・OP共済ホーム  
ページでご覧いただけます。



<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

## はじめに

- 共済契約者にお渡しする書類…………… 1
- 主な共済用語のご説明…………… 2
- はじめにご確認いただきたいこと…………… 4
- 《ずっとあい》の特長としくみ…………… 7

## 《ずっとあい》の保障内容

### 【「終身生命」に関する保障】

- 死亡・重度障害共済金…………… 9
- リビングニーズ共済金…………… 12

### 【「終身医療」に関する保障】

- 入院共済金…………… 13
- 1回の入院とみなす場合…………… 17
- 手術共済金…………… 19
- お支払いの対象外となる手術の代表例…………… 22
- 不慮の事故とは…………… 23
- 申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生した共済事由の取扱い…………… 24
- 共済金をお支払いしない場合…………… 26
- 共済金を削減してお支払いする場合…………… 29

## ご契約について

- 契約関係者…………… 32
- 契約の申込み…………… 37
- 契約の成立と発効…………… 40
- 掛金の払込み…………… 41
- 掛金の払込免除（「終身医療」）…………… 46
- 掛金の払込免除をしない場合…………… 50
- 契約内容・契約関係者に関する変更…………… 51
- 契約の終了…………… 55
- 重大事由とは…………… 61
- 解約返戻金…………… 62
- 割戻金…………… 66

## 共済金のご請求およびお支払い

- ご請求からお支払いまでの流れ……………67
- 共済金のご請求とお支払い……………69
- 代理人による請求手続き……………71
- 代理人による掛金の払込免除手続き(「終身医療」)……………74
- 共済金と税金……………77

## 移行契約

- 移行契約に関する注意事項……………80

## その他

- ご意見・ご要望・苦情のお申し出……………83
- CO・OP共済について……………85

## しおり別表

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| しおり別表1 | 所定の重度障がい……………86                      |
| しおり別表2 | 所定の手術および支払倍率……………87                  |
| しおり別表3 | 外因による事故の範囲および不慮の事故と<br>みなす感染症……………93 |
| しおり別表4 | 共済金請求時の提出書類……………95                   |

## 資料

- |     |                        |
|-----|------------------------|
| 資料1 | 各コースの共済金額……………97       |
| 資料2 | 移行契約の各コースの共済金額……………99  |
| 資料3 | 「終身生命」解約返戻金目安表……………101 |

## その他のお知らせ

- 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお願い(「終身生命」)……………137
- 共通報告基準(CRS)に関するお願い(「終身生命」)……………137
- 共済金に関するよくあるご質問……………139
- ご案内 CO・OP共済 健康ダイヤルについて……………141
- ご案内 異常災害見舞金について……………143

こんなときはご案内のページをご覧ください。

ページ

共済用語の意味を知りたい	→	主な共済用語のご説明	2
この商品のしくみが知りたい	→	《ずっとあい》の特長としくみ	7
加入の要件について知りたい	→	契約者の範囲	32
		被共済者の範囲	32
共済金の受取人について知りたい	→	共済金の受取人	33
受取人が共済金を請求できない場合に備えたい	→	指定代理請求人制度	36
保障される期間について知りたい	→	共済期間	8
		契約の成立と発効	40
契約が終了する場合について知りたい	→	契約の終了	55
解約返戻金について知りたい	→	解約返戻金	62

どのような場合に保障されるのを知りたい	《ずっとあい》の保障内容	9
共済金の請求方法を知りたい	共済金のご請求とお支払い	69
共済金が支払われない場合や、削減される場合について知りたい	共済金をお支払いしない場合	26
	共済金を削減してお支払いする場合	29
保障内容を変更したい	保障内容を変更する場合	51
引越しや生協を脱退した場合の手続き方法を知りたい	生協に通知が必要な場合（契約者の通知義務）	53

# 共済契約者にお渡しする書類

契約発効後にお渡しする書類は次のとおりです。

## <契約発効後>

### 共済証書

共済金額や共済期間等の契約内容を記載したものです。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### ご契約のしおり

本冊子です。契約内容となる共済事業規約・細則の内容を要約し、わかりやすく記載しています。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。商品改定等により保障内容等に変更が生じる場合には、「加入者ニュース」およびC O・O P 共済ホームページでご案内します。

## <年1回発送（毎年9月頃）>

### 控除証明書（共済掛金払込証明書）兼 割戻通知書

生命保険料控除を受ける場合に使用する控除証明書（共済掛金払込証明書）と当年度の割戻金に関する通知です。年末調整、確定申告まで大切に保管してください。

### 加入者ニュース

事業状況、商品改定内容等を掲載しています。必ず共済証書および本冊子と一緒に大切に保管してください。

※「控除証明書（共済掛金払込証明書）兼 割戻通知書」に同封します。

## 主な共済用語のご説明

か	かいやくへんれいきん <b>解約返戻金</b>	共済契約を解約した場合等に、共済契約者に払い戻すお金のことをいいます。
き	きょうさいかけきん <b>共済掛金</b>	共済契約に基づき、保障に対して当会に払い込んでいただくお金のことをいいます。
	きょうさいきかん <b>共済期間</b>	共済契約において保障をする期間のことをいいます。
	きょうさいきん <b>共済金</b>	共済事由が発生した場合にお支払いするお金のことをいいます。
	きょうさいきん <b>共済金</b> うけとりにん <b>受取人</b>	共済金を請求して受け取る権利を持つ方のことをいいます。
	きょうさいけいやくしゃ <b>共済契約者</b>	当会と共済契約を結び、契約上の権利(契約内容の変更の請求権等)と義務(共済掛金の支払義務等)を持つ方のことをいいます。
	きょうさいじぎょう <b>共済事業</b> きやく さいそく <b>規約・細則</b>	共済契約についての取り決めを記載したものです。保障内容等は共済事業規約に、共済事業実施のための手続き、その他事業の執行に必要な事項は共済事業細則に定めています。
きょうさいじゆう <b>共済事由</b>	共済事業規約・細則に定める、共済金をお支払いする原因となる事象(死亡・入院等)のことをいいます。 なお、共済事業規約・細則においては「共済事故」と表記しています。	
し	しっこう <b>失効</b>	共済掛金の払込猶予期間を過ぎても共済掛金の払込みがなく、共済契約の効力が失われることをいいます。
	していだり <b>指定代理</b> せいぎゆうにん <b>請求人</b>	共済契約者が共済金受取人となる共済金について、共済契約者が請求できない事情がある場合に、共済契約者に代わって共済金を請求するために、あらかじめ共済契約者が指定した人をいいます。



と	とくそく <b>特則</b>	本則とは異なる要件とすることを目的に、本則に付加するものです。
は	はっこう <b>発効</b>	共済契約の効力が発生することをいいます。また、この日を発効日といいます。
	はっこうおうとうび <b>発効応当日</b>	発効後に迎える、発効日に対応する日のことをいいます。また、発効日の年ごとの応当日を「発効年応当日」、月ごとの応当日を「発効月応当日」といいます。 例) 発効日が2020年3月5日の場合「発効年応当日」は、2021年3月5日、2022年3月5日と、以後の毎年の3月5日が該当します。「発効月応当日」は、2020年4月5日、2020年5月5日と、以後の毎月の5日が該当します。 なお、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。
ひ	ひきょうさいしゃ <b>被共済者</b>	保障の対象になる方のことをいいます。
ほ	ほんそく <b>本則</b>	共済事業規約の中で、原則としてすべての共済契約者に適用される契約内容をいいます。
も	もうしこみび <b>申込日</b>	当会が加入申込書を受付した日をいいます。
わ	わりもどしきん <b>割戻金</b>	毎年の決算において剰余が生じた場合に、共済契約に対して割り当てるお金のことをいいます。

※以下、共済掛金は「掛金」、共済金受取人は「受取人」、共済契約は「契約」、共済契約者は「契約者」と表記します。また、共済事業規約・細則は、「規約」「細則」と表記します。

※以下、C O ・ O P 共済《ずっとあい》終身生命 / 終身医療は、総称して「《ずっとあい》」と表記し、それぞれの商品については、「終身生命」「終身医療」と表記します。

# はじめにご確認いただきたいこと

## ■告知義務について

告知内容が事実と異なる場合、契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。

契約者と被共済者には、契約のお申込みにあたり、健康状態等について正しく告知していただく義務（告知義務）があります。当社が加入申込書等の書面でおたずねする内容について、事実を正確に告知してください。

☞「契約の申込み」については P.37

## ■保障の開始について

共済金をお支払いできるのは発効日からです。

当社が契約の申込みを承諾した場合、1回目の掛金の払込日の翌日（発効日）午前0時から保障を開始します。申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生した共済事由について共済金をお支払いする場合も、お支払いは発効日以後となります。

☞「契約の成立と発効」については P.40

## ■掛金の払込猶予期間について

払込猶予期間中に掛金の払込みがないと、契約が失効します。

掛金は払込期日までに払込みいただきますが、一時的に払込みのご都合がつかないときのために払込猶予期間を設けています。この期間中に払込みがないと、契約が失効します。

☞「掛金の払込み」については P.41

## ■共済金をお支払いしない場合について

共済金をお支払いしない場合があります。

例えば、共済事由に該当しない場合や、共済事由の発生の原因が、契約者または受取人の故意、被共済者の犯罪行為等の免責事由に該当する場合は、共済金をお支払いしません。

☞「共済金をお支払いしない場合」については P.26

## ■共済金を削減する場合について

共済金を削減してお支払いする場合があります。

共済金をお支払いする場合でも、例えば申込日以前にすでにかかっていた病気を原因とする、申込日から1年以内の共済事由については、共済金を削減してお支払いします。

👉 「共済金を削減してお支払いする場合」については P.29

## ■解約返戻金について

「終身生命」には解約返戻金がありますが、「終身医療」には掛金払込期間中の解約返戻金がありません。

ただし、「終身医療」の短期払または全期前納の契約で、掛金払込期間およびその期間中の掛金の払込みがともに終了した後の解約、消滅等の場合には入院日額の10倍の金額を払い戻します。

なお、《ずっとあい》には満期金がありません。

👉 「契約の終了」については P.55

👉 「解約返戻金」については P.62

## ■CO・OP共済について

CO・OP共済は生協の組合員および同一生計のご家族が利用できる商品です。

CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき厚生労働大臣の認可を得て事業を行っています。生協を脱退する場合や、組合員、契約者または被共済者が別生計となる場合は、契約継続のためのお手続きが必要となります。

👉 「契約関係者に関する変更」については P.51

👉 「CO・OP共済について」は P.85

## ■個人情報取扱いについて

<利用目的>

皆様からご提供いただいた個人情報は以下の目的で利用させていただきます。

- ①各種共済契約のお引き受け、維持管理、共済金のお支払い
- ②CO・OP共済商品・サービスのご案内・提供
- ③ご加入の生協の共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスのご案内・提供
- ④その他、共済に関連・付随する業務、並びにお取引等を適切かつ円滑に履行するための業務

### <第三者への提供>

弊会は、以下の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはありません。

- ①ご本人の同意をいただいている場合
  - ②法令に基づく場合
  - ③利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先に提供する場合
  - ④個人情報保護法に従って個人データの共同利用を行う場合
  - ⑤再保険のために再保険会社に個人データを提供する場合
- 詳しくは、コープ共済連、またはご加入の生協のホームページをご覧ください。

コープ共済連のホームページ：<https://coopkyosai.coop>

# 《ずっとあい》の特長としくみ

## 1. 《ずっとあい》の特長

### 「終身生命」

- ◎加入時からずっと変わらない掛金で、一生涯の生命保障を備えることができます。
- ◎途中で解約された場合、解約返戻金があります。
- ◎被共済者が余命6ヵ月以内と判断される場合に、将来の死亡共済金の代わりにリビングニーズ共済金を請求することができます。

### 「終身医療」

- ◎加入時からずっと変わらない掛金で、一生涯の医療保障を備えることができます。
- ◎掛金払込期間中に所定の重度障がい状態になった場合、それ以降の掛金はいただきません（払込免除）。

## 2. 《ずっとあい》のしくみ

### (1) 《ずっとあい》の契約内容

《ずっとあい》の契約においては、終身共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

規約・細則の本文は、C O ・ O P 共済ホームページでご覧いただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

### ご注意

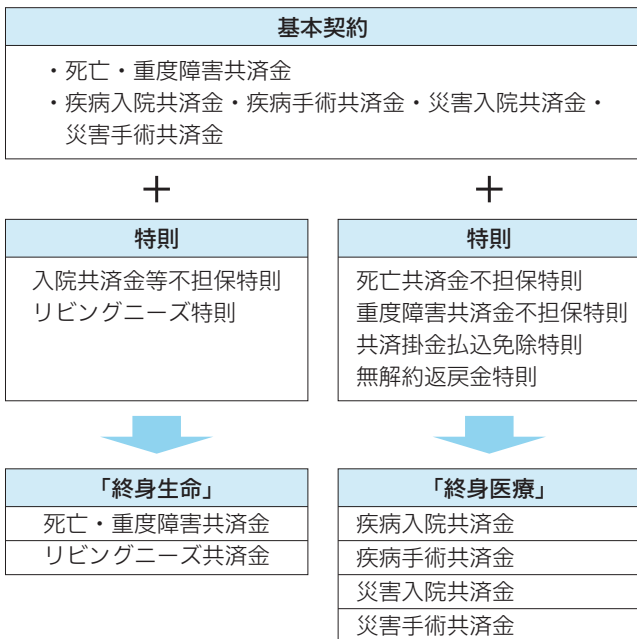


法令等の改正、社会情勢の変化その他の事情により規約または細則を変更する必要がある場合、当会は、民法第548条の4に基づき規約または細則を変更することにより、個別に契約者と合意をすることなく契約内容を変更することがあります。この場合、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発生時期をホームページへの記載その他の適切な方法により周知します。

## (2) 商品ごとの保障内容について

《ずっとあい》は、基本契約と特則を組み合わせた商品です。

### 【《ずっとあい》基本契約と特則の組み合わせイメージ】



※以下、疾病入院共済金および疾病手術共済金は「病気入院共済金」「病気手術共済金」と表記します。また、災害入院共済金および災害手術共済金は「事故入院共済金」「事故手術共済金」と表記します。

## 3. 共済期間

共済期間は発効日から一生涯です。共済期間の途中で契約が終了（解約、解除、失効、消滅等）となった場合は、終了日までです。

## 《ずっとあい》の保障内容

ご加入の商品（「終身生命」「終身医療」）により保障内容が異なります。ご加入の商品に該当する部分をご確認ください。

### 「終身生命」に関する保障

#### 死亡・重度障害共済金

※本項の説明において、各用語の取扱いは次のとおりです。

医師	医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師を指します。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。
所定の重度障がい	労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 9 月 1 日労働省令第 22 号）別表第 1「障害等級表」（第 14 条、第 15 条、第 18 条の 8 関係）の第 1 級、第 2 級および第 3 級の②、③、④のいずれかの身体障がいの状態であると医師が診断したものをいいます。
身体障がい	病気またはケガが治癒したときに残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損 <sup>きそん</sup> 状態をいいます。なお、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害（PTSD 等）を含みます。

### 1. お支払いの概要

	死亡共済金	重度障害共済金
お支払いする場合（共済事由）	被共済者が共済期間中に死亡したとき	被共済者が共済期間中に所定の重度障がいとなったとき
支払金額	死亡・重度障害共済金額	
支払限度	死亡共済金と重度障害共済金は、二重にお支払いしません。	

## 【契約の消滅について】

被共済者が死亡した場合、または重度障害共済金をお支払いした場合には、契約は消滅します。

👉「**契約の消滅**」については P.58

### ご注意



所定の重度障がいの判断は、身体障がい者手帳に記載されている障がいの級別や公的介護保険制度の要介護認定基準等とは異なります。



「所定の重度障がい」については **しおり別表1** (→P.86) をご覧ください。

## 2. お支払いの詳細

### (1) お支払いする共済金額

死亡共済金は死亡日、重度障害共済金は医師の診断に基づく重度障がいの症状固定日における契約の死亡・重度障害共済金額をお支払いします。

### (2) 障がいの認定

①重度障がいの等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じて行います。

②次のア～ウのいずれかに該当する場合、重度障がいについて症状が固定したものとみなします。

ア. 病気により、所定の重度障がいの状態に該当し、その原因となった病気について回復の見込みがないとき

イ. 不慮の事故により、事故日から2年以内に、所定の重度障がいの状態に該当し、その原因となったケガについて回復の見込みがないとき

ウ. 不慮の事故により、事故日から2年を超えて公的な障がい認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年目において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします）

👉「**不慮の事故とは**」については P.23



### (3) 生死不明の場合の死亡共済金のお支払い

被共済者の生死がわからない場合、次の①または②に該当するときは死亡したものとみなして共済金をお支払いします。ただし、共済金をお支払いした後に、被共済者の生存がわかったときは、受取人は死亡共済金を当会に返還しなければなりません（請求時には、この取扱いに同意する念書の提出が必要です）。

#### ①家庭裁判所により失踪宣告を受けたとき

※普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。

#### ②船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、次のア～ウの期間を経過しても生死がわからないとき

ア．航空機の事故の場合 30日

イ．船舶の事故の場合 3ヵ月

ウ．上記ア、イ以外の危難の場合 1年

※その危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、被共済者が死亡したものと認められるときは、死亡共済金をお支払いします。

# リビングニーズ共済金

## 1. お支払いの概要

	リビングニーズ共済金
お支払いする場合 (共済事由)	共済期間中に被共済者の余命が6ヵ月以内と判断される状態となり、契約者が将来の死亡共済金の代わりにリビングニーズ共済金を請求したとき
支払金額	死亡共済金額から6ヵ月分の掛金相当額および死亡共済金額に対応する6ヵ月分の利息を差し引いた金額
支払限度	死亡共済金、重度障害共済金およびリビングニーズ共済金は、二重にお支払いしません。

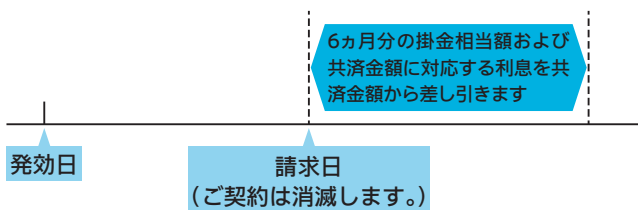
保障内容

## 2. お支払いの詳細

### (1) リビングニーズ共済金の支払金額および消滅日

リビングニーズ共済金は、リビングニーズ共済金の請求日における死亡共済金額をもとに算出し、お支払いします。リビングニーズ共済金が支払われた場合には、契約は請求日にさかのぼって消滅したものとみなします。

※請求日とは、必要な書類（共済金請求書、リビングニーズ共済金用診断書等）すべてが当会に到着した日です。



**【例】** 発効時年齢満 20 歳男性 60 歳払込満了の月払契約「終身生命」1,000 万円コースの方が、満 55 歳でリビングニーズ共済金を請求した場合  
…リビングニーズ共済金額=9,835,570 円

**ご注意** 死亡共済金額の一部のみをリビングニーズ共済金として請求することはできません。



## 「終身医療」に関する保障

### 入院共済金

※本項の説明において、各用語の取扱いは次のとおりです。

入院	<p>医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>※医師が退院しても差し支えないと認定した日より後の入院は、「入院」に該当しません。</p> <p>※健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないもの（美容整形や正常分娩による入院、介護保険による入所等）は、「入院」に該当しません。</p> <p>※性同一性障がいの原因とした入院については、健康保険の適用有無に関わらず、「入院」に該当する場合があります。</p> <p>※労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険の給付を受けるため、健康保険を使用しない場合でも、その療養の内容が健康保険の対象となるものであれば、「入院」に該当します。</p> <p>※「入院」に該当するかどうかは、主治医の判断だけでなく、当会において治療内容、他覚的所見の有無、生活状況等を確認のうえ、入院時の医学的水準等に照らして判断します。入院中に「入院」に該当しなくなった場合、入院は終了したものとみなし、「入院」に該当しなくなった日の前日を退院日とします。</p>
病院	<p>医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所を指します。なお、該当の病院または診療所と同等であると認められる場合は、日本国外にある医療施設について病院または診療所に準ずるものとします。</p>
医師	<p>医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師を指します。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p>
健康保険	<p>次のいずれかの法律に基づく医療保険制度によるものをいいます。</p> <p>健康保険法／国民健康保険法／国家公務員共済組合法／地方公務員等共済組合法／私立学校教職員共済法／船員組合法／高齢者の医療の確保に関する法律</p>

臓器提供	胸腹部臓器、骨髄または皮膚を提供することをいいます。
------	----------------------------

## 1. お支払いの概要

	病気入院共済金	事故入院共済金
お支払いする場合 (共済事由)	被共済者が共済期間中に、病気の治療を目的として病院に入院を開始したとき	被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故日から180日以内かつ共済期間中に病院に入院を開始したとき
支払金額	病気入院共済金日額×共済期間中の入院日数	事故入院共済金日額×共済期間中の入院日数
支払限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回の入院について最高 180 日分</li> <li>・ 共済期間を通算して 1000 日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回の入院について最高 180 日分</li> <li>・ 共済期間を通算して 1000 日</li> </ul>

**ご注意** 退院後、再入院したときでも、1回の入院とみなす場合があります。



☞ 「1回の入院とみなす場合」については P.17



不慮の事故については「不慮の事故とは」(→P.23)をご覧ください。

## 2. お支払いの詳細

### (1) 入院共済金 (共通)

入院共済金は、入院開始時における契約の入院共済金日額にてお支払いします。

※入院中に一部解約により共済金額が減額となる場合は、一部解約後の入院については減額した共済金日額にてお支払いします。

### (2) 病気入院共済金

#### ① 病気入院とみなす取扱い

次のア～カのいずれかに該当する入院については、病気入院

とみなします。

ア. 異常分娩による入院

イ. 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始する入院

ウ. 不慮の事故以外の外因を原因とするケガによる入院

エ. 他者の病気の治療を目的とする移植のための臓器提供（売買行為によるものを除きます）による入院

オ. 他者の不慮の事故を直接の原因としたケガの治療を目的とする移植のための臓器提供（売買行為によるものを除きます）による入院

カ. 申込日以前の不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて開始した入院

## ②治療が重複した場合の取扱い

ア. 病気入院の期間中に別の病気となった場合、または、入院を開始した時にその原因となった病気と異なる病気をすでに併発していた場合は、当初の入院を開始した原因による入院とみなして入院日数を通算し、病気入院共済金をお支払いします。重複する入院期間については二重にお支払いしません。

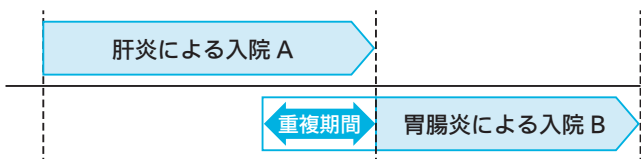
※条件付加入制度でお引き受けした契約の場合、次の i または ii に該当するときは、あらかじめ免責となることに同意している病気（以下、「免責病気」といいます）以外の病気による入院期間については、病気入院共済金をお支払いします。

i. 免責病気による入院を開始した時に、免責病気以外の病気を併発していたとき

ii. 免責病気による入院中に、免責病気以外の病気を併発したとき

イ. 事故入院共済金が支払われる入院の期間中に病気入院を開始した場合、事故入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院について、病気入院共済金をお支払いします。重複する入院期間については二重にお支払いしません。

## 【病気入院の例】肝炎による入院中に胃腸炎を併発した場合



⇒肝炎による入院 A 中に発症した胃腸炎による入院 B は、入院

開始時の原因（肝炎）による入院とみなし、入院Aと入院Bをあわせて支払限度分までお支払いします。

### （3）事故入院共済金

#### ①治療が重複した場合の取扱い

ア．事故入院の期間中に別の不慮の事故が発生し、その事故を原因として入院を開始した場合は、当初の入院を開始した原因による入院とみなして入院日数を通算し、事故入院共済金をお支払いします。重複する入院期間については二重にお支払いしません。

イ．病気入院共済金が支払われる入院の期間中に事故入院を開始した場合、病気入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院について、事故入院共済金をお支払いします。重複する入院期間については二重にお支払いしません。

**ご注意** 病院で1泊した場合等でも、領収書が“外来”となっているときは、入院共済金はお支払いしません。



## 1回の入院とみなす場合

2回以上入院した場合でも、1回の入院とみなし、入院日数を通算して支払限度を適用することがあります。

※《たすけあい》《あいぷらす》から移行した場合も、1回の入院とみなす場合は入院日数を通算しますのでご注意ください。

① 2回以上入院した場合でも、それらの入院のうち同じ原因(傷病名が異なっても、因果関係のある一連の傷病を含みます。以下同じです)による入院については、1回の入院とみなし、入院日数を通算して支払限度まで共済金をお支払いします。ただし、原因が同じ入院であっても、退院日の翌日を1日目として再入院の開始日までの期間が180日を超える場合には、新たな入院として取り扱います。

【例1】 1回の入院とみなす場合

糖尿病による入院A

180日以内

糖尿病による白内障での入院B

⇒因果関係のある一連の病気のため、1回の入院とみなし、入院Aと入院Bの入院日数を合計して、支払限度までお支払いします。

【例2】 1回の入院とみなす場合

入院A

180日以内

入院B

180日以内

入院C

180日超

※入院A、入院B、入院Cは同一原因による入院とします。  
⇒入院Aと入院Bは同一原因による180日以内の再入院のため、1回の入院とみなします。入院Bと入院Cも同一原因による180日以内の再入院のため、入院A、入院B、入院Cをあわせて1回の入院とみなします。したがって、入院Aと入院Bと入院Cの入院日数を合計して、支払限度までお支払いします。

※入院Aと入院Bで支払限度に達している場合、入院Cについては、入院開始日が入院Aの退院日から180日を超えていても入院共済金をお支払いしません。


※1回の入院とみなす入院の判断は、共済金の請求の有無によりません。入院Bの共済金の請求をしない場合でも、入

院Aと入院Cは入院 B の期間を含んで1回の入院とみなします。

②転入院した場合も、前入院から継続した1回の入院とみなします。なお、転入院は退院日の当日または翌日に入院したものをいいます。




## 手術共済金

 本項の説明における「健康保険」「臓器提供」の取扱いについては、「入院共済金」のページ（→P.13）をご覧ください。

### 1. お支払いの概要

	病気手術共済金	事故手術共済金
お支払いする場合 (共済事由)	被共済者が共済期間中に、病気の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき	被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故によるケガの治療を直接の目的として、事故日から180日以内かつ共済期間中に、所定の手術を受けたとき
支払金額	病気手術共済金額 (入院共済金日額と同額) × 支払倍率(10・20・40倍)*	事故手術共済金額 (入院共済金日額と同額) × 支払倍率(10・20・40倍)*
支払限度	「2. お支払いの詳細」をご覧ください。	

\*共済証書にはそれぞれ倍率を乗じた金額を表示しています。

 「所定の手術」については **しおり別表2** (→P.87) を、不慮の事故については「不慮の事故とは」(→P.23) をご覧ください。

### 2. お支払いの詳細

#### (1) お支払いする共済金額

手術共済金は、手術日における契約の手術共済金額にてお支払いします。

#### (2) 治療が重複した場合の取扱い

所定の手術のうち、2種類以上の手術を同じ日に受けた場合、または1種類の手術を同じ日に複数回にわたって受けた場合は、それらのうち最も高い倍率の手術1種類を1回受けたものとみなして共済金をお支払いします。

#### (3) 支払限度等

①次のア～エの手術については、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。

- ア. レーザー・冷凍凝固による眼球手術
- イ. 悪性新生物電磁波温熱療法
- ウ. 内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術
- エ. 体外衝撃波による体内結石破碎術

②放射線照射（血液照射を除きます）については、5000ラド（50グレイ）以上の照射をするものをいい、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。また、密封小線源治療のうち、永久挿入療法による組織内照射については、1回の施術につき1回の支払いを限度とします。

③上記①および②以外の手術について、複数回実施する手術を1回（一連）の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。

④所定の手術のうち2種類以上の手術に該当する手術は、それらのうち最も倍率の高い手術1種類に該当するものとします。ただし、次のア～カのいずれかの手術に該当するときは、次の手術にのみ該当するものとします。

- ア. レーザー・冷凍凝固による眼球手術
- イ. 放射線照射（血液照射を除きます）
- ウ. 悪性新生物電磁波温熱療法
- エ. 内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術
- オ. 体外衝撃波による体内結石破碎術
- カ. 骨髄移植

（4）病気の治療を直接の目的とした手術とみなす取扱い

次の①～⑥のいずれかに該当する所定の手術については、病気の治療を直接の目的とした手術とみなします。

- ①異常分娩による手術（健康保険の療養の給付または療養費の対象となるものに限ります）
- ②申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日を経過した後に受けた手術
- ③不慮の事故以外の外因を原因とするケガによる手術
- ④他者の病気の治療を目的とする移植のための臓器提供（売買行為によるものを除きます）による手術
- ⑤他者の不慮の事故を直接の原因としたケガの治療を目的とする移植のための臓器提供（売買行為によるものを除きます）による手術
- ⑥申込日以前の不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて実施した手術

**ご注意** 全身麻酔をして行われる手術や高額な自己負担を求められる手術であっても、所定の手術に該当しないものはお支払いの対象外となります。また、所定の手術に



該当する手術であっても、傷病の治療を直接の目的としないものはお支払いの対象外となります。

## お支払いの対象外となる手術の代表例

手術名等	内容等
創傷処理	切り傷、刺し傷、やけど等に対する治療です。壊死・汚染の洗浄や切除、出血部位の血管等を縛って、離断した皮膚の縫合を行います。
皮膚切開術	皮膚や皮下にたまった膿瘍（うみ）を体外に排出するために皮膚を切開する治療です。
デブリードマン	感染、壊死組織を除去し、傷を清浄化することで他の組織への影響を防ぐ治療です。
抜歯手術	歯を抜く手術です（抜歯に伴う骨切除も含まれます）。
骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術	切開等を行わずに、骨折によるズレや脱臼を正常な状態に治したり、動きが悪くなった関節に力を加えて動かせるようにする治療です。
その他所定の手術に該当しない手術の代表例	<p>【皮膚】皮膚・皮下腫瘍摘出術（露出部）長径 2cm 未満、皮膚・皮下腫瘍摘出術（露出部以外）長径 3cm 未満、【筋骨格系・四肢・体幹】筋膜切離術、筋膜切開術、陥入爪手術、【神経系・頭蓋】脊髄ドレナージ術、【眼】霰粒腫摘出術、眼瞼膿瘍切開術、角膜潰瘍搔爬術、角膜潰瘍焼灼術、【耳鼻咽喉】鼓膜切開術、扁桃周囲膿瘍切開術、鼻腔粘膜焼灼術、鼻茸摘出術、【顔面・口腔・頸部】がま腫切開術、【腹部】腹壁膿瘍切開術、肛門良性腫瘍・肛門ポリープ・肛門尖圭コンジローム切除術、痔に対する硬化療法・結紮術・焼灼術・血栓摘出術、【性器】尖圭コンジローム切除術、包茎手術、子宮内膜搔爬術（流産による手術を除く）、子宮頸管ポリープ切除術、膣ポリープ切除術、【歯科】歯の再植術、頬・口唇・舌小帯形成術等</p> <p>※悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として上記に該当する手術を受けた場合は、お支払いの対象となる場合があります。</p>
傷病の治療を直接の目的としない手術の代表例	美容整形、人工授精・体外受精等の不妊治療（生殖補助医療）、レーシック、インプラント、診断・検査・予防のための手術 等

※お支払いの対象外となる手術に該当する手術は、病気やケガの程度によらずお支払いの対象外となります。

## 不慮の事故とは

不慮の事故とは次の「急激」「偶然」「外因」の3つの条件すべてにあてはまる事故のことをいいます。

急激とは	事故からケガの発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません）。
偶然とは	事故の発生または事故によるケガの発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。
外因とは	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（身体の内部的原因によるものは該当しません）。 ☞「外因による事故の範囲」については P.93 <a href="#">しおり別表3</a>

※病気または体質的な要因を持つ方が軽微な外因により発症（悪化）したようなケースは、不慮の事故とみなしません。

※一部の感染症については不慮の事故とみなします。

☞「不慮の事故とみなす感染症」については  
P.93 [しおり別表3](#)

【例】「急激」「偶然」「外因」の3つの条件にあてはまらない場合  
しもやけ、日焼け、熱中症、靴擦れ、寝違い、筋肉痛、使いすぎ症候群（疲労骨折、腰椎分離症、野球肩、テニス肘、アキレス腱炎、オスグッド・シュラッテル病、シンスプリント、足底筋膜炎等）、各種職業病、病的骨折、変形性関節症、脊柱管狭窄症、肩関節周囲炎（四十肩、五十肩）、感染症（とびひ、いぼ、中耳炎、外耳炎、結膜炎等）、まき爪、化粧かぶれ、薬かぶれ、無毒の虫による虫さされ 等

## 申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生した共済事由の取扱い

「終身医療」では、申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生または開始した共済事由であっても、契約が発効したことを条件に、次の場合は共済期間中の事由とみなして、共済金をお支払いします。

※新規契約および《たすけあい》《あいぷらす》から移行し、新たに事故手術に関する保障が追加となった契約が対象です。

※申込日の翌日以後、発効日の前日までに他の「終身医療」の契約が継続しており、同一事由について共済金をお支払いする場合には、共済金額の限度を超えて共済金をお支払いしません。

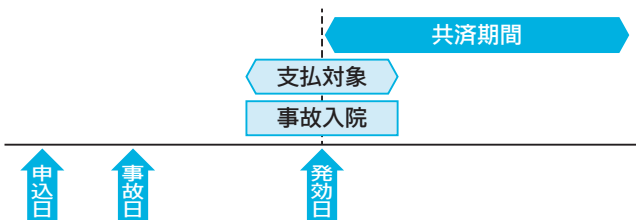
👉「共済金額の限度（加入限度）」については P.38

### 1. 不慮の事故に関する共済金

申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、発効日の前日までの期間に次の表に該当する事由が発生した場合、共済金をお支払いします。

事故入院共済金	被共済者が病院に入院を開始した場合
事故手術共済金	被共済者が、ケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合

【例】事故入院共済金をお支払いする場合

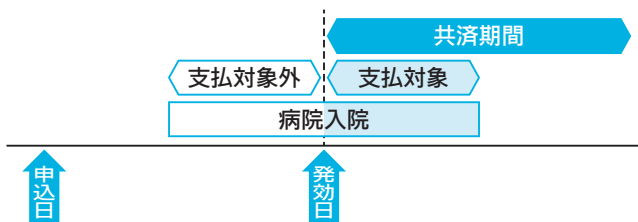


⇒申込日の翌日以後の不慮の事故を直接の原因として、発効日の前日までに開始する事故入院は、事故入院共済金のお支払いの対象になります。

## 2. 病気入院共済金

病気の治療を目的として、申込日の翌日以後、発効日の前日までの期間に病院に入院を開始し、発効日以後もその入院が継続していた場合、発効日以後の入院期間について病気入院共済金をお支払いします（発効日前の入院期間は支払対象外です）。

【例】 病気入院共済金をお支払いする場合



⇒申込日の翌日以後、発効日の前日までに開始する病気の治療を目的とする入院が発効日以後も継続している場合、発効日以後の入院期間について、病気入院共済金のお支払いの対象になります。

👉 発効日の前日までの事由を共済期間中の事由とみなす以外は、通常の共済金のお支払いと同じ取扱いとなります。保障内容等については、該当する共済金のページをご確認ください。

## 共済金をお支払いしない場合

### 1. お支払いする場合(共済事由)に該当しない場合

各共済金の「お支払いする場合(共済事由)」に該当しない場合は共済金をお支払いしません。

【例】共済事由に該当しない場合

#### ■「終身生命」

- ①所定の重度障がいの状態に該当しない場合
- ②次のア～ウに該当する場合には、死亡・重度障害共済金のお支払い対象となるため、リビングニーズ共済金をお支払いしません。
  - ア. リビングニーズ共済金をお支払いする前に、被共済者が亡くなった場合
  - イ. リビングニーズ共済金の請求前に、すでに死亡共済金または重度障害共済金をお支払いしていた場合
  - ウ. リビングニーズ共済金をお支払いする前に、死亡共済金または重度障害共済金の請求を受けた場合

#### ■「終身医療」

- ①申込日以前(申込日当日を含みます)に発生した不慮の事故によるケガの治療のための入院・手術の場合(申込日から2年を超えて開始した入院、実施した手術を除きます)
- ②所定の手術に該当しない手術(創傷処理、抜歯等)の場合
- ③病気やケガの治療を直接の目的としない手術(レーシック、インプラント、美容整形、診断・検査・予防のための手術等)の場合
- ④「入院」に該当しない入院の場合
- ⑤介護保険による入所の場合



## 2. お支払いしない場合(免責事由)に該当する場合

次の表の「お支払いしない場合(免責事由)」に該当する(×印がある)場合、その共済事由について共済金をお支払いしません。

共済事由		「終身生命」		「終身医療」	
		死亡	重度障がい	病氣入院	事故手術
お支払いしない場合(免責事由)					
1. 契約者、被共済者の故意による		×	×	×	
2. 上記1.のうち被共済者の自殺または自殺行為による重度障がい	2年以内 <sup>*2</sup>	×	×	×	
	2年超過 <sup>*2</sup>		×	×	
3. 被共済者の犯罪行為による		×	×	×	
4. 契約者または被共済者の重大な過失による				×	
5. 被共済者の法令に定める運転資格を持たない運転中、または酒気帯び運転中に生じた事故による				×	
6. 被共済者の薬物依存または薬物依存により生じた病氣・ケガによる				×	
7. 頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚症状 <sup>*5</sup> のないものによる				×	

8. 被共済者の病気に起因して生じた事故によるとき			×
---------------------------	--	--	---

- \* 1 死亡共済金については、受取人の故意によるときもお支払いしません。死亡共済金受取人が複数の場合には、その残額を故意に該当しない他の受取人にお支払いします。
  - \* 2 新規契約の場合は、申込日からの経過年数となります。移行契約の場合は、移行前契約の申込日からの経過年数となります。
  - \* 3 免責事由ではありませんが、「お支払いする場合（共済事由）」に該当しないため、共済金の支払いはありません。
  - \* 4 医療行為によって薬物依存になった場合や、薬物依存の原因について、契約者、受取人または被共済者のいずれにも責任がない場合を除きます。
  - \* 5 「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。
- ※「終身医療」において、共済金をお支払いしない場合に該当した入院と「1回の入院とみなす入院」についても共済金をお支払いしません。

👉「1回の入院とみなす場合」については P.17

### 3. 次の①～④のいずれかにより契約が終了した場合

- ①告知義務違反による解除
- ②重大事由による解除
- ③失効
- ④無効または取消

👉 契約の解除、無効または取消については「契約の終了」(→P.55)を、失効については「掛金の払込み」(→P.41)をご覧ください。

## 共済金を削減してお支払いする場合

### 1. 共済金を削減してお支払いする場合

申込日から1年以内の共済事由について共済金をお支払いする場合、次の「削減事由」に該当するときは、共済金を削減してお支払いします。

※移行契約の場合は、移行前契約の申込日から1年以内の共済事由が対象になります。

※共済金額は、次の計算により算出します。

支払共済金額 = 共済金額 × 支払率(表中の「支払率」欄に表記)

※共済金を削減してお支払いした入院と1回の入院とみなす再入院について、共済金をお支払いする場合は、前の入院と同じ支払率でお支払いします。

👉「1回の入院とみなす場合」については P.17

削減事由	支払率
申込日以前にすでにかかっていた病気を原因として（直接・間接を問いません）、申込日から申込日を含んで	
①90日以内に発生した事由の場合	30%
②91日から180日以内に発生した事由の場合	50%
③181日から1年以内に発生した事由の場合	70%

※申込日以前にすでに受傷していたケガを原因として（直接・間接を問いません）申込日から1年以内に死亡または重度障がいとなり、死亡・重度障害共済金をお支払いする場合も、上の表と同様に削減してお支払いします。

#### 【「申込日以前にすでにかかっていた」場合について】

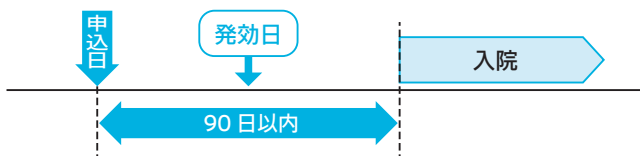
次の①～③のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①契約者または被共済者が、申込日以前に被共済者の病気の症状について自覚または認識していた場合
- ②被共済者が申込日以前に医師の診療を受けていた場合
- ③被共済者が健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合（被共済者の法定代理人が被共済者に代わり、検査異常の指摘を受けていた場合も含みます）

## 【リビングニーズ共済金について】

申込日以前にすでにかかっていた病気または受傷していたケガを原因（直接、間接を問いません）として余命6ヵ月以内と判断される状態となり、契約者が申込日から1年以内にリビングニーズ共済金を請求した場合には、上述の各共済金と同様の取扱いとなります。なお、リビングニーズ共済金は共済金額に対応する利息を差し引きますが、共済金を削減して支払う場合は、削減後の共済金額に対応する利息を差し引きます。

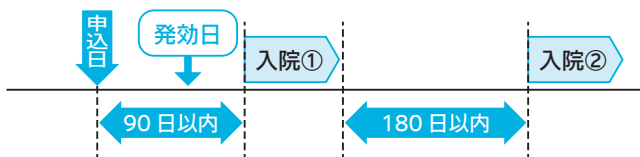
【例1】申込日以前にすでにかかっていた病気を原因とする入院の場合



⇒入院開始日が申込日から90日以内のため、共済金額の30%にてお支払いします。

【例2】申込日以前にすでにかかっていた病気を原因とする入院と1回とみなす入院の場合

※入院①と入院②は同一原因の入院とします。



⇒入院①：入院開始日が申込日から90日以内のため、共済金額の30%にてお支払いします。

入院②：入院①の退院日から180日以内の入院のため、1回の入院とみなし、入院①と同じ支払率（共済金額の30%）にてお支払いします。

## 2. その他、削減してお支払いする場合

被共済者が不慮の事故によりケガを被り共済金をお支払いする場合で、次の①または②に該当するときは、ケガに関する共済金を削減してお支払いします。

- ①事故時にすでに存在した障がい・傷病、または事故後無関係に発生した傷病の影響によって当該事故によるケガが重くなったときは、それらの影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。
- ②正当な理由がなく、被共済者が治療を怠り、または契約者もしくは受取人が被共済者を治療させなかったためにケガが重くなったときは、通常の治療を行っていた場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

# ご契約について

## 契約関係者

**ご注意** 契約関係者の取扱いにおいて、「契約者の配偶者」には契約者と内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方に戸籍上の配偶者がいる場合を除きます。

### 1. 契約者の範囲

契約者になることができる方は次のいずれかの方です。

- ・生協の組合員
- ・組合員と同一世帯に属する方

※「同一世帯に属する方」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている方をいい、必ずしも親族であることを要しません。

※「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算していることをいい、同居であることを要しません。

### 2. 被共済者の範囲

被共済者になることができる方は、次の①～③をすべて満たす方です。

- ①発効日において次のア～エのいずれかに該当する方
- ア. 契約者
  - イ. 契約者の配偶者
  - ウ. 契約者と生計を共にする、契約者の2親等以内の親族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）
  - エ. 契約者の配偶者と生計を共にする、契約者の配偶者の2親等以内の親族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）
- ※「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算していることをいい、同居であることを要しません。
- ②発効日における年齢が0歳以上満70歳以下の方
- ③発効日において「加入できない職業」に従事していない方

👉「移行契約」についてはP.80

## ●加入を制限する職業

### (1) 加入できない職業

- ①オートテスター（自動車・オートバイ）、その他これらに類する職業に従事する方
- ②自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これらに類する職業に従事する方
- ③その他①または②と同程度に危険性が高い職業に従事する方

### (2) 加入に制限がある職業

- ①「加入できない職業」以外のスポーツ競技を職業とする方
- ②登山家、登山ガイド
- ③潜水、潜函、サルベージ等に従事する方
- ④木材、石材、土砂、砂利の採取・運搬に従事する方
- ⑤坑内、隧道（トンネル）内作業に従事する方
- ⑥ハイヤー、タクシー運転手
- ⑦その他①～⑥と同程度に危険性が高い職業に従事する方

※「加入に制限がある職業」に従事している方は、発効日時点の年齢に関わらず、加入できる共済金額に制限があります。

👉「共済金額の限度（加入限度）」についてはP.38

## 3. 共済金の受取人

共済金の受取人は契約者です。

「終身生命」において、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金受取人の順位は規約に定めています。

契約者は、死亡共済金受取人を指定することもできます。

		契約者と被共済者が同じ場合	契約者と被共済者が異なる場合
死亡共済金以外の共済金		契約者	
死亡共済金	死亡共済金受取人指定なし	次の【規約に定める順位】をご覧ください。	契約者
	死亡共済金受取人指定あり	契約者が指定した死亡共済金受取人	

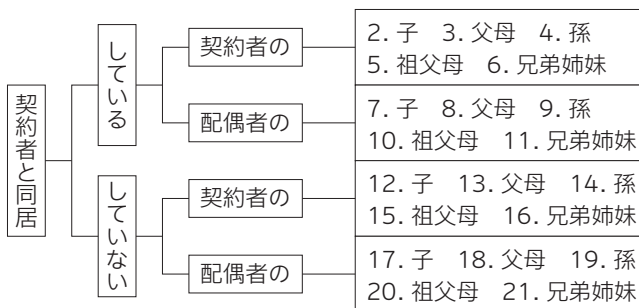
※契約者が受取人となる場合で、契約者が共済事由の発生後、当該共済金の請求を行わずに死亡したときは、契約者の相続人が受取人となります。

※共済金を請求する権利を質入れまたは譲渡することはできません。ただし、契約者を変更する場合（契約の承継）は、承継の時点ですでに発生していた共済金を請求する権利を含め、新たな契約者に譲渡することができます。

### 【規約に定める順位】

第1順位：契約者の配偶者

第2順位以下は、次の2～21の順です。



※契約者が死亡した時点における続柄で判断します。

※同順位の受取人が2人以上あるときは、各受取人の受取分は、平等の割合とします。

## 4. 死亡共済金受取人の指定または変更（「終身生命」）

契約者は、共済事由が発生するまでは、被共済者の同意を得て、死亡共済金受取人の指定（変更）をすることができます。

### （1）死亡共済金受取人の範囲

死亡共済金受取人に指定（変更）できるのは、次の①または②に該当する方です（法人を死亡共済金受取人とすることはできません）。

①契約者の親族（配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族）

②①に準ずると認められる方（契約者の日常生活に密接な関係にある方。同性パートナーを含みます）

なお、②の方に指定（変更）する場合は、「契約者に配偶者がいないこと」「契約者と被共済者が同一人であること」等の条件があります。

※契約者と内縁関係にある方を死亡共済金受取人にしたい場合は、受取人の指定の手続きをすることをお勧めします。



## (2) 死亡共済金受取人の指定または変更の手続き

### ① 所定の書面による場合

死亡共済金受取人の指定（変更）には、当会所定の書面での手続きが必要です。

所定の書面が当会に到達した場合、契約者が書面を発した時にさかのぼって指定（変更）の効力が生じます。

※C O・O P共済ホームページを通じて指定（変更）する方法もあります。

### ② 遺言による場合

契約者は、法律上有効な遺言によっても死亡共済金受取人を指定（変更）することができます。

ただし、死亡共済金受取人に指定（変更）できる方の範囲は（1）と同じです。また、被共済者の同意がなければ指定（変更）の効力を生じません。

※契約者が死亡した後、契約者の相続人（遺言により指定された方）が優先して死亡共済金受取人になるには、契約者の相続人による当会への通知が必要です。

### ご注意



①については所定の書面が、②については相続人による通知が当会に到着する前に、すでに指定（変更）前の死亡共済金受取人に死亡共済金をお支払いしていたときは、重複して死亡共済金をお支払いしません。

### ご注意



指定（変更）された死亡共済金受取人が共済事由発生以前に死亡し、その後新たな指定（変更）がされない場合、死亡共済金受取人の指定をしていないときと同様に、規約に定める受取人に死亡共済金をお支払いします。

## 5. 指定代理請求人制度

契約者は、共済金を請求できない場合または掛金払込免除の申請ができない場合に備えて、被共済者の同意を得て、指定代理請求人をあらかじめ指定（変更）することができます。

### （1）指定代理請求人の範囲

指定代理請求人は、次の①～④のいずれかに該当する方のうち1人に限り指定することができます。

- ①契約者の配偶者
- ②契約者の3親等以内の親族
- ③契約者の配偶者の3親等以内の親族
- ④ ①～③に準ずると認められる方（契約者の日常生活に密接な関係にある方。同性パートナーを含みます）

なお、④の方に指定（変更）する場合は、「契約者に配偶者がいないこと」「契約者と被共済者が同一人であること」等の条件があります。

### （2）指定代理請求人の指定または変更の手続き

指定代理請求人の指定（変更）には、当会所定の書面での手続きが必要です。

※C O・O P共済ホームページを通じて指定（変更）する方法もあります。

**ご注意** 契約者が死亡した場合、または指定代理請求人が（1）の範囲外となった場合、指定（変更）は効力を失います。



指定代理請求人による共済金のご請求については「代理人による請求手続き」（→P.71）をご覧ください。

## 契約の申込み

### 1. 契約の申込み

契約者は、契約の申込みにあたり、被共済者の同意を得て、加入申込書\*に必要事項を記入し、当会に提出してください。

\*C O・O P 共済ホームページや当会所定の端末等を通じて契約の申込みを行う場合を含みます。

### 2. 告知と告知義務

契約の申込みにあたり、契約者と被共済者には、被共済者の健康状態等について事実をありのまま正確に告知していただく義務があります。

契約関係

#### (1) 告知事項

告知事項は、当会が契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要な事項です。加入申込書等でおたずねする「健康状態等についての質問（告知事項）」について、事実を回答してください。

※健康診断書の提出が必要になる場合があります。

#### (2) 告知事項に該当する場合の引き受け

申込日において被共済者が告知事項に該当する場合、原則として契約はお引き受けできません。

ただし、特定の病気により告知事項に該当するときは、契約をお引き受けできる場合があります。

##### ①条件付加入制度

追加告知事項に回答し、特定の病気につき共済金の支払いを免責とする等の条件に同意する同意書を提出することで、契約をお引き受けできる場合があります。

##### ②特定疾病加入制度

追加告知事項に回答することで、契約をお引き受けできる場合があります。

#### 【条件付加入制度でお引き受けした契約について】

条件付加入制度でお引き受けした《たすけあい》や《あいびらす》の契約（以下、「条件付加入契約」と表記します）から《ずっとあい》へ移行する場合、移行後の契約にも引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、条件付加入契約の申込日から起算します。

ご注意



契約者または被共済者が、故意または重大な過失により、告知事項について事実をかくしたり、事実と異なる記載をして申込みをした場合、告知義務違反として契約を解除し、共済事由が発生していても共済金をお支払いしない場合があります。

ご注意



共済募集人に口頭でお話しされても、告知事項に回答したことになりませんのでご注意ください。

### 3. 共済金額の限度（加入限度）

1人の被共済者が複数のコースに加入することは可能ですが、共済金額の限度（加入限度）を超えて加入することはできません。

#### <「終身生命」>

##### 「終身生命」の死亡共済金額の加入限度

- 被共済者の発効時年齢が満15歳未満のとき……500万円
- 被共済者が加入に制限がある職業\*1に従事しているとき  
……………500万円
- 上記以外のとき……………1,000万円

##### 《たすけあい》《あいぶらす》と「終身生命」を合わせた死亡共済金額の加入限度

- 被共済者の発効時年齢が満15歳未満のとき……1,000万円（《たすけあい》の死亡共済金額および事故死亡共済金額と「終身生命」の死亡共済金額を合わせた金額）
- 被共済者が加入に制限がある職業\*1に従事しているとき  
……………1,000万円（《あいぶらす》\*2の死亡共済金額と「終身生命」の死亡共済金額を合わせた金額）

※上記以外の場合、CO・OP共済合算の加入限度額はありません。

#### 【例】被共済者が満15歳未満のとき

《たすけあい》J2000円コースに加入している場合、死亡共済金額500万円、事故死亡共済金額300万円であるため（2020年9月現在の保障内容です）、「終身生命」は200万円が上限となります。

## <「終身医療」>

### 「終身医療」の入院共済金額の加入限度

- 被共済者が加入に制限がある職業\*1に従事しているとき  
.....日額5,000円
- 上記以外の場合.....日額10,000円

### 《たすけあい》《あいづらす》と「終身医療」を合わせた入院共済金額の加入限度

- 被共済者が加入に制限がある職業\*1に従事しているとき  
.....日額5,000円  
(《あいづらす》\*2と「終身医療」の入院共済金額を合わせた金額)
- 上記以外の場合.....日額20,000円  
(《たすけあい》《あいづらす》「終身医療」の入院共済金額を合わせた金額)

\*1  「加入に制限がある職業」については P.33

\*2 プラチナ 85 は含みません。

※入院共済金額には、《たすけあい》女性特定病気入院共済金、《あいづらす》がん入院共済金は含みません。

## 4. 契約申込みの撤回（クーリングオフ）

新規契約の場合に限り、契約申込者は、申込日から 10 日以内であれば、その申込みを撤回することができます。

※土曜日、日曜日、祝日、12月29日～翌月3日は、この10日に含みません。

### 【撤回の手続き】

書面での手続きが必要となります。書面に、次の事項を記載のうえ、申込みを撤回する旨を明記し、署名のうえご提出ください。

- ①申込コース
- ②申込日
- ③契約申込者の氏名、住所および組合員番号
- ④被共済者の氏名

なお、届出用紙はご加入の生協でも用意しております。

## 契約の成立と発効

当社が契約の申込みを審査のうえ承諾したときは、その申込日に契約が成立したものとみなし、1回目の掛金（以下、「初回掛金」と表記します）の払込日の翌日午前0時から効力が発生します。

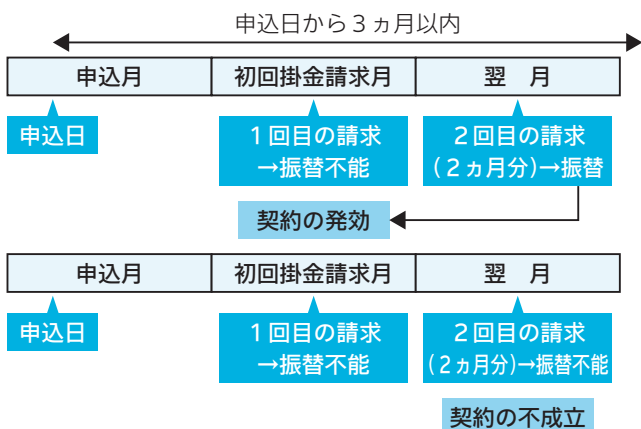
初回掛金は、申込日から3ヵ月以内に払い込んでください。

※申込みを承諾した旨の通知は、共済証書の送付をもって代えます。

※当社が初回掛金の払込日以後に加入申込書を受け付け、その申込みを承諾したときは、申込日の翌日を発効日とします。

※当社は、契約者の了承を得て、申込日の翌日以降の任意の日を発効日とする場合があります。共済証書をご確認ください。

【初回掛金（月払）を口座振替で払い込む場合】



※新規契約の初回掛金の振替ができなかった場合は、翌月2ヵ月分の掛金を請求します。2ヵ月分の掛金が振替えられた場合、初回掛金の振替時に払込みがあったものとみなし、契約は初回掛金振替日の翌日にさかのぼって発効します。

申込日から3ヵ月以内に初回掛金が払い込まれない場合、当該契約の申込みはなかったものとして取り扱います（不成立）。

※生協加入の申込みを同時に行う場合（初回掛金とあわせて生協出資金を振替える場合）、1回目の請求で振替ができなかったときは、翌月再度1ヵ月分の掛金と生協出資金を請求します。契約は生協出資金を含む金額が振替えられた日の翌日に発効します。

👉「移行契約」については P.80

## 掛金の払込み

### 1. 掛金の払込方法・払込期間

#### (1) 掛金の払込方法

掛金の払込方法は月払または年払です。

※共済期間中に年応当日から払込方法を変更することもできます。

※「一時払（「終身生命」のみ）」および「全期前納」は 2017 年 9 月 1 日発効契約をもって、新たな取扱いを停止しています。

#### (2) 掛金の払込期間

掛金払込方法が月払、年払の場合、掛金払込期間を選択できます。ただし、短期払は、利用できる被共済者の年齢に制限があります。

払込期間	内容	
終身払	契約が継続する限り一生涯にわたって掛金を払い込む方法です。	
短期払	共済期間よりも短い期間で掛金の払込みを終了する方法です。利用できる被共済者の年齢は次のとおりです。	
	60歳払込満了	0歳から満50歳まで
	65歳払込満了	0歳から満55歳まで
	70歳払込満了	0歳から満60歳まで

**ご注意** 共済期間中に掛金の払込期間を変更することはできません。

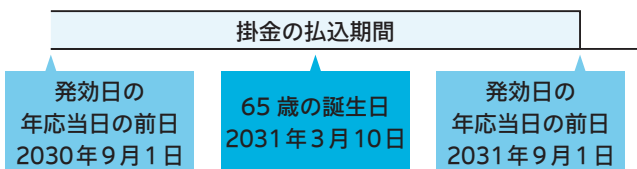
#### ①短期払の払込満了

払込満了とは、最終の払込期間分の掛金の払込みを終えることです。払込満了年齢（60歳・65歳・70歳のいずれか）となる誕生日以降に、初めて迎える発効日の年応当日の前日までを掛金の払込期間といいます\*。

\*発効日の年応当日が誕生日の場合は、誕生日の前日までを掛金の払込期間といいます。

【例】65歳払込満了の場合

※発効日が9月2日、誕生日が3月10日の場合



⇒払込期間（2031年9月1日まで）の分の掛金の払込みは、年払の場合は2030年9月1日、月払の場合は2031年8月1日で終了となり、その後は保障のみが一生涯継続します。

契約関係

②全期前納

全期前納とは、年払の掛金を加入時に一括で払い込む方法です。全期前納の掛金は、短期払のうち70歳払込満了の場合の年払掛金の総額を当会所定の割引率（前納割引率）で割り引いて算出しています。

全期前納では一括で払い込まれた掛金を1年分ずつ、発効日の年応当日ごとに充当し、次年度以降充当する予定の前納掛金は当会が預かり、所定の利息を付与して積み立てます。

70歳までに契約が終了（消滅、解約等）した場合には、次年度以降充当する予定であった前納掛金があれば払い戻します（ただし、詐欺または強迫による契約の取消しの場合を除きます）。

【例】全期前納の場合

※発効日が9月2日の場合



⇒掛金充当期間中に契約が終了した場合は、2031年9月2日以後の分として充当する予定であった前納掛金の残額に所定の利息を付与した金額を払い戻します。ただし、2031年9月2日において満70歳の方は以後充当する前納掛金がないため（2030年9月1日で前納掛金の充当が終了）、前納掛金の払い戻しはありません。



## 2. 掛金の払込経路

掛金の払込経路は口座振替です。

※毎月の掛金の口座振替日は、ご加入の生協ごとに異なりますのでご注意ください。その日が金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。


※同一の口座から2つ以上の契約（他のC O・O P共済の契約を含みます）の掛金を合算して払い込む場合、そのうち一部の掛金の払込みを指定することはできません。

※月払の契約で振替日に掛金の振替ができなかったときは、翌月の振替日に、過去振替ができなかった掛金（未払込掛金）を合計して請求します。未払込掛金を含めた合計金額が振替られない限り、掛金の払込みはなかったものとして取り扱います。

年払の契約で振替日に掛金の振替ができなかったときは、翌月の振替日に、再度掛金を請求します。

※口座振替により払い込む掛金については、請求書および領収書の発行を省略する場合があります。

※ご加入の生協により、クレジットカード払等、他の払込経路を利用できる場合があります。詳しくは、ご加入の生協またはコープ共済センター（コールセンター）までお問い合わせください。

**ご注意**  口座振替以外の払込経路の場合であっても、口座振替における振替日に掛金の払込みがあったものとみなします（払込経路によらず契約の発効タイミングは同一となります）。

## 3. 2回目以後の掛金の払込猶予期間

2回目以後の掛金は、払込期日までに払い込んでください。なお、3カ月の払込猶予期間があります。

### （1）払込期日

払込期日は、発効応当日の前日が属する月の末日となります。

【例1】発効応当日が27日の契約の場合

⇒3月の払込期日は、発効応当日の前日（3月26日）が属する月の末日のため、3月末日となります。

【例2】発効応当日が1日の契約の場合

⇒発効応当日の前日が月の末日であるため、3月の払込期日は、3月末日となります。

## (2) 払込猶予期間

払込猶予期間は、払込期日の翌日から3ヵ月となります。

【例】3月の掛金が払込期日（3月31日）までに払い込まれなかった場合  
⇒払込猶予期間は6月末日までとなります。

※年払の場合も同様の考え方です。例えば、2回目の発効当日が2020年3月27日の場合、払込期日は2020年3月末日、払込猶予期間は2020年6月末日までとなります。

## 4. 契約の失効

払込猶予期間中に掛金が払い込まれない場合（4ヵ月続けて掛金が払い込まれない場合）、契約は払込期日の属する月（発効日が月の1日の契約の場合は、払込期日の属する月の翌月）の発効当日の午前0時にさかのぼって失効します。

※契約が失効した場合、契約者にその旨を通知します。契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

👉「解約返戻金」については P.62

【口座振替の例】発効当日が27日の契約の場合

	振込期日				
振替月	2月	3月	4月	5月	6月
振替結果	○	×	×	×	×

▲ 失効

▶ 払込猶予期間

↑ 3月27日午前0時にさかのぼって失効

- 掛金の振替ができたとき
- × 掛金の振替ができなかったとき

**ご注意** 《ずっとあい》では契約の復活、貸付制度を取り扱っておりません。



## 5. 掛金の払込みが難しい場合

掛金の払込みが難しい場合、契約を有効に継続するため、契約を変更する方法もあります。

### ① 払込方法の変更

年払契約の方は、月払に変更することができます（月払を年払に変更することもできます）。新たな払込方法は発効日の年応当日から適用となります。

※一時払、全期前納の場合は変更できません。

### ② 共済金額の一部解約（減額）

共済金額を減らすことで、以後の掛金を少なくする方法もあります。ただし、契約発効時年齢において募集している最低保障額よりも減額することはできません。

👉 「保障内容を変更する場合」については P.51

## 掛金の払込免除（「終身医療」）

※本項の説明において、各用語の取扱いは次のとおりです。

医師	医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師を指します。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。
所定の重度障がい	労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 9 月 1 日労働省令第 22 号）別表第 1「障害等級表」（第 14 条、第 15 条、第 18 条の 8 関係）の第 1 級、第 2 級および第 3 級の②、③、④のいずれかの身体障がいの状態であると医師が診断したものをいいます。
身体障がい	病気またはケガが治癒したときに残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。なお、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害（PTSD 等）を含みます。

### 1. 掛金の払込免除の概要

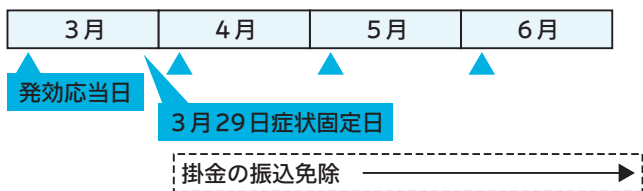
「終身医療」では、被共済者が共済期間中、かつ、掛金払込期間中に所定の重度障がいとなった場合、症状固定日以後の掛金の払込みを免除します（保障はそのまま継続します）。

※全期前納の契約で、次年度以降充当する予定であった前納掛金がある場合は、前納掛金の残額に所定の利息を付与した金額を払い戻します。

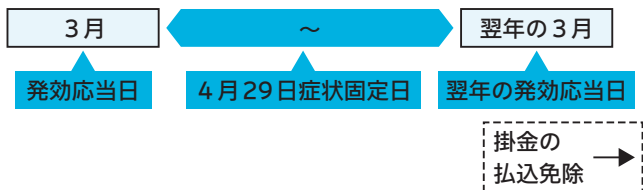
 「全期前納」については P.42

※以下に挙げる例については、すべて共済期間中、かつ、掛金払込期間中に所定の重度障がい状態となった場合とします。

【例1：月払】6日が発効月応当日の契約の場合



【例2：年払】3月6日が発効年応当日の契約の場合



契約関係

**ご注意** 所定の重度障がいの判断は、身体障がい者手帳に記載されている障がいの級別や公的介護保険制度の要介護認定基準等とは異なります。

「所定の重度障がい」については **しおり別表1** (→P.86) をご覧ください。

## 2. 掛金の払込免除の詳細

### (1) 障がいの認定

- ① 重度障がいの等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)第2項から第4項に準じて行います。
- ② 次のア～ウのいずれかに該当する場合、重度障がいについて症状が固定したものとみなします。
  - ア. 病気により、所定の重度障がいの状態に該当し、その原因となった病気について回復の見込みがないとき
  - イ. 不慮の事故により、事故日から2年以内に、所定の重度障がいの状態に該当し、その原因となったケガについて回復の見込みがないとき
  - ウ. 不慮の事故により、事故日から2年を超えて公的な障がい認定(自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等)を受けたとき(事故日から2年目において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします)

- ③次のアまたはイの場合は、重度障がい状態に該当するかどうかの判断を、次のとおり行います。
- ア. 事故時にすでに存在した障がい・傷病、または事故後無関係に発生した傷病の影響によって当該事故によるケガが重大となったときは、それらの影響がなかった場合に相当する障がいの状態で判断します。
  - イ. 正当な理由がなく、被共済者が治療を怠り、または契約者もしくは受取人が治療させなかったためにケガが重大となった場合は、通常の治療を行っていた場合に相当する障がいの状態で判断します。

## (2) 掛金の払込免除に関する注意事項

- ①当会は、必要に応じて、当会の指定する医師による診断（検案を含みます）を求め、および事実を確認することができます。なお、当会が必要と認めた診断（検案を含みます）、および事実の確認・照会に際し、契約者、被共済者もしくはこれらの代理人が、正当な理由なくその協力、同意または回答を拒みもしくはこれを妨げた場合（これにより診断や事実の確認・照会が遅滞した期間については、当会は遅滞の責任を負わず、必要な診断や事実の確認・照会が終わるまで）は掛金の払込免除をしません。
- ②当会が次のア～ウの事項について報告を求めたときは、契約者は遅滞なく報告してください。契約者が正当な理由なく報告を怠ったときは、その報告がなされるまでの期間については、当会は掛金の払込免除の遅滞の責任を負いません。
- ア. 被共済者の傷病もしくは障がいの状況
  - イ. 被共済者の就業の状況
  - ウ. その他契約の維持または掛金の払込免除上必要な事項
- ③戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災により、重度障がい状態となった場合、当会の総会の議決を経て掛金の全部または一部の額についてその払込免除の延期または払込免除としないことがあります。
- ④掛金の払込免除の申請には時効がありますのでご注意ください。掛金の払込免除を申請する権利は、これを行えることができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

## 3. 掛金の払込免除の申請に必要な書類

掛金の払込免除の申請の際は、共済掛金払込免除申請書、障がい診断書（原則として当会所定の様式によるもので、原本の提出が必要です）、その他当会が指定するものをご提出ください。必要な書類が提出されない場合、掛金の払込免除の手続きがす

すめられません。ご提出いただく書類については、掛金の払込免除の申請の手続き時にご案内します。

※書類取得にかかる費用は契約者の負担になります。

## 掛金の払込免除をしない場合

### 1. 掛金の払込免除をしない場合（免責事由）に該当する場合

次のような場合は、掛金の払込免除をしません。

掛金の払込免除をしない場合	
1. 右記共済契約関係者の故意によるとき	契約者
	被共済者 (自殺行為の場合は、申込日から2年以内の自殺行為により重度障がい状態となったとき*1)
2. 被共済者の犯罪行為によるとき	
3. 申込日以前にすでにかかっていた*2病気または受傷していたケガを原因（直接、間接を問いません）として、申込日から1年以内に重度障がい状態となったとき	

\*1 移行契約の場合は、移行前契約の申込日から2年以内となります。

\*2 「申込日以前にすでにかかっていた」とは、次のア～ウのいずれかの状態をいいます。

ア. 契約者または被共済者が、申込日以前に被共済者の病気の症状について自覚または認識していた場合

イ. 被共済者が申込日以前に医師の診療を受けていた場合

ウ. 被共済者が健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合（被共済者の法定代理人が被共済者に代わり、検査異常の指摘を受けていた場合も含まれます）

### 2. 次の①～④のいずれかにより契約が終了した場合

①告知義務違反による解除

②重大事由による解除

③失効

④無効または取消



契約の解除、無効または取消については「契約の終了」（→P.55）を、失効については「掛金の払込み」（→P.41）をご覧ください。



## 契約内容・契約関係者に関する変更

### 1. 保障内容を変更する場合

共済期間中に保障内容を見直したい場合は次のように行います。

#### (1) 共済金額を増額したい場合

共済期間中における共済金額の中途増額は取り扱っておりません。共済金額を増額したい場合には、別途新たな契約を締結することで共済金額を増額することができます。

#### (2) 共済金額を減額したい場合

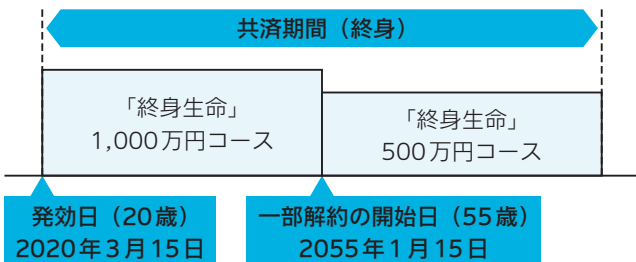
それぞれ次のように、共済期間中に共済金額を減額（一部解約）することができます。

##### ■「終身生命」

100万円単位の一部解約が可能です。発効日における年齢（一部解約を申し出るときの年齢ではありません）により減額後の共済金額が次の最低共済金額を下回る一部解約はできません。

発効時年齢	最低共済金額
0歳から満44歳	300万円
満45歳から満59歳	200万円
満60歳から満70歳	100万円

【例】20歳で「終身生命」1,000万円コースに加入した方が、55歳のときに「終身生命」500万円コースに一部解約する場合



⇒変更後の保障は、発効応当日から開始します。一部解約日以後の掛金は、発効日（20歳）時点の「終身生命」500万円コースの掛金となります。

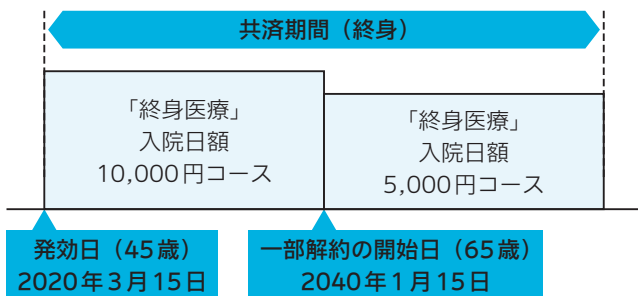
なお、発効時年齢20歳の場合、「終身生命」300万円コースより共済金額を小さくすることはできません。

## ■「終身医療」

発効日における年齢（一部解約を申し出るときの年齢ではありません）で加入可能なコースに限り、一部解約が可能です。減額後の共済金額が次の最低共済金額を下回るコースへの一部解約はできません。

発効時年齢	最低共済金額
0歳から満59歳	日額5,000円
満60歳から満70歳	日額3,000円

【例】45歳で「終身医療」入院日額10,000円コースに加入した方が、65歳のときに「終身医療」入院日額5,000円コースに一部解約する場合



⇒変更後の保障は、発効応当日から開始します。一部解約日以後の掛金は、発効日（45歳）時点の「終身医療」入院日額5,000円コースの掛金となります。

なお、発効時年齢45歳の場合、「終身医療」入院日額5,000円コースより共済金額の小さいコースに一部解約することはできません。

## 2. 契約者を変更する場合（契約の承継）

契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、他の方に契約を引き継ぐことができます（契約の承継）。また、契約者が死亡した場合、被共済者が契約を承継することができます。

- ※被共済者が未成年者である等の理由で、契約者となるのが困難な場合には、他の方が契約を承継することができます。
- ※いずれの場合も、契約者となる方は、「契約者の範囲」に定める方であり、かつ被共済者の方がその方との関係で「被共済者の範囲」となる方であることが必要です。

**ご注意** 契約者に変更となった場合は死亡共済金受取人および指定代理請求人の指定は効力を失います。必要に応じて、新たな契約者が改めて指定をしてください。



👉「契約関係者」については P.32

## 3. 生協に通知が必要な場合（契約者の通知義務）

次の①～⑤のような変更があった場合、契約者はすみやかにご加入の生協までご連絡のうえ、所定の書面で手続きを行ってください。

- ①被共済者がお亡くなりになった場合（契約者と被共済者が同一人の場合は、相続人からご連絡ください）
- ②契約者、被共済者、指定した死亡共済金受取人および指定代理請求人の氏名変更
  - ※「氏名変更」とは、結婚等による「姓名」の変更であって、人の変更ではありません。
- ③契約者の住所または住居表示の変更
- ④掛金の振替口座等、払込経路に関する変更
- ⑤組合員と契約者が別世帯となった場合、または契約者と被共済者が別生計になった場合
  - ※変更内容によっては、コープ共済センター（コールセンター）やC O・O P 共済ホームページを通じて手続きができる場合もあります。
  - ※契約者の氏名、住所または住居表示の変更について通知がされていない場合、当会からの通知事項は、当会に最終の通知のあった契約者の住所への送付をもって契約者に通知されたものとみなします。

## 4. 生協を脱退する場合

転居やその他の理由により生協を脱退する場合、契約を継続するためには、改めて《ずっとあい》を取り扱う生協にご加入いただく必要があります。

※生協脱退により契約者が「契約者の範囲」を外れるため、手続きが必要となります。

👉「契約関係者」については P.32

**ご注意** 脱退後、できるだけすみやかに生協加入手続きを行ってください。手続きが所定の期限内にされない場合、契約を継続できなくなることがあります。



なお、契約の継続を希望しない場合は、生協脱退の手続きとは別に、解約手続きが必要です。

## 5. 海外渡航をする場合

契約者が3ヵ月を超えて海外に渡航する場合、渡航中のご連絡をスムーズに行うための手続きをお願いします。海外渡航が決まったときは、すみやかにご加入の生協までご連絡ください。

## 契約の終了



契約の失効については「掛金の払込み」(→P.41)をご覧ください。

### 1. 契約の解約

契約者は、いつでも将来にむかって契約を解約することができます。解約する場合は、当会所定の解約届をご提出ください。解約届のご提出後、次のいずれか遅い日の翌日午前0時から契約は効力を失います。

- ・解約届に記入された解約指定日
- ・解約届が当会に到着した日

※契約を解約した場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

👉「解約返戻金」については P.62

※未払込の掛金がある状態で解約届を提出された場合も、解約日までは共済期間となりますので、その分の掛金を払い込んでいただく必要があります。

※掛金の返還について、日割り計算は行いません。

※全期前納の契約で、次年度以降充当する予定であった前納掛金がある場合は払い戻します。

👉「全期前納」については P.42

※《ずっとあい》は一生涯の保障商品ですので、ぜひ末永くご継続ください。また、解約後改めて契約を申し込む場合、健康状態によっては告知事項等に該当してご加入いただけない場合もあります。契約を見直す際は慎重にご検討ください。

### 2. 契約の無効

次の①～⑤のいずれかに該当する場合、契約の効力は契約締結時から生じなかったこと(無効)とし、掛金を返還します。

契約が無効となった場合、共済事由が発生しても共済金をお支払いしません。

※すでに共済金または割戻金をお支払いしていた場合、当会はその返還を請求できます。

①発効日において、契約者が「契約者の範囲」外だったとき、または被共済者が「被共済者の範囲」外だったとき

- ②被共済者が発効日の前日にすでに死亡していたとき  
※「終身医療」において、発効日前の共済事由に対して共済金をお支払いする場合は除きます。  
☞「**申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生した共済事由の取扱い**」については P.24
- ③被共済者 1 人あたりの加入限度を超過していたとき  
※重複加入による超過の場合、原則として初回発効日の遅い契約が無効となります。  
☞「**共済金額の限度（加入限度）**」については P.38
- ④契約の申込みに際し、契約者が被共済者の同意を得ていなかったとき
- ⑤契約者の意思によらないで契約の申込みがされたとき

### 3. 告知義務違反による契約の解除

契約者または被共済者が、故意または重大な過失により、告知事項について、事実をかくしたり、事実でないことを記載して契約の申込みをした場合（告知義務違反）、当会はその契約を将来にむかって解除することができます。

※契約を解除する場合、契約者に対して通知します。ただし、契約者の所在不明その他の理由で通知できない場合には、被共済者または受取人に対して通知します（通知した日を「解除日」とします）。

**ご注意** 解除日までに共済事由が発生していた場合でも、共済金はお支払いしません。また、「終身医療」において、掛金の払込免除事由が発生していた場合でも、掛金の払込みは免除しません。

すでに共済金をお支払いしていた場合、当会はその共済金の返還を、すでに掛金の払込免除をしていた場合、当会に必要な掛金の請求をすることができます。ただし、その共済事由または掛金の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または受取人が証明したときはこの限りではありません。

※契約が解除となった場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

☞「**解約返戻金**」については P.62

※全期前納の契約で、次年度以降充当する予定であった前納掛金がある場合は払い戻します。

☞「**全期前納**」については P.42

## 【当会が契約を解除できない場合について】

次の①～⑥のいずれかに該当する場合、当会は契約を解除することができません。

- ①当会が契約締結時に告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失により告知義務違反の事実のあることを知らなかったとき
  - ②当会との契約締結を媒介できる者（共済募集人）が契約者または被共済者による告知を妨げたとき
  - ③当会との契約締結を媒介できる者（共済募集人）が、契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき
  - ④当会が解除の原因（告知義務違反）を知ってから1ヵ月を経過したとき
  - ⑤告知義務違反のあった申込日（移行契約の申込日を含みます）から2年以内に共済事由が発生しておらず、なおかつ2年を超えて契約が存続していたとき
  - ⑥告知義務違反のあった申込日（移行契約の申込日を含みます）から5年を経過したとき
- ※②、③については、共済募集人の行為がなかったとしても、契約者または被共済者が解除の原因となる事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、当会は契約を解除することができます。

## 4. 重大事由による契約の解除

重大事由に該当する場合、当会は将来にむかってその契約を解除することができます。

※契約を解除する場合、契約者に対して通知します。ただし、契約者の所在不明その他の理由で通知できない場合には、被共済者または受取人に対して通知します（通知した日を「解除日」とします）。

**ご注意** 重大事由が発生したときから解除日までに、共済事由が発生していた場合でも共済金はお支払いしません。また、「終身医療」において、掛金の払込免除事由が発生していた場合でも、掛金の払込みは免除しません。すでに共済金をお支払いしていた場合、当会はその共済金の返還を、すでに掛金の払込免除をしていた場合、当会は必要な掛金の請求をすることができます。ただし、「終身生命」において死亡共済金受取人のみが「重大事由とは」のうち④に該当し、重大事由による解除を行う場合で、その死亡共済金受取人が死亡共済金の

一部の受取人であるときは、死亡共済金のうち、その受取人以外に支払われるべき共済金はお支払いします。

👉「**重大事由とは**」については P.61

※契約が解除となった場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

👉「**解約返戻金**」については P.62

※全期前納の契約で、次年度以降充当する予定であった前納掛金がある場合は払い戻します。

👉「**全期前納**」については P.42

## 5. 契約の消滅

被共済者が死亡した場合、そのときをもって契約は終了します。また、「終身生命」において重度障害共済金をお支払いした場合、医師の診断に基づく重度障がい（注）の固定日をもって、もしくはリビングニーズ共済金をお支払いした場合は請求日をもって、契約は消滅します。

「終身医療」では契約の消滅に伴う共済金の支払いはありませんが、割戻金等が発生する場合がありますので、契約者（被共済者と異なる方の場合）または契約者の相続人から必ず当会までご連絡ください。

※「終身生命」において契約が消滅した場合、解約返戻金の支払いはありません。ただし、被共済者が死亡し、死亡共済金が支払われなかった場合は、契約者は、当会に解約返戻金を請求することができます。

※「終身医療」において契約が消滅した場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

👉「**解約返戻金**」については P.62

※全期前納の契約で、次年度以降充当する予定であった前納掛金がある場合は払い戻します。

👉「**全期前納**」については P.42

## 6. 被共済者による解除請求

契約者と被共済者が異なる契約について、次の①～④のいずれかに該当する場合は、被共済者は契約者に対して契約の解除を請求することができます。



- ①契約者または受取人に、「重大事由とは」のうち①または②に該当する行為があったとき
- ②契約者または受取人が「重大事由とは」のうち④に該当するとき
- ③被共済者の契約者または受取人に対する信頼を損ない、当該契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④契約者と被共済者との間の親族関係の終了等の事情により、当初被共済者が契約の申込みに同意した前提に大きな変化が生じたとき

👉「重大事由とは」については P.61

※契約が解除となった場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求することができます。

👉「解約返戻金」については P.62

※全期前納の契約で、次年度以降充当する予定であった前納掛金がある場合は払い戻します。

👉「全期前納」については P.42

## 7. 債権者等による解除、および受取人による契約の存続

契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）により解約返戻金、短期払の契約または全期前納の契約が差し押さえの対象になった場合、次の手続きにより債権者等が契約の解除をすることがあります。また、そのような場合に、受取人は契約を継続するための手続きを行うことができます。

### （1）債権者等による解除請求

債権者等による契約の解除は当会所定の書面を提出し、当会に到着した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

※「終身生命」において契約が解除となった場合、当会は債権者等に解約返戻金等をお支払いします。また、契約が解除となる前に、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が発生した場合は、債権者等に支払うべき共済金額等を差し引いた額を受取人にお支払いします。

※「終身医療」において契約が解除となった場合、当会は債権者等に解約返戻金等をお支払いする場合があります。

### （2）受取人による契約の存続

（1）により債権者等が解除の通知を行った場合でも、解除が当会に通知された時において、次の①および②に該当する受取人（「終身生命」では解約返戻金等の受取人を含みます）は契約を継続させることができます。

①契約者以外の者

②契約者もしくは被共済者の親族、または被共済者本人  
※受取人が契約を継続させるためには、解除の通知が当会に到着したときから1ヵ月を経過する日までの間に、次のア～ウのすべての手続きを行う必要があります。

ア. 契約者の同意を得ること

イ. 解除の通知が当会に到着した日に解除の効力が生じたとすれば当会が債権者等に支払うべき金額を、債権者等に対して支払うこと

ウ. イについて、債権者等に支払いを行ったことを当会に対して通知すること(当会への通知についても期間内に行うことが必要です)

## 8. 詐欺または強迫による契約の取消し

契約の締結に際して、契約者、被共済者または受取人に詐欺または強迫の行為があった場合、当会は契約を取り消すことができます。この場合には、掛金の返還および解約返戻金、割戻金のお支払いはありません。

※取消し以前に共済事由が発生しても共済金をお支払いしません。すでに共済金または割戻金をお支払いしていた場合、当会はその返還を請求できます。

※契約を取り消す場合、契約者に対して通知します。ただし、契約者の所在不明その他の理由で通知できない場合には、被共済者または受取人に対して通知します。

## 重大事由とは

次の①～⑤のいずれかに該当するものをいいます。

- ①契約者、被共済者（「終身生命」における死亡共済金の場合を除きます）または受取人が、当会に当該契約に基づく共済金を支払わせることまたは当会に「終身医療」の掛金の払込免除をさせることを目的として、故意に共済事由または掛金の払込免除事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ②契約者または受取人が当該契約に基づく共済金の請求行為または「終身医療」における掛金の払込免除の申請行為に関して詐欺を行い、または行おうとしたとき
- ③他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- ④契約者、被共済者または受取人が、次のア～エのいずれかに該当するとき
  - ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合  
※「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。  
※上記、暴力団からその他の反社会的勢力までを総称して、以下、「反社会的勢力」といいます。
  - イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
  - ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
  - エ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑤契約者、被共済者または受取人が、当会、他の共済団体または保険会社との間で締結した共済契約または保険契約等が重大事由により解除される等により、当会の契約者、被共済者または受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

## 解約返戻金

### 1. 「終身生命」の解約返戻金

次の①～⑥のいずれかにより契約が終了し、解約返戻金がある場合には、解約返戻金をお支払いします。

- ①失効
- ②解約
- ③告知義務違反による解除
  - ※リビングニーズ共済金、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いした場合、解約返戻金はありません。
- ④重大事由による解除
  - ※死亡共済金の一部が支払われる場合、支払われない部分について、解約返戻金をお支払いします。
- ⑤被共済者からの解除請求による解除
- ⑥死亡共済金をお支払いしない消滅

※解約返戻金は、発効日からの経過月数（1ヵ月単位に切り上げます。日割り計算は行いません。）に応じた金額となります。また、払込方法が年払・一時払の場合の掛金返金は、解約時に未経過の共済期間の月数に応じて、解約返戻金に含めて返金します。

※全期前納の契約で、次年度以降充当する予定であった前納掛金がある場合は、前納掛金の残額に所定の利息を付与した金額を払い戻します。

👉「全期前納」については P.42

👉解約返戻金については、「解約返戻金目安表」P.101 資料3

### 2. 「終身医療」の解約返戻金

掛金払込期間中の解約返戻金はありませんが、短期払または全期前納の契約で、掛金払込期間とその期間中の掛金の払込みがともに終了した後に次の①～④のいずれかにより契約が終了した場合は、入院日額の10倍の金額を払い戻します。

- ①解約
- ②重大事由による解除
- ③被共済者からの解除請求による解除
- ④消滅

※重度障がいにより掛金の払込免除となった契約については、当初の掛金払込期間の満了後に、上記の①～④のいずれかにより契約が終了した場合にのみ、上記と同様に入院日額の10倍の金額を払い戻します。

【解約返戻金の有無について】

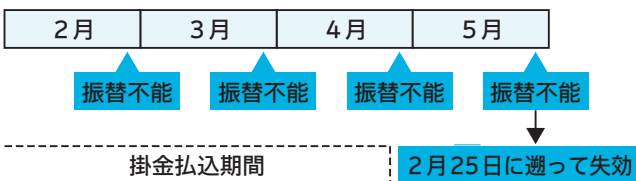
掛金の払込方法、払込期間		上記①～④に伴う解約返戻金の有無
終身払（月払・年払）		ありません
短期払 （月払・年払）	掛金払込期間中	ありません
	掛金払込期間満了後	入院日額の10倍
全期前納	掛金充当期間中	ありません*
	掛金充当期間満了後	入院日額の10倍

\*全期前納の契約で、次年度以降充当する予定であった前納掛金がある場合は、前納掛金の残額に所定の利息を付与した金額を払い戻します。

👉 「全期前納」については P.42

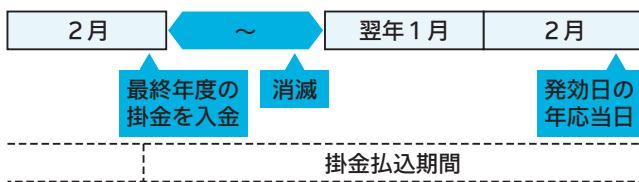
**ご注意** 年払等の契約で、すでに払い込まれた掛金に対応する期間に未経過の期間があったとしても、未経過の期間に対応する掛金相当額のお支払いはしません。  
短期払または全期前納の契約で、掛金の払込期間は終了したものの、掛金の払込みがなされておらず、契約が失効した場合は、解約返戻金をお支払いしません。

【例 1】26日が発効応当日の契約の場合（月払）



⇒2月25日に振り替えができなかった場合、掛金の払込期日は2月末日、払込猶予期間は5月31日（払込期日の翌日から3ヵ月後）までとなります。払込猶予期間までに払込みがなかった場合、掛金払込期間は終了していますが、その期間中の掛金が払い込まれておらず、2月25日の24時に失効してしまうため、解約返戻金の支払対象とはなりません。

【例2】2月26日が発効日の年応当日の契約の場合（年払）



⇒2月25日に最終年度の掛金（年払）を振り替えたため、掛金払込期間中の掛金はすべて支払われていますが、掛金払込期間が終了する前に契約の終了となるため、解約返戻金の支払対象とはなりません。

契約関係

### 3. 解約返戻金の請求手続き

解約返戻金（全期前納の契約の場合、次年度以降充当する予定であった前納掛金の残額に所定の利息を付与した金額を含む）の請求の際は、次の書類をご提出ください。

- ・解約返戻金請求書（またはその他請求書）
- ・契約者の印鑑登録証明書
- ・「終身医療」における死亡消滅の場合は被共済者の死亡の事実を確認できる書類（住民票等）
- ・その他当会が指定するもの

※必要な書類が提出されない場合、解約返戻金等のお支払いの手続きがすすめられません。

※書類取得にかかる費用は契約者の負担になります。なお、当会は、上記の書類以外の書類の提出を求めることや、書類の一部の省略を認める場合があります。

※解約返戻金は、契約終了日以降にお支払いします。

#### ご注意

《ずっとあい》では、次のような取扱いはありません。

- ・払込期間の変更  
短期払と終身払の変更、払込満了年齢の変更（60歳払込満了を65歳または70歳払込満了に変更する等）はできません。
- ・解約返戻金を活用した貸付  
解約返戻金から一時的にお金を貸し付けて、掛金に充当する取扱いはありません。
- ・解約返戻金を活用した払済  
解約返戻金を一時払掛金に充当して、以後の共済金額を新たに定める取扱い（払済）はありません。
- ・解約返戻金を活用した延長

解約返戻金を一時払掛金に充当して、以後の共済期間を終身から定期に変更する取扱い（延長）はありません。

## 割戻金

### 1. 割戻金の割り当て

事業年度ごとに決算を行い、当該事業年度の剰余に応じて、次の①または②のいずれかに該当する契約に対し、割戻金の割り当てを行います。

①当該事業年度末に有効な契約

②当該事業年度中に消滅となった契約

※当会の事業年度は、3月21日から翌年3月20日です。

※共済掛金の払込みがなされていない契約については、共済掛金が払い込まれるまで割り当ての対象から除きます。

※割戻金は、「割戻通知書」にて毎年9月頃に契約者に通知します。

### 2. 割戻金の据え置き

剰余金が出た場合、原則として割戻金の割り当てを行い、終了日まで利息をつけて据え置きます。

なお、割戻金に対する利息は、割戻金の割り当てを行ってから1年以上据え置いた場合に付与されます。

### 3. 共済期間中の割戻金の請求と支払方法

契約者は、据え置いた割戻金を共済期間中に請求することができます。

なお、割戻金は次の①または②のいずれかの方法でお支払いします（ご加入の生協が取り扱っている方法に限ります）。

①契約者が指定する口座への振込み

②電子マネー等への振替



# 共済金のご請求およびお支払い

## ご請求からお支払いまでの流れ

共済金のご請求は、次のような流れとなります。

### 1. 共済金ご請求に関するご連絡

共済金をご請求する場合、受取人となる方からコープ共済センター（コールセンター）までご連絡ください。共済金請求書等をお送りします。

※お問い合わせ先は本冊子の裏表紙をご覧ください。

※ご請求いただく前に、共済証書、本冊子等でご加入のコースの保障内容をご確認ください。

※お手続きの際には、共済証書記載の契約番号、組合員番号、契約者と被共済者の氏名および電話番号をお知らせください。

※「終身医療」において手術共済金のご請求をいただく場合、あらかじめ医療機関に手術名、手術コードをご確認のうえご連絡いただけますと、より詳細なご案内をすることができます。

**ご注意** 共済証書に記載の内容（住所等）に変更がある場合は、あわせてご連絡ください。



### 2. 共済金請求書等が手元に届いたら

到着した書類をご確認のうえ、共済金請求書等に必要事項を記入し、ご案内した提出書類をご準備ください。提出書類は同封の返信用封筒に入れて送付してください。

※ご請求の際は、当会より病院または医師等に治療内容や傷病内容について照会する場合があること、また照会内容について証明書の発行を受ける場合があることをご了承ください。

**ご注意** ご請求に必要な書類（診断書、戸籍謄本等）の取得費用は、受取人の負担となります。




また、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

👉 提出書類については P.95 [しおり別表4](#)

### 3. 提出書類を送付したら


書類の到着後、当会にてご請求内容を確認します。

**ご注意**  入院期間や手術の種類等について、共済金のお支払い内容を確定するために必要な事項が確認できない場合等は、改めて他の書類の提出をお願いすることがあります。

### 4. 共済金のお支払い

ご請求内容を確認後、受取人に共済金をお支払いします。

※共済金のお支払いは、受取人名義の口座または掛金振替口座への振込みにより行います。

**ご注意**  ご請求内容を確認した結果、共済金をお支払いしない場合や削減してお支払いする場合があります。

### 1. 共済金のご請求

- ① 共済金をご請求する場合は、受取人となる方がお手続きください。
- ② 受取人が未成年者の場合、共済金のご請求手続きは受取人の法定代理人（親権者等）が行ってください。
- ③ 同一の共済金について受取人が2人以上いる場合は、代表者を1人決めてご請求ください。その際は委任状の提出が必要です。  
代表者が受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対してお支払いします。
- ④ 1人の受取人に対して共済金の全額をお支払いした場合、他の受取人には重複して共済金をお支払いしません。
- ⑤ 共済金の払込先は、受取人名義の金融機関等の口座をご指定ください。なお、掛金を口座振替により払い込んでいる場合は、掛金振替口座に共済金をお支払いすることもできます。
- ⑥ 共済金のご請求には時効がありますのでご注意ください。  
共済金を請求する権利は、これを行行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

### 2. 共済金のお支払い

- ① 共済金は、請求に必要な書類すべてが当会に到着した日の翌日から10日以内に受取人にお支払いします。  
※この10日には、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌月3日までの日を含みません。
- ② ①にかかわらず、共済事由の有無、契約の解除、無効または取消事由の有無その他、当会がお支払いすべき共済金の額を確定するために調査または確認が必要な場合は、必要書類の到着日の翌日から30日以内に共済金をお支払いします。さらに、この調査・確認のために、次の表に掲げる事項について特別な照会や調査が必要な場合は、必要書類の到着日の翌日から、表に示す期間（履行期）中に共済金をお支払いします。

特別な照会や調査が必要な事項	履行期
災害救助法が適用された地域において調査または確認等が必要な場合	60日以内

特別な照会や調査が必要な事項	履行期
病院等の医療機関または医師等へ書面または面談による調査または確認等が必要な場合	90日以内
医療機関、検査機関その他専門機関による鑑定または審査等が必要な場合	
弁護士法その他法令に基づく照会が必要な場合	
警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合	180日以内
調査または確認先が日本国外にある場合	
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合	360日以内

- ③共済金のお支払いについて、①および②に定めた期間より遅滞した場合、当会は民法の規定に従って遅滞の責任を負います。
- ④当会は、必要に応じて、当会の指定する医師による診断（検案を含みます）を求めること、および事実を確認することができます。
- ⑤当会が必要と認めた診断（検案を含みます）および事実の確認・照会に際し、契約者、被共済者、受取人またはこれらの代理人が、正当な理由がなくその協力、同意もしくは回答を拒んだとき、またはこれを妨げたときは、これにより必要な診断や事実の確認・照会が遅滞した期間については、当会は遅滞の責任を負わず、必要な診断や事実の確認・照会が終わるまでは共済金をお支払いしません。
- ⑥当会が次のア～ウの事項について報告を求めた場合、契約者は遅滞なく報告してください。契約者が正当な理由なく報告を怠ったときは、その報告がなされるまでの期間については、当会は共済金お支払いの遅滞の責任を負いません。
- ア. 被共済者の傷病もしくは障がいの状況  
イ. 被共済者の就業の状況  
ウ. その他契約の維持または共済金のお支払い上必要な事項
- ⑦未払込掛金があるときは、当会は支払うべき共済金から、契約者が払い込むべき掛金を差し引くことができます。
- ⑧戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災の場合、当会の総会の議決を経て共済金の分割払い、お支払いの延期または削減をすることがあります。

### 1. 指定代理請求人による場合

#### (1) 指定代理請求人がお手続きできる場合

契約者が受取人となる共済金について、契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ法定代理人がない場合は、指定代理請求人による請求のお手続きができます。

※法定代理人がいる場合は、法定代理人からのお手続きをお願いします。

※「共済金を請求できない事情」とは、深昏睡状態、遷延性意識障がい、重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあることをいいます。

👉 「指定代理請求人制度」については P.36

#### (2) 指定代理請求人による請求手続きの取扱い

①共済金の払込先は、契約者名義の金融機関等の口座をご指定ください。ただし、次のア～ウのいずれかの方が指定代理請求人としてお手続きする場合で、当会の了承を得たときは、指定代理請求人名義の金融機関等の口座を指定できます。

ア. 契約者の配偶者

イ. 契約者の3親等以内の親族

ウ. 契約者の配偶者の3親等以内の親族

②指定代理請求人によるお手続きの場合、通常の提出書類に加え、次のア～ウの書類の提出が必要です。

ア. 契約者に共済金を請求できない事情があることを示す書類（診断書等）

イ. 契約者に成年後見人等が登記されていないことの証明書（法務局で取得できます）

ウ. 契約者と指定代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）

※当会は、上記書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。

③指定代理請求人によるお手続きの場合、共済金のお支払いの有無に関わらず、その請求に関する当会の決定は、指定代理請求人に通知します。

**ご注意** 指定代理請求人によるお手続きで共済金をお支払いした場合、他の代理人には重複して共済金をお支払いしません。

指定代理請求人が故意に共済事由を発生させた場合、または契約者を共済金請求ができない状態にさせた場

合には、指定代理請求人は共済金の請求手続きをすることができません。



「終身医療」における、掛金の払込免除の申請における指定代理請求人制度の詳細については、「代理人による掛金の払込免除手続き」(→P.74)をご覧ください。

## 2. その他の代理人による場合

### (1) その他の代理人がお手続きできる場合

①受取人に共済金を請求できない事情があり、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人によるお手続きができず、かつ受取人に法定代理人がない場合は、他の代理人(以下、「その他の代理人」と表記します)による請求のお手続きができます。

ア. 指定代理請求人が、請求時に「指定代理請求人の範囲」から外れている場合

イ. 指定代理請求人が指定されていない場合(死亡している場合、および契約者が変更されたことにより指定(変更)の効力が失われた場合を含みます)

ウ. 指定代理請求人に共済金を請求できない事情がある場合

エ. 「終身生命」において、受取人が契約者とは異なる場合(契約者以外の方が受取人となる死亡共済金の場合)

※法定代理人がいる場合は、法定代理人からのお手続きをお願いします。

※「共済金を請求できない事情」とは、深昏睡状態、遷延性意識障がい、重度認知症の状態となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあることをいいます。

②その他の代理人になることができるのは、次のア～エのいずれかの方です。

ア. 受取人の配偶者

イ. 受取人と同居または生計を共にする、受取人の3親等以内の親族

ウ. 受取人と同居または生計を共にする、受取人の配偶者の3親等以内の親族

エ. 上記ア～ウの方がいない場合や、それらの方に共済金を請求できない事情がある場合は上記ア～ウ以外の、受取人の3親等以内の親族

### (2) その他の代理人による請求手続きの取扱い

①共済金の払込先は、受取人名義の金融機関等の口座をご指定ください。

②その他の代理人によるお手続きの場合、通常の提出書類に加え、次のア～オの書類の提出が必要です。

ア．受取人や指定代理請求人に共済金を請求できない事情があることを示す書類（住民票、診断書等）

イ．受取人に成年後見人等が登記されていないことの証明書（法務局で取得できます）

ウ．受取人とその他の代理人の続柄等が確認できる書類（住民票等）

エ．その他の代理人の印鑑登録証明書

オ．当会所定の念書

※当会は、上記書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

③その他の代理人によるお手続きの場合、共済金のお支払いの有無に関わらず、その請求に関する当会の決定は、その他の代理人に通知します。

#### ご注意



その他の代理人によるお手続きで共済金をお支払いした場合、他の受取人や代理人には重複して共済金をお支払いしません。

その他の代理人が故意に共済事由を発生させた場合、または受取人を共済金請求ができない状態にさせた場合には、その他の代理人は共済金の請求手続きをすることができません。

### 1. 掛金の払込免除の申請と払込免除の流れ

「ご請求からお支払いまでの流れ」(P.67)と同様です。

### 2. 指定代理請求人による場合

#### (1) 指定代理請求人がお手続きできる場合

契約者に掛金の払込免除を申請できない事情があり、かつ法定代理人がない場合は、指定代理請求人による掛金の払込免除のお手続きができます。

※法定代理人がいる場合は、法定代理人からのお手続きをお願いします。

※「掛金の払込免除を申請できない事情」とは、深昏睡状態、遷延性意識障がい、重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあることをいいます。

#### (2) 指定代理請求人による掛金の払込免除申請の取扱い

①指定代理請求人が掛金の払込免除を申請する場合は、通常の掛金の払込免除申請書類に加えて、次の書類の提出が必要です。

ア. 契約者に掛金の払込免除を申請できない事情があることを示す書類(診断書等)

イ. 契約者に成年後見人等が登記されていないことの証明書(法務局で取得できます)

ウ. 契約者と指定代理請求人の続柄等が確認できる書類(住民票等)

②指定代理請求人によるお手続きの場合、掛金の払込免除申請の可否に関わらず、その申請に関する当会の決定は、指定代理請求人に通知します。

**ご注意** 指定代理請求人が故意に掛金の払込免除事由を発生させた場合、または契約者を掛金の払込免除申請ができない状態にさせた場合には、指定代理請求人は掛金の払込免除申請手続きをすることができません。

### 3. その他の代理人による場合

#### (1) その他の代理人がお手続きできる場合

①契約者に掛金の払込免除を申請できない事情があり、次のア～ウのいずれかに該当するため指定代理請求人による申請ができず、かつ法定代理人がない場合は、その他の代理人に



よる掛金の払込免除の申請ができます。

ア. 指定代理請求人が、請求時に「指定代理請求人の範囲」から外れている場合

イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（死亡している場合、および契約者が変更されたことにより指定（変更）の効力が失われた場合を含みます）

ウ. 指定代理請求人に掛金の払込免除を申請できない事情がある場合

※法定代理人がいる場合は、法定代理人からのお手続きをお願いします。

※掛金の払込免除を申請できない事情とは、深昏睡状態、遷延性意識障がい、重度認知症の状態となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあることをいいます。

②その他の代理人になることができるのは、次のア～エのいずれかの方です。

ア. 契約者の配偶者

イ. 契約者と同居または生計を共にする、契約者の 3 親等以内の親族

ウ. 契約者と同居または生計を共にする、契約者の配偶者の 3 親等以内の親族

エ. 上記ア～ウの方がいない場合や、それらの方に掛金の払込免除を申請できない事情がある場合は上記ア～ウ以外の、契約者の 3 親等以内の親族

## （2）その他の代理人による掛金の払込免除申請の取扱い

①その他の代理人が掛金の払込免除を申請する場合は、通常の掛金の払込免除申請書類に加えて、次のア～オの書類の提出が必要です。

ア. 契約者や指定代理請求人に掛金の払込免除を申請できない事情があることを示す書類（住民票、診断書等）

イ. 契約者に成年後見人等が登記されていないことの証明書（法務局で取得できます）

ウ. 契約者とその他の代理人の続柄等が確認できる書類（住民票等）

エ. その他の代理人の印鑑登録証明書

オ. 当会所定の念書

※当会は、上記書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

②その他の代理人によるお手続きの場合、掛金の払込免除申請の可否に関わらず、その申請に関する当会の決定は、その他の代理人に通知します。

ご注意



その他の代理人が故意に掛金の払込免除事由を発生させた場合、または契約者を掛金の払込免除の申請ができない状態にさせた場合には、その他の代理人は掛金の払込免除の申請手続きをすることができません。

以下は、2020年9月現在の税制に基づく解説です。今後、税制の変更に伴い取扱いが変わることがあります。詳細については最寄りの税務署へお問い合わせください(住民税については、都道府県、市区町村にお問い合わせください)。

### 1. 掛金の所得控除

毎年1月1日から12月31日の間に払い込まれた掛金は、保険料控除の対象となります。

#### (1) 控除対象となる掛金

##### ①2012年1月1日以降に締結した契約の場合

期間中に払い込まれた掛金から、その年度に割り当てられた割戻金を差し引いた額が、保険料控除の対象となります。

一般生命保険料控除	「終身生命」
介護医療保険料控除	「終身医療」

##### ②2011年12月31日以前に締結した契約の場合

期間中に払い込まれた掛金から、その年度に割り当てられた割戻金を差し引いた額が、保険料控除の対象となります。

生命保険料控除	「終身生命」および「終身医療」
---------	-----------------

#### (2) 共済掛金払込証明書の発行

毎年9月頃に、保険料控除に関する「共済掛金払込証明書」を発行します。年末調整または確定申告のお手続きの際に添付してください。共済掛金払込証明書には、所得控除の対象となる掛金額および算出方法を記載していますのでご確認ください。  
※共済掛金払込証明書は「控除証明書(共済掛金払込証明書)兼 割戻通知書」として割戻通知書と一体化した通知で発送します。

### 2. 共済金の取得に関わる税金の取扱い

#### (1) 「終身生命」

「終身生命」では、死亡共済金以外の共済金は課税の対象になりません。

## ①課税の対象となる共済金

ア. 死亡共済金の税法上の取扱いは契約者（掛金負担者）、被共済者および受取人の関係によって、課税される税金の種類と金額が異なります。

イ. 次の課税の例において所得税（一時所得）となる場合には、確定申告が必要です。

※100万円を超える死亡共済金または解約返戻金をお支払いした場合、当会から税務署へ「支払調書」を提出します。

※2018年1月1日以降、契約を承継した時点の解約返戻金が100万円を超える場合、当会から税務署へ「支払調書」を提出します。

※2016年1月以降、支払調書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーに関する書類の提出をお願いします。

### 【死亡共済金に関わる課税の例】

契約形態	契約者 (掛金負担者)	被共済者 (死亡)	受取人	税の種類
契約者と被共済者が同一人	夫	夫	妻 (法定相続人*1)	相続税 (保険金非課税の特典あり)
	夫	夫	法定相続人*1以外	相続税 (保険金非課税の特典なし)
契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)／ 住民税
契約者と受取人が別人	夫	妻	子*2	贈与税

\*1 民法の規定により、相続人になることのできる人のことをいいます。

\*2 子を死亡共済金受取人に指定した場合。

## ②課税対象金額算出方法

相続税	死亡共済金受取人が法定相続人の場合 ・死亡共済金－(500万円×法定相続人の人数)
	死亡共済金受取人が法定相続人以外の場合 ・死亡共済金
所得税 住民税	・(死亡共済金－当該共済期間の払込掛金－50万円)×1/2
贈与税	・死亡共済金－110万円

※所得税、住民税について、他の商品にも加入されている場合や、契約が複数件ある場合も、1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

### (2)「終身医療」

「終身医療」の共済金は課税の対象になりません。

なお、入院をした場合で医療費控除を受ける際には、かかった医療費から取得した入院共済金等を差し引いて計算します。

# 移行契約

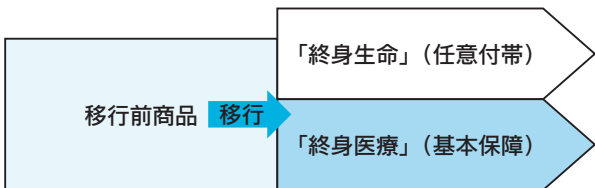
## 移行契約に関する注意事項

以下の内容は、移行契約に関して、新規契約とは異なる点について説明しています。以下に記述していない内容については、新規契約のページにてご確認ください。

### 1. 移行契約の概要

《たすけあい》《あいぷらす》から移行して《ずっとあい》に加入する場合、「終身医療」が基本保障となり、追加で「終身生命」に加入することができます（移行前契約の保障内容によっては加入できません）。「終身生命」単独でのご加入はできません。移行契約の発効日は「終身生命」と「終身医療」で同一の日となります。

なお、「終身生命」「終身医療」両方に加入された場合、契約発効後は、共済証書を「終身生命」と「終身医療」それぞれで発行し、加入後の契約変更、共済金の請求等もそれぞれの契約で行います。



### 2. ご契約に際しての注意事項

#### (1) 被共済者になることができる方

被共済者になることができる方は、次の①および②をすべて満たす方です。

- ①発効日における年齢が満 50 歳以上満 70 歳以下の方
- ②移行前の商品（《たすけあい》、《あいぷらす》入院付生命コース、《あいぷらす》ゴールド、プラチナ 85）に 2 年以上加入いただいている方

※告知に該当する病気等についての保障を制限する条件をつけて加入できる「条件付加入制度」および一定の条件を満たすことで加入できる「特定疾病加入制度」の取扱いはありません。

※移行契約の申込みにあたっては、改めて健康状態の告知が必要です。

## (2) 移行契約の発効

- ①《たすけあい》からの移行契約は《たすけあい》の解約日の翌日に発効します。
- ②《あいぶらす》からの移行契約は《あいぶらす》の満期日の翌日または解約日の翌日に発効します。

**ご注意** 移行前契約で未払込掛金がある場合は、移行前契約と通算した払込猶予期間となります。



## 3. 共済金のお支払いについての注意事項

- ①「終身医療」の発効日をまたいで、《たすけあい》の共済期間から入院が連続している場合（1回の入院とみなす場合を含みます）は、《たすけあい》と「終身医療」それぞれの共済期間中の入院日数を通算して、支払限度を適用します。
- ②不慮の事故発生後に、《たすけあい》から入院・手術共済金額が増額となる「終身医療」への移行を申込み、「終身医療」が発効した後にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始または手術を受けた場合は、《たすけあい》の入院・手術共済金額にてお支払いします。
- ③《たすけあい》《あいぶらす》で共済金額の大きいコースに更改した後《ずっとあい》に移行し、移行前契約の申込日から1年以内に共済事由が発生した場合など、共済金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

## 4. ご契約後についての注意事項

### (1) 共済金額を減額したい場合

#### ◆「終身生命」

共済期間中における共済金額の減額（一部解約）は取り扱っておりません。

#### ◆「終身医療」

発効日における年齢（一部解約を申し出るときの年齢ではありません）で加入可能なコースに限り、共済期間中に共済金額を減額（一部解約）することができます。また、次の最低共済金額を下回る一部解約はできません。

発効時年齢	最低共済金額
満50歳から満64歳	日額 3,000円
満65歳から満70歳	日額 2,000円

## (2) 移行前契約が契約の終了となった場合

移行前契約が無効、失効、消滅等により契約の終了となったことが判明した場合には、移行はなされなかったものとして取り扱います。

## (3) 移行時に「終身生命」「終身医療」の両方に加入し、重度障がいに該当した場合


「終身生命」は重度障害共済金をお支払いした場合は契約が消滅し、終了となりますが、「終身医療」はそのまま契約が継続します。なお、掛金の払込期間中における重度障がいであれば、症状固定日以後の掛金の払込みから免除となります。

## (4) 移行前契約の申込時に告知義務違反があった場合

契約者または被共済者が、移行前契約(《たすけあい》または《あいづらす》)の申込みにあたって、故意または重大な過失により、告知事項について、事実をかくしたり、または事実でないことを告げて申込みをした場合(告知義務違反)、当会は将来にむかってその移行契約を解除することができます。この場合、すでに払い込まれていた掛金は返還しません\*。

\*全期前納の契約で、次年度以降充当する予定であった前納掛金がある場合は、前納掛金の残額に所定の利息を付与した金額を払い戻します。

 「全期前納」については P.42

**ご注意**  解除の際の共済金のお支払い、通知、当会が解除できない場合等については、新規契約と同様です。



## ご意見・ご要望・苦情のお申し出

### 1. CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口

CO・OP共済では、組合員の皆様に安心してご利用いただき、より一層満足していただけるよう、皆様からのご意見・ご要望や苦情を承る窓口を開設しております。

ご意見・ご要望・苦情については、CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口へご相談ください。なお、CO・OP共済ホームページでも受け付けしております。

#### 【CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口】

フリーダイヤル	0120-497-350
受付時間	9:00～17:00（月曜日～金曜日） 9:00～16:00（土曜日） （日曜日および年末年始を除く）
ホームページ	<a href="https://coopkyosai.coop">https://coopkyosai.coop</a>

### 2. 異議の申立て

- ①契約または共済金のお支払いについて、不服がある契約者または受取人は、当会に対して不服申立てを行うことができます。不服申立ては、当会の決定があったことを知った日の翌日から60日以内に行ってください。
  - ②不服申立てに対する当会の決定になお不服があるときは、当会に設置する審査委員会に対して異議を申立てることができます。異議の申立ては、不服申立てに対する当会の決定を知った日の翌日から60日以内に書面によって行ってください。
  - ③異議の申立てを受けた場合、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を通知します。
- ※審査委員会よりも第三者機関での判断が妥当な事案については、申立者の同意を得て、第三者機関において解決を図ることがあります。

### 3. 紛争解決手続（ADR）

苦情等のお申し出について、当会との間で解決に至らない場合、第三者機関として「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」を利用することができます。

共済相談所は、法務大臣の認証を取得した「紛争解決機関」として、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関する紛争について、紛争解決手続（ADR）を実施しています。

【一般社団法人 日本共済協会 共済相談所】

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始を除く）

### 4. 管轄裁判所

契約における共済金請求等に関する訴訟については、当会の主たる事務所の所在地または契約者あるいは受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## CO・OP共済について

CO・OP共済は、全国の生協（連合会を含みます。以下同じです）の共同事業です。

### ●会員生協とは

生協は、消費者どうしの結びつきによる非営利の協同組織です。よりよいくらしの実現に向けて、宅配や店舗での商品供給、共済、福祉事業や組合員どうしの助け合い活動等に幅広く取り組んでいます。

CO・OP共済事業においては、生協が当会の会員（会員生協）となり、共済の普及・宣伝、契約締結の媒介、掛金の請求等にかかる業務を行っています。

### ●コープ共済連とは

日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）は、全国の会員生協と日本生活協同組合連合会が共同で設立した、共済事業を専門に行う生協連合会です。

コープ共済連は、CO・OP共済の契約引受団体として、契約者から掛金の払込みを受け、共済金をお支払いする責任を持ちます。

# しおり別表

## しおり別表1 所定の重度障がい

所定の重度障がいとは、次の表のいずれかに該当するものをいいます。

等級	障害の状態
第1級障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>①両眼が失明したもの</li> <li>②そしゃく、および言語の機能を廃したものの</li> <li>③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの</li> <li>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの</li> <li>⑤削除</li> <li>⑥両上肢を肘関節以上で失ったもの</li> <li>⑦両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑧両下肢を膝関節以上で失ったもの</li> <li>⑨両下肢の用を全廃したもの</li> </ul>
第2級障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>①1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>②両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>②-2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの</li> <li>②-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの</li> <li>③両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>④両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ul>
第3級障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>②そしゃくまたは言語の機能を廃したものの</li> <li>③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの</li> <li>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの</li> </ul>

〔備考〕

視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ矯正視力について測定します。

## しおり別表2 所定の手術および支払倍率 （「終身医療」）

所定の手術とは、次の表のいずれかに該当するものであり、それぞれの手術の支払倍率は次の表のとおりです。

※次の表における手術名称は、規約に定めた総称であり、医療機関で実施される手術名称とは異なります。

対象となる手術	倍率
§ 皮膚の手術	
1. 植皮術	10
2. 皮膚皮下腫瘍摘出術（血管腫以外の軽微なものを除きます。）	10
3. 乳腺腫瘍摘出術	10
4. 乳房切断術	20
§ 筋骨格の手術	
5. 腱靱帯手術	10
6. 骨移植術	10
7. 断端骨形成術	10
8. 偽関節手術	10
9. 骨髄炎・骨結核手術	10
10. 四肢骨靱帯手術	10
11. 四肢切断術	10
12. 切断四肢再接合術	10
13. 四肢関節靱帯手術（手指・足指に対する関節切開術を除きます。）	10
14. 鎖骨・肩甲骨・胸骨・肋骨靱帯手術	10
15. 上顎骨・下顎骨・顎関節靱帯手術（歯・歯周組織の処置に伴うもの、慢性副鼻腔炎手術を除きます。）	10
16. 脊椎・骨盤靱帯手術	20
17. 頭蓋骨靱帯手術	20
§ 視器の手術	
18. 涙嚢鼻腔吻合術	10
19. 涙小管形成術	10
20. 眼瞼下垂症・外反症手術	10
21. 結膜嚢形成術	10
22. 涙腺・虹彩・毛様体腫瘍摘出術	10
23. 眼窩腫瘍摘出術	20

対象となる手術	倍率
24. 眼筋移植術	10
25. 眼球摘除術・組織充填術	10
26. 角膜移植・切除術	10
27. 前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去観血手術	10
28. 虹彩前後癒着剥離術	10
29. 硝子体置換術	10
30. 硝子体茎頭微鏡下離断術	20
31. 網膜剥離症観血手術	20
32. 緑内障観血手術	20
33. 白内障観血手術	20
34. レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
§ 聴器の手術	
35. 外耳道腫瘍摘出術	10
36. 耳介形成術	10
37. 乳様洞削開術	10
38. 錐体突起開放術	20
39. 中耳根本手術	20
40. 側頭骨腫瘍摘出術	20
41. 鼓膜癒着剥離術	10
42. 鼓膜・鼓室形成術	20
43. 迷路摘出術	20
44. 鐙骨手術	20
45. 内リンパ嚢開放術	20
46. 経迷路的内耳道開放術	20
47. 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	20
48. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 神経の手術	
49. 神経観血手術	20
50. 頭蓋内手術	40
51. 脊髄硬膜内外手術	40
52. 脊髄腫瘍摘出術	40
§ 呼吸器の手術	
53. 鼻咽腔線維腫摘出術	10
54. 慢性副鼻腔炎根本手術	10

対象となる手術	倍率
55. 喉頭切開・全摘除術	10
56. 口蓋扁桃摘出術	10
57. 気管・気管支異物除去観血手術（134に該当する手術を除きます。）	10
58. 気管支瘻閉鎖術	20
59. 肺膿瘍切開術	20
60. 肺切除術	20
61. 肺・胸膜剥離縫縮術	20
62. 胸郭形成術	20
63. 縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器の手術	
64. 心膜切開・縫合術	20
65. 体内用ペースメーカー埋込術	20
66. 直視下心臓内手術	40
67. 動脈間バイパス造成術	40
68. 動脈瘤切除術	40
69. 血管形成術	20
70. リンパ節郭清術	10
71. リンパ管吻合術	20
§ 消化器の手術	
72. 頬・口峡腫瘍摘出術	10
73. 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10
74. 唾液腺管形成術	10
75. 食道異物除去観血手術（134に該当する手術を除きます。）	20
76. 食道外切開術	20
77. 食道離断術	40
78. 胃切開術	20
79. 胃切除術	40
80. 胃腸吻合術	20
81. 腸間膜切開・縫合術	20
82. 腸間膜腫瘍摘出術	20
83. 腹膜炎手術	20
84. 腹壁腫瘍摘出術	10
85. 腸瘻術・腸瘻閉鎖術	20

対象となる手術	倍率
86. 腸閉塞手術	20
87. ヘルニア根本手術	10
88. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
89. 直腸脱根本手術	20
90. 痔核根治手術	10
91. 痔瘻根本手術	10
92. 人工肛門造設術	20
93. 肛門形成術	10
94. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓膵血手術（134に該当する手術を除きます。）	40
§ 内分泌の手術	
95. 下垂体腫瘍摘出術	40
96. 甲状腺手術	20
97. 脾摘出術	20
98. 副腎膵血手術	20
§ 泌尿器の手術	
99. 腎臓・腎盂膵血手術（134に該当する手術を除きます。）	20
100. 腎移植術	40
101. 尿管・膀胱膵血手術（134に該当する手術を除きます。）	20
102. 膀胱周囲膿瘍切開術	10
103. 尿瘻閉鎖術	20
104. 尿路吻合造設術	20
105. 尿道異物摘出術	10
106. 外尿道腫瘍摘出術	10
107. 女子尿道脱手術	10
§ 生殖器の手術	
108. 陰茎切断術	20
109. 陰嚢水腫根本手術	10
110. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺膵血手術（134に該当する手術を除きます。）	20
111. 経尿道的前立腺手術	10
112. 脛壁形成術	10
113. 女子外性器腫瘍摘出術	10



対象となる手術	倍率
114. 子宮位置矯正術	10
115. 子宮脱根本手術	20
116. 子宮腔部切除術	20
117. 子宮筋腫摘出術（子宮頸管ポリープ切除術を除きます。）	20
118. 子宮全摘除術	40
119. 子宮頸管形成・縫合術	10
120. 癒着性子宮附属器摘除術	20
121. 卵巣・卵管観血手術（134に該当する手術を除きます。）	10
122. 子宮附属器腫瘍摘出術	20
123. 鉗子娩出術	10
124. 帝王切開娩出術	20
125. 胎児縮小術	10
126. 子宮破裂手術	20
127. 子宮内反症手術	20
128. 流産手術	10
129. 子宮外妊娠手術	20
§ 放射線照射	
130. 放射線照射（血液照射を除きます。）	10
§ 悪性新生物の手術	
131. 悪性新生物電磁波温熱療法	10
132. 悪性新生物根治手術（134・140に該当する手術を除きます。）	40
133. その他の悪性新生物手術（134・140に該当する手術を除きます。）	20
§ 上記以外の手術	
134. 内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術	10
135. 体外衝撃波による体内結石破碎術	20
136. 上記以外の開頭術	20
137. 上記以外の開頸術	20
138. 上記以外の開胸術	20
139. 上記以外の開腹術	10
140. 骨髄移植	10

〔備考〕

- (1) この表の「皮膚・皮下腫瘍摘出術（血管腫以外の軽微なものを除きます。）」における「軽微なもの」とは、露出部においては長径2cm未満のもの、露出部以外においては長径3cm未満のものをいいます。なお、露出部とは顔面、頭頸部、上肢にあつては肘関節以下および下肢にあつては膝関節以下をいいます。
- (2) この表の「観血手術」とは、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清などの操作を加える手術をいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックを含みません。
- (3) この表の「頭蓋骨観血手術」における「頭蓋骨」とは、前頭骨、頭頂骨、後頭骨および側頭骨をいい、鼻骨、涙骨、篩骨、蝶形骨、頬骨などを除きます。
- (4) この表の「四肢」とは、大腿、下腿、前腕、上腕、手および足をいい、「四肢関節」には、肩関節および股関節を含みます。また、「四肢骨」とは、股関節より先の骨および肩関節より先の骨をいい、鎖骨および肩胛骨を含みません。
- (5) この表の「頭蓋内手術」とは、頭蓋を開頭術により開窓し、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
- (6) この表の「開頭手術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
- (7) この表の「開胸手術」とは、胸腔を開放し、胸腔内に操作を加える手術をいい、胸腔鏡下に行われる手術を含みません。
- (8) この表の「開腹手術」とは、腹腔を開放し、腹腔内に操作を加える手術をいい、腹腔鏡下に行われる手術を含みません。
- (9) この表の「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物組織の完全な除去を目的として、悪性新生物の原発巣を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。悪性新生物根治手術は1つの原発巣に対し、1回に限り手術共済金の支払いの対象となります。転移・再発病巣に対する手術については、悪性新生物根治手術には該当せず、「その他の悪性新生物手術」に該当します。
- (10) この表の「内視鏡等」による手術とは、ファイバースコープ・体表の切開を伴わない硬性内視鏡による手術、および血管・バスケットカテーテルによる手術をいいます。

## しおり別表3 外因による事故の範囲および不慮の事故とみなす感染症

1. 外因による事故の範囲は次に定めるものをいいます。

※分類項目の内容については、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」によります。

分類項目	分類番号
1. 交通事故	V01～ V99
2. 不慮の損傷のその他の外因 ただし、次の各号に該当するものを除きます。 (1) 疾病により呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の「胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W78)」、「気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W79)」および「気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W80)」 (2) 「高圧、低圧及び気圧の変化への曝露 (W94)」 (3) 「自然の過度の高温への曝露 (X30)」 (4) 「自然の過度の低温への曝露 (X31)」 (5) 「日光への曝露 (X32)」 (6) 疾病の診断や治療を目的とした「有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露 (X40～X49)」 (7) 「旅行及び移動 (X51)」 (8) 「無重力環境への長期滞在 (X52)」 (9) 「食糧の不足 (X53)」 (10) 「水の不足 (X54)」 (11) 「詳細不明の欠乏状態 (X57)」	W00～ X58
3. 加害にもとづく傷害及び死亡 ただし、「その他の虐待 (Y07)」に該当するものを除きます。	X85～ Y09
4. 法的介入 ただし、「合法的処刑 (Y35.5)」に該当するものを除きます。	Y35
5. 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤 ただし、疾病の診断や治療を目的としたものを除きます。	Y40～ Y59
6. 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故 ただし、疾病の診断や治療を目的としたものを除きます。	Y60～ Y69
7. 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの ただし、疾病の診断や治療を目的としたものを除きます。	Y83～ Y84

※外因による事故の範囲には、戦争行為によるもの等は除きます。

2. 次の感染症は不慮の事故とみなします。

分類項目	分類番号
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体が コロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるもの に限ります。)	U04

## しおり別表4 共済金請求時の提出書類

共済金のご請求の際は、共済事由に応じて、次の表のうち○がついている書類をご提出ください。

必要書類	共済事由			「終身生命」				「終身医療」			
	死亡	重度障がい	リビングニーズ	病気入院	事故入院	病気手術	事故手術				
共済金請求書	○	○	○	○	○	○	○				
死亡診断書（死体検案書）	○										
死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等）	○										
受取人の印鑑登録証明書	○	○	○								
障がい診断書		○									
リビングニーズ用診断書			○								
診断書（治療証明書）				○	○	○	○				
入院についての申告書				○	○						
事故申告書	○	○	○		○		○				
委任状	○										
委任者の印鑑登録証明書	○										
不慮の事故であることを証する書類					○		○				

※上表の書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障がい診断書」「リビングニーズ用診断書」「診断書（治療証明書）」については、原則として当会所定の様式によるもので、原本の提出が必要です。

※当会は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※当会は、受取人と被共済者の続柄等の確認、および受取人の順位等の確認のため、住民票や被共済者の出生から亡くなるまでをたどった戸籍謄本・改製原戸籍謄本等のすべての提出を求める場合があります。

## 資料

### 資料1 各コースの共済金額

※次の内容は、2020年9月1日時点のものです。(新規募集を停止しているコースは割愛しています。) 今後の商品改定により、掛金や共済金額が変更になる場合があります。

#### (1) 「終身生命」

1口あたりの保障金額は10万円です。

※共済証書に記載の「お支払いする共済金額」は、「1口あたりの保障金額」(10万円)に、口数を乗じた金額です。

	「終身生命」 1,000万円 コース	終身生命 500万円 コース	「終身生命」 300万円 コース	「終身生命」 200万円 コース	「終身生命」 100万円 コース
死亡・ 重度障害 (病気・事 故)*1	1,000 万円	500 万円	300 万円	200 万円	100 万円
加入 できる 年齢	満15歳～ 満60歳	0歳～満70歳		満45歳～ 満70歳*2	満60歳～ 満70歳
共済期間	一生涯 (注) 重度障害共済金またはリビングニーズ共済金を 支払った場合は契約が消滅します。				

\*1 共済期間中に被共済者の余命が6ヵ月以内と判断される  
とき、死亡共済金の代わりにリビングニーズ共済金の請  
求ができます(死亡共済金額から6ヵ月分の掛金相当額  
等を差し引きます)。

\*2 《たすけあい》J2000円コースの加入者は商品合算の加  
入限度額の上限により、「終身生命」200万円コースに  
新規加入いただけます(発効時年齢15歳未満の場合)。

※1人の被共済者につき加入できる金額に限度があります。

## (2) 「終身医療」

1口あたりの保障金額は1,000円です。

※共済証書に記載の「お支払いする共済金額」は、「1口あたりの保障金額」(1,000円)に、口数を乗じた金額です。

	入院日額 10,000円 コース	入院日額 5,000円 コース	入院日額 3,000円 コース
入院 1日目から 180日分*1	日額 10,000円	日額 5,000円	日額 3,000円
手術 (当会の定める 支払対象手術を 受けた場合)*2	10・20・40 万円	5・10・20 万円	3・6・12 万円
加入できる 年齢	0歳～ 満60歳	0歳～ 満70歳	満60歳～ 満70歳
共済期間	一生涯		

\*1 全共済期間を通算して1000日分が支払限度です。

\*2 手術の内容によってはお支払いできない場合もあります。同日に複数の手術を受けられた場合、1回分(手術共済金の金額の高い手術)をお支払いします。

※死亡共済金はありません。

※掛金払込期間中に被共済者が重度障がい状態となった場合、症状固定日以後の掛金の払い込みから免除します。

※1人の被共済者につき加入できる金額に限度があります。



## 資料2 移行契約の各コースの共済金額

※次の内容は、2020年9月1日時点のものです。(新規募集を停止しているコースは割愛しています。) 今後の商品改定により、掛金や共済金額が変更になる場合があります。

### (1) 「終身生命」

1口あたりの保障金額は10万円です。

※共済証書に記載の「お支払いする共済金額」は、「1口あたりの保障金額」(10万円)に、口数を乗じた金額です。

	「終身生命」 200万円コース	「終身生命」 100万円コース
死亡・重度障害 (病気・事故)*	200万円	100万円
加入できる年齢	満50歳～満64歳	満65歳～満70歳
共済期間	一生涯 (注) 重度障害共済金またはリビングニース共済金を支払った場合は契約が消滅します。	

\*共済期間中に被共済者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、死亡共済金の代わりにリビングニース共済金の請求ができます(死亡共済金額から6ヵ月分の掛金相当額や利息分を差し引きます)。

※1人の被共済者につき加入できる金額に限度があります。

### (2) 「終身医療」

1口あたりの保障金額は1,000円です。

※共済証書に記載の「お支払いする共済金額」は、「1口あたりの保障金額」(1,000円)に、口数を乗じた金額です。

	「終身医療」 入院日額 5,000円 コース	「終身医療」 入院日額 3,000円 コース	「終身医療」 入院日額 2,000円 コース
入院 1日目から 180日分*1	日額 5,000円	日額 3,000円	日額 2,000円
手術 (当会の定める 支払対象手術を 受けた場合)*2	5・10・20 万円	3・6・12 万円	2・4・8 万円

	「終身医療」 入院日額 5,000円 コース	「終身医療」 入院日額 3,000円 コース	「終身医療」 入院日額 2,000円 コース
加入できる 年齢	満50歳～満70歳		満65歳～ 満70歳
共済期間	一生涯		

\*1 全共済期間を通算して1000日分が支払限度です。

\*2 手術の内容によってはお支払いできない場合もあります。同日に複数の手術を受けられた場合、1回分（手術共済金の金額の高い手術）をお支払いします。

※死亡共済金はありません。

※掛金払込期間中に被共済者が重度障がい状態となった場合、症状固定日以後の掛金の払い込みから免除します。

※1人の被共済者につき加入できる金額に限度があります。

### 資料3 「終身生命」解約返戻金目安表

この解約返戻金目安表は、「終身生命」における死亡・重度障害共済金額10万円あたりの、加入時からの経過年数に応じた解約返戻金の額の例を掲載したものです（年齢は契約発効日時点の満年齢でご確認ください）。数字の単位は、すべて円です。

**なお、実際は、各経過年数における経過月数によって金額が異なりますので、あくまで目安としてご活用ください。**

ご契約している掛金の払込期間によって、参照先が異なりますのでご注意ください。

（掛金の払込期間は共済証書でご確認ください。）

- ・ 終身払でご契約の方 P.103
- ・ 60歳払込満了でご契約の方 P.111
- ・ 65歳払込満了でご契約の方 P.119
- ・ 70歳払込満了でご契約の方 P.127
- ・ 一時払でご契約の方 P.135

※全期前納でご契約の方は70歳払込満了でご契約の方と解約返戻金と同額になります。ただし、70歳払込満了までに契約を解約等により終了した場合には、次年度以降充当する予定であった前納掛金の残額に所定の利息を付与した金額も返戻します。詳しくは、ご加入の生協までお問い合わせください。

#### 目安の計算方法

（共済金額は共済証書でご確認ください。）

死亡・重度障害共済金額10万円あたりの解約返戻金額	×	死亡・重度障害共済金額	÷10万円＝	解約返戻金額の目安
---------------------------	---	-------------	--------	-----------

#### 解約返戻金の算出例

<条件（例）>

加入年齢（契約発効日時点の年齢）が20歳の女性で払込方法が月払、払込期間が60歳払込満了の場合

「終身生命」1,000万円コースの契約が、2011年9月5日に発効し、2031年9月4日に解約終了したとき

$$30,195円 \times (1,000万円 \div 10万円) = 3,019,500円$$

※「終身医療」は掛金払込期間中の解約返戻金はありません。短期払または全期前納の契約で、掛金払込期間およびその期

間中の掛金の払い込みがともに終了した後の解約、消滅等の場合には入院日額の10倍の金額を払い戻します。

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：終身払

発効 時 年齢	男性 (経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
0	650	1,320	2,008	2,716	3,439	7,268	11,384	15,685	20,312
1	674	1,367	2,079	2,807	3,549	7,469	11,652	16,038	20,748
2	698	1,415	2,147	2,895	3,657	7,667	11,913	16,394	21,183
3	722	1,460	2,212	2,980	3,764	7,862	12,165	16,755	21,618
4	743	1,501	2,274	3,064	3,865	8,047	12,419	17,112	22,058
5	764	1,543	2,338	3,145	3,965	8,226	12,679	17,469	22,510
6	785	1,587	2,400	3,225	4,063	8,399	12,945	17,827	22,973
7	808	1,627	2,459	3,304	4,161	8,566	13,217	18,186	23,447
8	826	1,665	2,516	3,380	4,257	8,727	13,495	18,546	23,935
9	846	1,704	2,575	3,459	4,349	8,896	13,776	18,919	24,438
10	866	1,744	2,636	3,533	4,436	9,071	14,058	19,305	24,956
11	886	1,786	2,690	3,601	4,518	9,255	14,342	19,704	25,491
12	907	1,820	2,739	3,664	4,595	9,446	14,630	20,118	26,043
13	921	1,848	2,782	3,721	4,667	9,646	14,920	20,546	26,614
14	936	1,878	2,826	3,781	4,752	9,852	15,228	20,995	27,203
15	951	1,908	2,872	3,852	4,849	10,065	15,554	21,465	27,813
16	966	1,939	2,929	3,936	4,959	10,286	15,899	21,958	28,444
17	982	1,982	2,998	4,032	5,083	10,514	16,264	22,473	29,097
18	1,009	2,035	3,079	4,141	5,220	10,750	16,650	23,012	29,774
19	1,037	2,091	3,163	4,254	5,352	10,994	17,047	23,563	30,455
20	1,065	2,149	3,250	4,361	5,480	11,246	17,456	24,125	31,144
21	1,095	2,208	3,331	4,462	5,602	11,506	17,878	24,701	31,839
22	1,126	2,260	3,404	4,557	5,720	11,776	18,314	25,291	32,544
23	1,147	2,304	3,470	4,646	5,832	12,054	18,765	25,895	33,260
24	1,170	2,349	3,539	4,739	5,958	12,351	19,232	26,511	33,991
25	1,193	2,397	3,611	4,845	6,098	12,665	19,718	27,140	34,740
26	1,218	2,447	3,695	4,963	6,252	12,999	20,223	27,782	35,508
27	1,244	2,507	3,791	5,095	6,420	13,352	20,749	28,439	36,297
28	1,279	2,579	3,900	5,241	6,604	13,727	21,296	29,113	37,109
29	1,316	2,654	4,013	5,393	6,794	14,108	21,845	29,795	37,936
30	1,355	2,732	4,131	5,550	6,991	14,498	22,398	30,487	38,779
31	1,396	2,814	4,252	5,712	7,194	14,896	22,955	31,192	39,641
32	1,438	2,897	4,377	5,879	7,404	15,304	23,517	31,910	40,524
33	1,480	2,982	4,506	6,052	7,622	15,722	24,087	32,645	41,433
34	1,524	3,071	4,641	6,234	7,843	16,139	24,664	33,393	42,372
35	1,570	3,164	4,782	6,416	8,067	16,556	25,249	34,158	43,345

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：終身払

発効 時 年齢	男性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
0	25,180	30,424	36,054	48,048	60,679	73,508	84,460	92,739	98,548
1	25,712	31,070	36,807	48,943	61,746	74,524	85,306	93,384	100,000
2	26,254	31,728	37,569	49,848	62,836	75,538	86,143	94,061	100,000
3	26,805	32,399	38,344	50,764	63,951	76,555	86,983	94,815	100,000
4	27,365	33,078	39,121	51,688	65,044	77,544	87,773	95,428	100,000
5	27,938	33,768	39,903	52,624	66,123	78,514	88,529	95,933	100,000
6	28,526	34,472	40,693	53,574	67,190	79,471	89,264	96,354	100,000
7	29,128	35,189	41,491	54,540	68,251	80,425	89,995	96,709	100,000
8	29,746	35,922	42,300	55,525	69,309	81,382	90,741	97,012	100,000
9	30,378	36,662	43,119	56,532	70,354	82,302	91,440	97,271	100,000
10	31,025	37,411	43,950	57,564	71,391	83,194	92,116	97,495	100,000
11	31,687	38,169	44,795	58,624	72,425	84,069	92,795	97,691	100,000
12	32,365	38,939	45,656	59,713	73,461	84,940	93,510	97,862	100,000
13	33,062	39,721	46,533	60,836	74,507	85,818	94,312	98,014	100,000
14	33,771	40,519	47,429	61,945	75,530	86,647	94,966	98,148	100,000
15	34,494	41,334	48,346	63,044	76,537	87,443	95,505	98,268	100,000
16	35,231	42,168	49,284	64,138	77,536	88,219	95,955	100,000	100,000
17	35,985	43,023	50,247	65,231	78,536	88,995	96,334	100,000	100,000
18	36,756	43,900	51,236	66,327	79,545	89,792	96,657	100,000	100,000
19	37,538	44,790	52,249	67,410	80,515	90,539	96,934	100,000	100,000
20	38,330	45,696	53,291	68,486	81,457	91,262	97,174	100,000	100,000
21	39,136	46,620	54,363	69,560	82,382	91,990	97,382	100,000	100,000
22	39,956	47,563	55,468	70,638	83,304	92,762	97,564	100,000	100,000
23	40,793	48,530	56,610	71,729	84,237	93,631	97,724	100,000	100,000
24	41,650	49,528	57,739	72,797	85,119	94,339	97,866	100,000	100,000
25	42,529	50,561	58,859	73,850	85,966	94,923	97,993	100,000	100,000
26	43,432	51,631	59,975	74,897	86,795	95,410	100,000	100,000	100,000
27	44,362	52,743	61,092	75,948	87,626	95,820	100,000	100,000	100,000
28	45,321	53,898	62,216	77,013	88,483	96,169	100,000	100,000	100,000
29	46,309	55,036	63,327	78,037	89,289	96,467	100,000	100,000	100,000
30	47,328	56,161	64,432	79,033	90,070	96,724	100,000	100,000	100,000
31	48,382	57,278	65,539	80,014	90,861	96,948	100,000	100,000	100,000
32	49,475	58,393	66,654	80,996	91,705	97,143	100,000	100,000	100,000
33	50,612	59,513	67,785	81,993	92,664	97,313	100,000	100,000	100,000
34	51,730	60,621	68,891	82,935	93,444	97,464	100,000	100,000	100,000
35	52,836	61,724	69,982	83,840	94,086	97,597	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：終身払

発効 時 年齢	男性 (経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
36	1,619	3,262	4,922	6,599	8,295	16,973	25,843	34,942	44,355
37	1,670	3,357	5,062	6,785	8,526	17,391	26,450	35,747	45,408
38	1,715	3,449	5,201	6,972	8,763	17,813	27,071	36,578	46,508
39	1,763	3,546	5,348	7,170	8,997	18,241	27,707	37,444	47,592
40	1,814	3,648	5,503	7,362	9,228	18,677	28,362	38,348	48,666
41	1,868	3,756	5,650	7,550	9,457	19,123	29,038	39,296	49,736
42	1,924	3,854	5,789	7,733	9,685	19,581	29,738	40,292	50,807
43	1,967	3,940	5,922	7,912	9,912	20,052	30,465	41,341	51,888
44	2,013	4,033	6,063	8,103	10,151	20,545	31,237	42,380	52,966
45	2,062	4,133	6,214	8,304	10,402	21,064	32,057	43,415	54,051
46	2,114	4,239	6,372	8,514	10,668	21,610	32,930	44,451	55,149
47	2,171	4,349	6,537	8,737	10,949	22,186	33,862	45,496	56,272
48	2,227	4,463	6,710	8,971	11,247	22,796	34,859	46,556	57,428
49	2,287	4,585	6,897	9,224	11,560	23,449	35,841	47,613	58,565
50	2,352	4,717	7,098	9,488	11,889	24,148	36,814	48,674	59,694
51	2,422	4,860	7,307	9,765	12,238	24,899	37,785	49,749	60,828
52	2,498	5,005	7,524	10,058	12,607	25,707	38,760	50,849	61,982
53	2,571	5,154	7,752	10,367	13,001	26,579	39,747	51,985	63,172
54	2,651	5,316	8,000	10,703	13,430	27,428	40,726	53,098	64,321
55	2,738	5,493	8,270	11,071	13,899	28,260	41,707	54,201	65,445
56	2,833	5,686	8,566	11,473	14,412	29,079	42,698	55,308	66,565
57	2,936	5,899	8,891	11,914	14,974	29,893	43,712	56,437	67,705
58	3,051	6,133	9,248	12,399	15,590	30,709	44,760	57,605	68,893
59	3,178	6,390	9,639	12,930	16,151	31,495	45,769	58,718	70,007
60	3,317	6,672	10,070	13,396	16,659	32,258	46,751	59,795	71,074
61	3,470	6,983	10,422	13,796	17,116	33,008	47,723	60,859	72,128
62	3,639	7,201	10,695	14,133	17,524	33,755	48,701	61,936	73,210
63	3,695	7,320	10,887	14,405	17,886	34,510	49,707	63,061	74,373
64	3,763	7,466	11,118	14,732	18,273	35,272	50,694	64,138	75,492
65	3,846	7,640	11,394	15,073	18,690	36,054	51,682	65,196	76,622
66	3,945	7,848	11,672	15,433	19,145	36,871	52,696	66,271	77,835
67	4,062	8,042	11,956	15,820	19,648	37,742	53,764	67,412	79,238
68	4,148	8,226	12,251	16,241	20,212	38,689	54,926	68,680	80,998
69	4,253	8,452	12,613	16,754	20,766	39,604	56,027	69,897	82,411
70	4,384	8,728	13,052	17,240	21,320	40,507	57,098	71,127	83,549

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：終身払

発効 時 年齢	男性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
36	53,936	62,831	71,068	84,728	94,619	100,000	100,000	100,000	100,000
37	55,034	63,949	72,159	85,621	95,067	100,000	100,000	100,000	100,000
38	56,138	65,087	73,269	86,548	95,447	100,000	100,000	100,000	100,000
39	57,233	66,202	74,339	87,423	95,770	100,000	100,000	100,000	100,000
40	58,328	67,304	75,383	88,276	96,048	100,000	100,000	100,000	100,000
41	59,430	68,405	76,417	89,146	96,289	100,000	100,000	100,000	100,000
42	60,547	69,516	77,458	90,085	96,497	100,000	100,000	100,000	100,000
43	61,690	70,651	78,525	91,169	96,678	100,000	100,000	100,000	100,000
44	62,815	71,749	79,538	92,051	96,837	100,000	100,000	100,000	100,000
45	63,932	72,826	80,516	92,776	96,977	100,000	100,000	100,000	100,000
46	65,055	73,897	81,483	93,378	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	66,194	74,981	82,466	93,882	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	67,367	76,101	83,499	94,308	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	68,500	77,161	84,477	94,670	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	69,611	78,186	85,437	94,979	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	70,717	79,201	86,428	95,244	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	71,840	80,237	87,513	95,472	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	73,004	81,331	88,789	95,667	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	74,105	82,368	89,823	95,836	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	75,168	83,389	90,669	95,981	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
56	76,222	84,448	91,366	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
57	77,303	85,620	91,944	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
58	78,454	87,018	92,425	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
59	79,541	88,143	92,826	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
60	80,611	89,056	93,161	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
61	81,727	89,799	93,437	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
62	82,979	90,407	93,664	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
63	84,504	90,901	93,847	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
64	85,736	91,314	93,999	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
65	86,739	91,658	94,122	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
66	87,559	91,941	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
67	88,229	92,173	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
68	88,776	92,357	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
69	89,224	92,503	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
70	89,587	92,613	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000



【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：終身払

発効 時 年齢	女性 (経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
0	551	1,123	1,714	2,327	2,951	6,251	9,797	13,510	17,561
1	575	1,169	1,785	2,413	3,053	6,427	10,027	13,816	17,957
2	598	1,217	1,849	2,492	3,149	6,596	10,247	14,124	18,352
3	623	1,258	1,905	2,566	3,239	6,758	10,456	14,432	18,748
4	639	1,291	1,955	2,632	3,320	6,908	10,664	14,739	19,145
5	656	1,324	2,006	2,698	3,400	7,053	10,878	15,051	19,550
6	673	1,359	2,055	2,762	3,479	7,192	11,100	15,369	19,963
7	691	1,392	2,103	2,825	3,558	7,327	11,329	15,694	20,385
8	706	1,422	2,149	2,887	3,636	7,457	11,565	16,024	20,817
9	721	1,454	2,197	2,951	3,710	7,594	11,809	16,364	21,260
10	738	1,486	2,246	3,011	3,780	7,739	12,058	16,714	21,714
11	754	1,519	2,290	3,065	3,846	7,893	12,315	17,073	22,179
12	771	1,547	2,328	3,115	3,907	8,055	12,580	17,443	22,658
13	782	1,569	2,362	3,160	3,963	8,226	12,852	17,824	23,149
14	793	1,592	2,396	3,206	4,032	8,408	13,138	18,220	23,660
15	805	1,616	2,432	3,265	4,114	8,601	13,438	18,633	24,191
16	817	1,640	2,479	3,335	4,208	8,806	13,753	19,061	24,743
17	830	1,676	2,539	3,419	4,316	9,023	14,083	19,507	25,317
18	853	1,723	2,611	3,515	4,437	9,252	14,428	19,971	25,913
19	878	1,772	2,685	3,615	4,558	9,485	14,780	20,446	26,520
20	903	1,823	2,761	3,713	4,678	9,721	15,137	20,932	27,138
21	929	1,875	2,836	3,810	4,798	9,960	15,501	21,430	27,767
22	955	1,925	2,908	3,906	4,918	10,204	15,871	21,941	28,410
23	979	1,971	2,978	4,000	5,037	10,451	16,250	22,465	29,066
24	1,002	2,020	3,051	4,098	5,160	10,706	16,640	23,003	29,741
25	1,027	2,070	3,127	4,200	5,288	10,968	17,045	23,553	30,437
26	1,053	2,121	3,205	4,305	5,420	11,238	17,463	24,118	31,155
27	1,080	2,175	3,286	4,414	5,557	11,516	17,897	24,697	31,895
28	1,107	2,230	3,370	4,526	5,699	11,803	18,346	25,293	32,660
29	1,136	2,288	3,457	4,643	5,845	12,100	18,805	25,908	33,448
30	1,165	2,348	3,547	4,763	5,995	12,408	19,277	26,542	34,262
31	1,196	2,410	3,640	4,886	6,148	12,728	19,760	27,198	35,103
32	1,228	2,473	3,734	5,011	6,306	13,060	20,257	27,875	35,973
33	1,260	2,536	3,830	5,141	6,469	13,405	20,769	28,577	36,873
34	1,293	2,603	3,930	5,275	6,640	13,759	21,299	29,304	37,800
35	1,327	2,672	4,034	5,417	6,819	14,122	21,848	30,056	38,755

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：終身払

発効 時 年齢	女性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
0	21,928	26,618	31,635	42,693	55,134	68,425	81,025	91,490	98,648
1	22,411	27,191	32,307	43,558	56,207	69,564	82,074	92,373	100,000
2	22,897	27,770	32,988	44,437	57,296	70,707	83,119	93,295	100,000
3	23,387	28,354	33,680	45,330	58,404	71,860	84,168	94,296	100,000
4	23,879	28,945	34,377	46,237	59,510	72,996	85,171	95,086	100,000
5	24,381	29,550	35,086	47,163	60,620	74,125	86,144	95,720	100,000
6	24,893	30,169	35,808	48,110	61,737	75,251	87,102	96,236	100,000
7	25,416	30,802	36,544	49,079	62,864	76,379	88,059	96,661	100,000
8	25,950	31,452	37,295	50,071	64,003	77,518	89,032	97,017	100,000
9	26,499	32,115	38,064	51,083	65,142	78,628	89,963	97,316	100,000
10	27,063	32,792	38,853	52,116	66,287	79,720	90,878	97,572	100,000
11	27,644	33,485	39,662	53,172	67,439	80,802	91,803	97,791	100,000
12	28,242	34,193	40,492	54,252	68,603	81,884	92,773	97,981	100,000
13	28,857	34,919	41,345	55,359	69,783	82,975	93,832	98,147	100,000
14	29,491	35,667	42,224	56,474	70,953	84,024	94,669	98,293	100,000
15	30,143	36,440	43,130	57,600	72,121	85,045	95,341	98,422	100,000
16	30,816	37,237	44,064	58,738	73,290	86,053	95,889	100,000	100,000
17	31,508	38,061	45,027	59,893	74,468	87,064	96,341	100,000	100,000
18	32,223	38,913	46,021	61,066	75,661	88,096	96,718	100,000	100,000
19	32,954	39,784	47,034	62,240	76,825	89,084	97,036	100,000	100,000
20	33,702	40,677	48,069	63,419	77,970	90,056	97,307	100,000	100,000
21	34,469	41,593	49,128	64,607	79,107	91,042	97,540	100,000	100,000
22	35,256	42,533	50,212	65,809	80,244	92,080	97,741	100,000	100,000
23	36,064	43,499	51,324	67,030	81,395	93,217	97,916	100,000	100,000
24	36,896	44,489	52,443	68,241	82,502	94,116	98,070	100,000	100,000
25	37,752	45,504	53,572	69,449	83,580	94,837	98,205	100,000	100,000
26	38,635	46,547	54,715	70,661	84,645	95,424	100,000	100,000	100,000
27	39,546	47,619	55,874	71,883	85,717	95,907	100,000	100,000	100,000
28	40,487	48,723	57,053	73,124	86,816	96,311	100,000	100,000	100,000
29	41,452	49,835	58,238	74,339	87,872	96,651	100,000	100,000	100,000
30	42,444	50,959	59,433	75,538	88,915	96,940	100,000	100,000	100,000
31	43,465	52,097	60,643	76,732	89,978	97,188	100,000	100,000	100,000
32	44,517	53,254	61,872	77,934	91,103	97,402	100,000	100,000	100,000
33	45,603	54,433	63,127	79,155	92,345	97,588	100,000	100,000	100,000
34	46,700	55,620	64,376	80,332	93,327	97,751	100,000	100,000	100,000
35	47,809	56,819	65,625	81,482	94,115	97,895	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：終身払

発効 時 年齢	女性 (経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
36	1,363	2,744	4,145	5,566	7,007	14,497	22,417	30,836	39,742
37	1,400	2,820	4,260	5,722	7,204	14,883	23,009	31,647	40,762
38	1,440	2,901	4,383	5,886	7,411	15,281	23,625	32,490	41,819
39	1,482	2,985	4,510	6,058	7,621	15,693	24,263	33,359	42,886
40	1,526	3,074	4,644	6,231	7,834	16,120	24,924	34,255	43,966
41	1,572	3,166	4,777	6,405	8,050	16,562	25,611	35,182	45,063
42	1,620	3,256	4,910	6,581	8,270	17,022	26,325	36,142	46,181
43	1,663	3,343	5,042	6,759	8,495	17,501	27,070	37,140	47,325
44	1,709	3,435	5,181	6,946	8,732	18,004	27,844	38,151	48,482
45	1,757	3,532	5,328	7,145	8,985	18,531	28,649	39,179	49,657
46	1,807	3,635	5,484	7,356	9,252	19,086	29,488	40,227	50,857
47	1,861	3,744	5,650	7,580	9,535	19,670	30,365	41,301	52,088
48	1,919	3,861	5,827	7,819	9,836	20,286	31,283	42,406	53,358
49	1,980	3,985	6,015	8,071	10,151	20,925	32,210	43,522	54,625
50	2,045	4,116	6,213	8,335	10,481	21,590	33,150	44,655	55,900
51	2,114	4,255	6,420	8,611	10,829	22,283	34,107	45,812	57,192
52	2,187	4,399	6,637	8,902	11,195	23,007	35,087	47,001	58,512
53	2,261	4,549	6,864	9,208	11,581	23,768	36,094	48,230	59,874
54	2,340	4,708	7,106	9,534	11,981	24,531	37,110	49,457	61,213
55	2,425	4,879	7,365	9,871	12,398	25,301	38,142	50,692	62,546
56	2,515	5,062	7,630	10,219	12,833	26,082	39,197	51,947	63,890
57	2,612	5,245	7,902	10,582	13,290	26,879	40,283	53,233	65,265
58	2,703	5,430	8,182	10,962	13,770	27,697	41,409	54,565	66,691
59	2,802	5,630	8,486	11,372	14,244	28,520	42,534	55,877	68,073
60	2,909	5,847	8,815	11,769	14,714	29,356	43,668	57,186	69,439
61	3,025	6,081	9,124	12,156	15,183	30,212	44,823	58,510	70,818
62	3,151	6,287	9,414	12,534	15,654	31,095	46,013	59,873	72,246
63	3,238	6,465	9,686	12,907	16,131	32,015	47,254	61,299	73,769
64	3,334	6,663	9,990	13,322	16,627	32,949	48,489	62,693	75,269
65	3,442	6,884	10,330	13,748	17,147	33,906	49,736	64,084	76,804
66	3,563	7,131	10,670	14,189	17,696	34,899	51,016	65,507	78,445
67	3,699	7,368	11,016	14,651	18,282	35,943	52,353	67,003	80,289
68	3,809	7,596	11,370	15,139	18,912	37,055	53,779	68,626	82,471
69	3,936	7,858	11,775	15,696	19,548	38,159	55,171	70,233	84,182
70	4,081	8,158	12,239	16,246	20,197	39,273	56,564	71,893	85,536

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：終身払

発効時年齢	女性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
36	48,935	58,036	66,883	82,624	94,755	100,000	100,000	100,000	100,000
37	50,083	59,276	68,158	83,778	95,283	100,000	100,000	100,000	100,000
38	51,255	60,545	69,458	84,968	95,722	100,000	100,000	100,000	100,000
39	52,435	61,809	70,734	86,115	96,092	100,000	100,000	100,000	100,000
40	53,630	63,075	71,997	87,253	96,405	100,000	100,000	100,000	100,000
41	54,843	64,352	73,260	88,420	96,673	100,000	100,000	100,000	100,000
42	56,082	65,648	74,536	89,667	96,904	100,000	100,000	100,000	100,000
43	57,353	66,974	75,842	91,056	97,104	100,000	100,000	100,000	100,000
44	58,623	68,278	77,103	92,153	97,278	100,000	100,000	100,000	100,000
45	59,899	69,573	78,342	93,033	97,430	100,000	100,000	100,000	100,000
46	61,192	70,873	79,578	93,748	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	62,510	72,192	80,836	94,336	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	63,864	73,548	82,146	94,824	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	65,197	74,860	83,415	95,233	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	66,521	76,148	84,682	95,578	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	67,852	77,437	85,995	95,872	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	69,207	78,755	87,414	96,122	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	70,606	80,134	89,019	96,337	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	71,959	81,473	90,284	96,523	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	73,291	82,817	91,295	96,682	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
56	74,630	84,219	92,112	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
57	76,006	85,747	92,780	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
58	77,457	87,495	93,330	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
59	78,872	88,871	93,787	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
60	80,301	89,968	94,168	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
61	81,806	90,852	94,487	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
62	83,468	91,570	94,754	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
63	85,397	92,156	94,976	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
64	86,916	92,641	95,163	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
65	88,125	93,043	95,319	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
66	89,096	93,376	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
67	89,881	93,651	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
68	90,518	93,876	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
69	91,039	94,059	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
70	91,463	94,205	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】  
 払込方法：60 歳払込満了

発効時 年齢	男性 (経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
0	788	1,597	2,428	3,280	4,150	8,746	13,689	18,888	24,486
1	818	1,657	2,518	3,396	4,291	9,012	14,060	19,384	25,110
2	848	1,718	2,606	3,511	4,434	9,280	14,431	19,893	25,745
3	880	1,777	2,692	3,625	4,576	9,549	14,800	20,416	26,392
4	908	1,833	2,776	3,738	4,715	9,813	15,179	20,945	27,059
5	936	1,891	2,864	3,852	4,855	10,076	15,570	21,486	27,751
6	966	1,951	2,951	3,966	4,996	10,339	15,976	22,039	28,469
7	997	2,010	3,037	4,080	5,139	10,601	16,396	22,605	29,215
8	1,025	2,066	3,123	4,195	5,284	10,864	16,833	23,187	29,991
9	1,055	2,125	3,212	4,315	5,427	11,140	17,281	23,795	30,800
10	1,085	2,187	3,305	4,432	5,569	11,431	17,743	24,431	31,645
11	1,117	2,251	3,394	4,547	5,710	11,736	18,218	25,096	32,527
12	1,151	2,310	3,480	4,659	5,849	12,057	18,709	25,793	33,449
13	1,177	2,364	3,562	4,769	5,988	12,395	19,217	26,524	34,414
14	1,205	2,421	3,648	4,885	6,144	12,748	19,756	27,294	35,425
15	1,235	2,481	3,738	5,016	6,316	13,118	20,328	28,106	36,483
16	1,266	2,544	3,843	5,163	6,506	13,506	20,936	28,963	37,592
17	1,299	2,620	3,962	5,327	6,715	13,913	21,581	29,868	38,757
18	1,343	2,709	4,097	5,509	6,944	14,341	22,265	30,823	39,981
19	1,390	2,803	4,239	5,699	7,174	14,790	22,983	31,821	41,253
20	1,439	2,901	4,388	5,890	7,407	15,262	23,737	32,865	42,580
21	1,490	3,006	4,536	6,081	7,643	15,760	24,530	33,959	43,966
22	1,545	3,105	4,681	6,274	7,884	16,285	25,366	35,110	45,419
23	1,592	3,200	4,826	6,468	8,129	16,840	26,249	36,321	46,945
24	1,642	3,302	4,979	6,675	8,398	17,434	27,182	37,593	48,555
25	1,696	3,410	5,142	6,903	8,692	18,069	28,172	38,932	50,258

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：60 歳払込満了

発効時 年齢	男性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
0	30,413	36,804	43,684	58,625	75,223	83,396	90,372	95,646	99,346
1	31,181	37,739	44,783	60,028	76,063	84,151	90,974	96,087	100,000
2	31,973	38,703	45,915	61,475	76,913	84,899	91,566	96,544	100,000
3	32,791	39,699	47,083	62,972	77,774	85,643	92,154	97,043	100,000
4	33,634	40,724	48,280	64,520	78,617	86,365	92,705	97,450	100,000
5	34,509	41,784	49,512	66,125	79,443	87,067	93,230	97,785	100,000
6	35,416	42,880	50,782	67,792	80,257	87,756	93,735	98,065	100,000
7	36,358	44,016	52,094	69,529	81,059	88,435	94,233	98,301	100,000
8	37,338	45,194	53,452	71,341	81,853	89,109	94,733	98,502	100,000
9	38,356	46,411	54,860	73,236	82,631	89,752	95,200	98,675	100,000
10	39,413	47,669	56,321	75,223	83,396	90,372	95,646	98,825	100,000
11	40,513	48,973	57,842	76,063	84,151	90,974	96,087	98,956	100,000
12	41,659	50,328	59,427	76,913	84,899	91,566	96,544	99,072	100,000
13	42,855	51,737	61,083	77,774	85,643	92,154	97,043	99,174	100,000
14	44,098	53,206	62,814	78,617	86,365	92,705	97,450	99,265	100,000
15	45,392	54,741	64,627	79,443	87,067	93,230	97,785	99,346	100,000
16	46,742	56,347	66,531	80,257	87,756	93,735	98,065	100,000	100,000
17	48,153	58,031	68,532	81,059	88,435	94,233	98,301	100,000	100,000
18	49,629	59,799	70,641	81,853	89,109	94,733	98,502	100,000	100,000
19	51,172	61,654	72,867	82,631	89,752	95,200	98,675	100,000	100,000
20	52,889	63,606	75,223	83,396	90,372	95,646	98,825	100,000	100,000
21	54,487	65,664	76,063	84,151	90,974	96,087	98,956	100,000	100,000
22	56,275	67,841	76,913	84,899	91,566	96,544	99,072	100,000	100,000
23	58,163	70,149	77,774	85,643	92,154	97,043	99,174	100,000	100,000
24	60,161	72,605	78,617	86,365	92,705	97,450	99,265	100,000	100,000
25	62,280	75,223	79,443	87,067	93,230	97,785	99,346	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】  
 払込方法：60 歳払込満了

発効 時 年齢	男性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
26	1,752	3,524	5,325	7,154	9,012	18,750	29,223	40,347	52,062	
27	1,813	3,655	5,527	7,429	9,361	19,479	30,340	41,843	53,980	
28	1,887	3,803	5,751	7,730	9,740	20,262	31,530	43,432	56,023	
29	1,965	3,962	5,990	8,051	10,143	21,088	32,783	45,117	58,200	
30	2,049	4,131	6,246	8,393	10,573	21,965	34,108	46,909	60,527	
31	2,139	4,312	6,518	8,757	11,031	22,897	35,513	48,824	63,025	
32	2,235	4,504	6,808	9,147	11,521	23,893	37,011	50,877	65,715	
33	2,337	4,710	7,118	9,564	12,048	24,958	38,613	53,087	68,624	
34	2,447	4,931	7,454	10,016	12,610	26,092	40,333	55,471	71,782	
35	2,566	5,172	7,818	10,497	13,211	27,303	42,187	58,055	75,223	
36	2,696	5,433	8,205	11,013	13,858	28,606	44,197	60,869	76,063	
37	2,837	5,710	8,620	11,569	14,558	30,013	46,385	63,946	76,913	
38	2,983	6,005	9,067	12,171	15,318	31,543	48,780	67,330	77,774	
39	3,144	6,331	9,560	12,834	16,140	33,218	51,413	71,069	78,617	
40	3,323	6,690	10,105	13,552	17,035	35,061	54,324	75,223	79,443	
41	3,520	7,090	10,694	14,335	18,016	37,103	57,563	76,063	80,257	
42	3,741	7,519	11,337	15,197	19,101	39,379	61,188	76,913	81,059	
43	3,973	7,987	12,046	16,153	20,311	41,936	65,273	77,774	81,853	
44	4,235	8,517	12,850	17,238	21,679	44,831	69,914	78,617	82,631	
45	4,534	9,123	13,770	18,473	23,239	48,135	75,223	79,443	83,396	
46	4,879	9,821	14,824	19,893	25,033	51,938	76,063	80,257	84,151	
47	5,281	10,628	16,046	21,540	27,116	56,359	76,913	81,059	84,899	
48	5,747	11,571	17,478	23,473	29,561	61,555	77,774	81,853	85,643	
49	6,302	12,694	19,183	25,773	32,465	67,743	78,617	82,631	86,365	
50	6,973	14,051	21,241	28,544	35,968	75,223	79,443	83,396	87,067	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：60 歳払込満了

発効時年齢	男性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
26	64,534	76,063	80,257	87,756	93,735	98,065	100,000	100,000	100,000
27	66,937	76,913	81,059	88,435	94,233	98,301	100,000	100,000	100,000
28	69,506	77,774	81,853	89,109	94,733	98,502	100,000	100,000	100,000
29	72,261	78,617	82,631	89,752	95,200	98,675	100,000	100,000	100,000
30	75,223	79,443	83,396	90,372	95,646	98,825	100,000	100,000	100,000
31	76,063	80,257	84,151	90,974	96,087	98,956	100,000	100,000	100,000
32	76,913	81,059	84,899	91,566	96,544	99,072	100,000	100,000	100,000
33	77,774	81,853	85,643	92,154	97,043	99,174	100,000	100,000	100,000
34	78,617	82,631	86,365	92,705	97,450	99,265	100,000	100,000	100,000
35	79,443	83,396	87,067	93,230	97,785	99,346	100,000	100,000	100,000
36	80,257	84,151	87,756	93,735	98,065	100,000	100,000	100,000	100,000
37	81,059	84,899	88,435	94,233	98,301	100,000	100,000	100,000	100,000
38	81,853	85,643	89,109	94,733	98,502	100,000	100,000	100,000	100,000
39	82,631	86,365	89,752	95,200	98,675	100,000	100,000	100,000	100,000
40	83,396	87,067	90,372	95,646	98,825	100,000	100,000	100,000	100,000
41	84,151	87,756	90,974	96,087	98,956	100,000	100,000	100,000	100,000
42	84,899	88,435	91,566	96,544	99,072	100,000	100,000	100,000	100,000
43	85,643	89,109	92,154	97,043	99,174	100,000	100,000	100,000	100,000
44	86,365	89,752	92,705	97,450	99,265	100,000	100,000	100,000	100,000
45	87,067	90,372	93,230	97,785	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000
46	87,756	90,974	93,735	98,065	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	88,435	91,566	94,233	98,301	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	89,109	92,154	94,733	98,502	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	89,752	92,705	95,200	98,675	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	90,372	93,230	95,646	98,825	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000



【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】  
 払込方法：60 歳払込満了

発効時年齢	女性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
0	704	1,430	2,179	2,950	3,736	7,883	12,343	17,046	22,164	
1	733	1,490	2,269	3,063	3,872	8,129	12,683	17,504	22,757	
2	764	1,552	2,354	3,171	4,003	8,372	13,019	17,973	23,362	
3	796	1,607	2,433	3,274	4,131	8,614	13,352	18,453	23,982	
4	820	1,656	2,506	3,373	4,253	8,848	13,692	18,943	24,617	
5	845	1,706	2,583	3,473	4,376	9,082	14,047	19,449	25,274	
6	871	1,758	2,659	3,573	4,501	9,316	14,417	19,972	25,954	
7	898	1,810	2,735	3,675	4,628	9,552	14,802	20,513	26,660	
8	923	1,860	2,812	3,777	4,757	9,789	15,205	21,075	27,393	
9	949	1,913	2,891	3,884	4,886	10,039	15,624	21,660	28,154	
10	977	1,968	2,974	3,989	5,013	10,305	16,061	22,269	28,947	
11	1,005	2,025	3,054	4,092	5,140	10,586	16,517	22,904	29,773	
12	1,035	2,079	3,131	4,194	5,266	10,883	16,992	23,567	30,633	
13	1,059	2,128	3,206	4,294	5,392	11,198	17,489	24,260	31,532	
14	1,085	2,179	3,284	4,399	5,535	11,532	18,013	24,988	32,475	
15	1,111	2,233	3,366	4,519	5,694	11,888	18,566	25,752	33,466	
16	1,140	2,290	3,462	4,656	5,872	12,265	19,151	26,556	34,507	
17	1,169	2,361	3,574	4,809	6,068	12,665	19,767	27,400	35,601	
18	1,211	2,445	3,701	4,980	6,283	13,090	20,419	28,289	36,752	
19	1,255	2,533	3,835	5,160	6,504	13,533	21,097	29,220	37,955	
20	1,301	2,626	3,975	5,344	6,733	13,994	21,807	30,195	39,213	
21	1,350	2,724	4,118	5,533	6,969	14,475	22,549	31,220	40,532	
22	1,401	2,822	4,264	5,728	7,214	14,979	23,327	32,297	41,917	
23	1,450	2,921	4,414	5,930	7,468	15,507	24,144	33,432	43,375	
24	1,502	3,026	4,573	6,143	7,737	16,065	25,008	34,628	44,916	
25	1,557	3,138	4,742	6,369	8,021	16,653	25,923	35,891	46,547	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：60 歳払込満了

発効 時 年齢	女性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
0	27,682	33,618	39,986	54,119	70,302	79,173	87,583	94,568	99,346
1	28,413	34,493	41,019	55,486	71,181	80,047	88,352	95,189	100,000
2	29,162	35,393	42,084	56,899	72,069	80,920	89,112	95,829	100,000
3	29,932	36,319	43,183	58,362	72,966	81,794	89,869	96,514	100,000
4	30,722	37,273	44,316	59,876	73,859	82,652	90,591	97,056	100,000
5	31,540	38,263	45,487	61,447	74,749	83,498	91,286	97,490	100,000
6	32,387	39,291	46,699	63,080	75,637	84,335	91,964	97,843	100,000
7	33,265	40,358	47,957	64,778	76,525	85,167	92,634	98,135	100,000
8	34,176	41,467	49,262	66,546	77,414	85,996	93,308	98,378	100,000
9	35,125	42,619	50,620	68,386	78,296	86,800	93,947	98,584	100,000
10	36,114	43,815	52,034	70,302	79,173	87,583	94,568	98,759	100,000
11	37,146	45,061	53,509	71,181	80,047	88,352	95,189	98,910	100,000
12	38,223	46,358	55,049	72,069	80,920	89,112	95,829	99,041	100,000
13	39,350	47,710	56,658	72,966	81,794	89,869	96,514	99,156	100,000
14	40,526	49,126	58,341	73,859	82,652	90,591	97,056	99,257	100,000
15	41,756	50,608	60,103	74,749	83,498	91,286	97,490	99,346	100,000
16	43,044	52,162	61,950	75,637	84,335	91,964	97,843	100,000	100,000
17	44,393	53,792	63,888	76,525	85,167	92,634	98,135	100,000	100,000
18	45,808	55,504	65,923	77,414	85,996	93,308	98,378	100,000	100,000
19	47,291	57,300	68,058	78,296	86,800	93,947	98,584	100,000	100,000
20	48,847	59,187	70,302	79,173	87,583	94,568	98,759	100,000	100,000
21	50,484	61,174	71,181	80,047	88,352	95,189	98,910	100,000	100,000
22	52,209	63,269	72,069	80,920	89,112	95,829	99,041	100,000	100,000
23	54,029	65,483	72,966	81,794	89,869	96,514	99,156	100,000	100,000
24	55,952	67,823	73,859	82,652	90,591	97,056	99,257	100,000	100,000
25	57,990	70,302	74,749	83,498	91,286	97,490	99,346	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】  
 払込方法：60 歳払込満了

発効時 年齢	女性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
26	1,616	3,256	4,920	6,609	8,323	17,276	26,894	37,226	48,276	
27	1,678	3,381	5,109	6,863	8,643	17,937	27,925	38,641	50,113	
28	1,744	3,514	5,311	7,134	8,985	18,638	29,023	40,145	52,069	
29	1,815	3,656	5,526	7,423	9,347	19,387	30,188	41,747	54,154	
30	1,890	3,808	5,755	7,730	9,732	20,186	31,429	43,457	56,382	
31	1,971	3,971	5,999	8,057	10,143	21,042	32,754	45,289	58,770	
32	2,057	4,144	6,260	8,406	10,583	21,960	34,172	47,254	61,334	
33	2,149	4,328	6,538	8,780	11,055	22,949	35,695	49,370	64,096	
34	2,247	4,527	6,839	9,185	11,565	24,011	37,337	51,652	67,076	
35	2,354	4,742	7,164	9,623	12,119	25,156	39,113	54,122	70,302	
36	2,470	4,976	7,519	10,100	12,720	26,395	41,041	56,804	71,181	
37	2,596	5,231	7,906	10,621	13,377	27,740	43,140	59,727	72,069	
38	2,735	5,512	8,330	11,191	14,095	29,208	45,435	62,925	72,966	
39	2,888	5,819	8,795	11,816	14,876	30,816	47,952	66,433	73,859	
40	3,056	6,158	9,308	12,498	15,732	32,587	50,727	70,302	74,749	
41	3,242	6,534	9,869	13,248	16,674	34,547	53,800	71,181	75,637	
42	3,449	6,945	10,487	14,077	17,717	36,729	57,223	72,069	76,525	
43	3,674	7,398	11,173	15,000	18,882	39,172	61,060	72,966	77,414	
44	3,928	7,910	11,948	16,042	20,197	41,927	65,386	73,859	78,296	
45	4,216	8,492	12,828	17,228	21,693	45,058	70,302	74,749	79,173	
46	4,547	9,159	13,839	18,588	23,409	48,646	71,181	75,637	80,047	
47	4,930	9,932	15,009	20,163	25,395	52,796	72,069	76,525	80,920	
48	5,378	10,837	16,379	22,005	27,719	57,650	72,966	77,414	81,794	
49	5,910	11,909	18,001	24,187	30,468	63,395	73,859	78,296	82,652	
50	6,549	13,198	19,951	26,808	33,771	70,302	74,749	79,173	83,498	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：60 歳払込満了

発効 時 年齢	女性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
26	60,152	71,181	75,637	84,335	91,964	97,843	100,000	100,000	100,000
27	62,451	72,069	76,525	85,167	92,634	98,135	100,000	100,000	100,000
28	64,900	72,966	77,414	85,996	93,308	98,378	100,000	100,000	100,000
29	67,511	73,859	78,296	86,800	93,947	98,584	100,000	100,000	100,000
30	70,302	74,749	79,173	87,583	94,568	98,759	100,000	100,000	100,000
31	71,181	75,637	80,047	88,352	95,189	98,910	100,000	100,000	100,000
32	72,069	76,525	80,920	89,112	95,829	99,041	100,000	100,000	100,000
33	72,966	77,414	81,794	89,869	96,514	99,156	100,000	100,000	100,000
34	73,859	78,296	82,652	90,591	97,056	99,257	100,000	100,000	100,000
35	74,749	79,173	83,498	91,286	97,490	99,346	100,000	100,000	100,000
36	75,637	80,047	84,335	91,964	97,843	100,000	100,000	100,000	100,000
37	76,525	80,920	85,167	92,634	98,135	100,000	100,000	100,000	100,000
38	77,414	81,794	85,996	93,308	98,378	100,000	100,000	100,000	100,000
39	78,296	82,652	86,800	93,947	98,584	100,000	100,000	100,000	100,000
40	79,173	83,498	87,583	94,568	98,759	100,000	100,000	100,000	100,000
41	80,047	84,335	88,352	95,189	98,910	100,000	100,000	100,000	100,000
42	80,920	85,167	89,112	95,829	99,041	100,000	100,000	100,000	100,000
43	81,794	85,996	89,869	96,514	99,156	100,000	100,000	100,000	100,000
44	82,652	86,800	90,591	97,056	99,257	100,000	100,000	100,000	100,000
45	83,498	87,583	91,286	97,490	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000
46	84,335	88,352	91,964	97,843	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	85,167	89,112	92,634	98,135	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	85,996	89,869	93,308	98,378	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	86,800	90,591	93,947	98,584	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	87,583	91,286	94,568	98,759	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：65 歳払込満了

発効時 年齢	男性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
0	748	1,516	2,305	3,115	3,941	8,312	13,013	17,948	23,261	
1	775	1,571	2,389	3,223	4,073	8,558	13,352	18,399	23,827	
2	804	1,629	2,471	3,329	4,205	8,804	13,688	18,861	24,399	
3	833	1,683	2,550	3,434	4,336	9,050	14,021	19,333	24,980	
4	859	1,734	2,628	3,538	4,462	9,289	14,360	19,808	25,575	
5	885	1,787	2,708	3,642	4,590	9,525	14,709	20,290	26,191	
6	912	1,842	2,786	3,745	4,717	9,760	15,071	20,781	26,828	
7	940	1,895	2,864	3,848	4,846	9,992	15,444	21,281	27,487	
8	966	1,946	2,940	3,950	4,975	10,222	15,830	21,792	28,171	
9	992	1,998	3,020	4,057	5,102	10,463	16,224	22,324	28,881	
10	1,019	2,053	3,103	4,160	5,226	10,716	16,627	22,879	29,620	
11	1,047	2,110	3,181	4,260	5,347	10,982	17,040	23,458	30,389	
12	1,076	2,161	3,254	4,356	5,467	11,260	17,465	24,062	31,190	
13	1,099	2,206	3,323	4,448	5,584	11,553	17,901	24,693	32,025	
14	1,122	2,254	3,395	4,545	5,715	11,857	18,363	25,356	32,896	
15	1,147	2,304	3,470	4,657	5,863	12,175	18,853	26,055	33,804	
16	1,173	2,356	3,559	4,782	6,026	12,507	19,373	26,789	34,753	
17	1,200	2,421	3,662	4,923	6,206	12,853	19,923	27,562	35,745	
18	1,239	2,498	3,778	5,080	6,404	13,216	20,505	28,376	36,783	
19	1,279	2,579	3,900	5,244	6,600	13,594	21,113	29,220	37,852	
20	1,321	2,663	4,028	5,406	6,797	13,991	21,748	30,097	38,958	
21	1,364	2,752	4,152	5,566	6,993	14,406	22,412	31,011	40,105	
22	1,411	2,835	4,272	5,724	7,191	14,841	23,108	31,965	41,295	
23	1,449	2,912	4,389	5,881	7,389	15,298	23,837	32,962	42,536	
24	1,489	2,993	4,512	6,047	7,607	15,786	24,605	34,000	43,833	
25	1,532	3,079	4,643	6,231	7,845	16,305	25,413	35,083	45,192	
26	1,577	3,170	4,789	6,434	8,105	16,860	26,265	36,217	46,621	
27	1,625	3,275	4,952	6,656	8,387	17,451	27,165	37,405	48,125	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】  
 払込方法：65 歳払込満了

発効時 年齢	男性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
0	28,877	34,932	41,445	55,521	70,955	83,396	90,372	95,646	99,346
1	29,572	35,777	42,436	56,767	72,540	84,151	90,974	96,087	100,000
2	30,286	36,645	43,453	58,045	74,184	84,899	91,566	96,544	100,000
3	31,019	37,539	44,497	59,360	75,894	85,643	92,154	97,043	100,000
4	31,774	38,455	45,562	60,712	77,644	86,365	92,705	97,450	100,000
5	32,553	39,398	46,652	62,106	79,443	87,067	93,230	97,785	100,000
6	33,359	40,369	47,770	63,546	80,257	87,756	93,735	98,065	100,000
7	34,192	41,372	48,918	65,038	81,059	88,435	94,233	98,301	100,000
8	35,056	42,407	50,100	66,586	81,853	89,109	94,733	98,502	100,000
9	35,949	43,470	51,318	68,197	82,631	89,752	95,200	98,675	100,000
10	36,873	44,563	52,576	69,877	83,396	90,372	95,646	98,825	100,000
11	37,830	45,690	53,877	71,631	84,151	90,974	96,087	98,956	100,000
12	38,823	46,853	55,226	73,466	84,899	91,566	96,544	99,072	100,000
13	39,855	48,056	56,626	75,389	85,643	92,154	97,043	99,174	100,000
14	40,921	49,303	58,082	77,378	86,365	92,705	97,450	99,265	100,000
15	42,025	50,599	59,597	79,443	87,067	93,230	97,785	99,346	100,000
16	43,170	51,946	61,178	80,257	87,756	93,735	98,065	100,000	100,000
17	44,359	53,351	62,830	81,059	88,435	94,233	98,301	100,000	100,000
18	45,596	54,817	64,560	81,853	89,109	94,733	98,502	100,000	100,000
19	46,878	56,343	66,373	82,631	89,752	95,200	98,675	100,000	100,000
20	48,211	57,935	68,278	83,396	90,372	95,646	98,825	100,000	100,000
21	49,599	59,600	70,284	84,151	90,974	96,087	98,956	100,000	100,000
22	51,049	61,347	72,401	84,899	91,566	96,544	99,072	100,000	100,000
23	52,567	63,183	74,640	85,643	92,154	97,043	99,174	100,000	100,000
24	54,159	65,122	76,981	86,365	92,705	97,450	99,265	100,000	100,000
25	55,833	67,173	79,443	87,067	93,230	97,785	99,346	100,000	100,000
26	57,598	69,347	80,257	87,756	93,735	98,065	100,000	100,000	100,000
27	59,463	71,655	81,059	88,435	94,233	98,301	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：65 歳払込満了

発効 時 年齢	男性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
28	1,684	3,395	5,133	6,900	8,694	18,081	28,116	38,655	49,713	
29	1,747	3,522	5,325	7,157	9,017	18,741	29,105	39,964	51,385	
30	1,814	3,656	5,528	7,429	9,358	19,433	30,136	41,340	53,151	
31	1,884	3,799	5,742	7,715	9,718	20,160	31,216	42,791	55,024	
32	1,960	3,949	5,968	8,018	10,099	20,926	32,350	44,326	57,015	
33	2,038	4,107	6,207	8,339	10,504	21,737	33,546	45,956	59,139	
34	2,122	4,276	6,462	8,683	10,930	22,584	34,810	47,689	61,416	
35	2,211	4,456	6,736	9,043	11,378	23,473	36,151	49,539	63,862	
36	2,307	4,650	7,021	9,422	11,852	24,411	37,579	51,520	66,501	
37	2,411	4,851	7,321	9,822	12,356	25,405	39,107	53,651	69,356	
38	2,514	5,060	7,637	10,248	12,893	26,464	40,749	55,953	72,457	
39	2,626	5,286	7,980	10,709	13,460	27,598	42,519	58,453	75,804	
40	2,748	5,532	8,352	11,194	14,061	28,821	44,436	61,178	79,443	
41	2,881	5,799	8,741	11,709	14,703	30,143	46,522	64,160	80,257	
42	3,026	6,076	9,152	12,257	15,393	31,582	48,802	67,438	81,059	
43	3,168	6,363	9,589	12,846	16,139	33,156	51,309	71,055	81,853	
44	3,325	6,682	10,072	13,499	16,960	34,891	54,083	75,033	82,631	
45	3,500	7,036	10,610	14,220	17,870	36,812	57,168	79,443	83,396	
46	3,695	7,431	11,205	15,021	18,882	38,952	60,616	80,257	84,151	
47	3,914	7,870	11,869	15,916	20,014	41,348	64,488	81,059	84,899	
48	4,157	8,361	12,615	16,923	21,289	44,048	68,864	81,853	85,643	
49	4,432	8,918	13,461	18,066	22,730	47,116	73,803	82,631	86,365	
50	4,747	9,556	14,430	19,367	24,371	50,625	79,443	83,396	87,067	
51	5,110	10,291	15,539	20,859	26,259	54,673	80,257	84,151	87,756	
52	5,533	11,138	16,822	22,590	28,450	59,385	81,059	84,899	88,435	
53	6,021	12,127	18,324	24,621	31,024	64,932	81,853	85,643	89,109	
54	6,602	13,305	20,115	27,042	34,093	71,505	82,631	86,365	89,752	
55	7,306	14,730	22,282	29,970	37,806	79,443	83,396	87,067	90,372	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：65 歳払込満了

発効時 年齢	男性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
28	61,438	74,113	81,853	89,109	94,733	98,502	100,000	100,000	100,000
29	63,533	76,701	82,631	89,752	95,200	98,675	100,000	100,000	100,000
30	65,762	79,443	83,396	90,372	95,646	98,825	100,000	100,000	100,000
31	68,141	80,257	84,151	90,974	96,087	98,956	100,000	100,000	100,000
32	70,687	81,059	84,899	91,566	96,544	99,072	100,000	100,000	100,000
33	73,419	81,853	85,643	92,154	97,043	99,174	100,000	100,000	100,000
34	76,327	82,631	86,365	92,705	97,450	99,265	100,000	100,000	100,000
35	79,443	83,396	87,067	93,230	97,785	99,346	100,000	100,000	100,000
36	80,257	84,151	87,756	93,735	98,065	100,000	100,000	100,000	100,000
37	81,059	84,899	88,435	94,233	98,301	100,000	100,000	100,000	100,000
38	81,853	85,643	89,109	94,733	98,502	100,000	100,000	100,000	100,000
39	82,631	86,365	89,752	95,200	98,675	100,000	100,000	100,000	100,000
40	83,396	87,067	90,372	95,646	98,825	100,000	100,000	100,000	100,000
41	84,151	87,756	90,974	96,087	98,956	100,000	100,000	100,000	100,000
42	84,899	88,435	91,566	96,544	99,072	100,000	100,000	100,000	100,000
43	85,643	89,109	92,154	97,043	99,174	100,000	100,000	100,000	100,000
44	86,365	89,752	92,705	97,450	99,265	100,000	100,000	100,000	100,000
45	87,067	90,372	93,230	97,785	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000
46	87,756	90,974	93,735	98,065	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	88,435	91,566	94,233	98,301	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	89,109	92,154	94,733	98,502	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	89,752	92,705	95,200	98,675	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	90,372	93,230	95,646	98,825	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	90,974	93,735	96,087	98,956	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	91,566	94,233	96,544	99,072	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	92,154	94,733	97,043	99,174	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	92,705	95,200	97,450	99,265	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	93,230	95,646	97,785	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000



【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】  
 払込方法：65 歳払込満了

発効時 年齢	女性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
0	665	1,351	2,059	2,790	3,534	7,463	11,687	16,136	20,979	
1	692	1,407	2,144	2,895	3,660	7,689	11,997	16,552	21,517	
2	721	1,465	2,223	2,995	3,782	7,912	12,300	16,975	22,064	
3	751	1,516	2,296	3,090	3,899	8,131	12,599	17,408	22,620	
4	773	1,560	2,363	3,180	4,009	8,341	12,902	17,845	23,188	
5	796	1,606	2,432	3,270	4,120	8,550	13,216	18,296	23,773	
6	819	1,653	2,500	3,360	4,232	8,757	13,544	18,761	24,378	
7	843	1,699	2,568	3,450	4,345	8,964	13,885	19,240	25,002	
8	866	1,744	2,636	3,541	4,460	9,170	14,239	19,735	25,648	
9	889	1,791	2,706	3,636	4,572	9,388	14,607	20,248	26,317	
10	913	1,839	2,779	3,727	4,683	9,618	14,990	20,782	27,010	
11	938	1,889	2,849	3,816	4,792	9,862	15,387	21,336	27,730	
12	964	1,935	2,914	3,902	4,899	10,119	15,800	21,912	28,478	
13	984	1,976	2,976	3,986	5,004	10,391	16,229	22,512	29,255	
14	1,005	2,019	3,041	4,073	5,124	10,679	16,682	23,140	30,068	
15	1,027	2,064	3,109	4,175	5,260	10,985	17,158	23,798	30,919	
16	1,051	2,111	3,191	4,291	5,412	11,310	17,660	24,487	31,811	
17	1,075	2,170	3,286	4,423	5,581	11,654	18,189	25,208	32,745	
18	1,111	2,243	3,396	4,571	5,767	12,018	18,745	25,965	33,724	
19	1,149	2,319	3,511	4,725	5,957	12,395	19,321	26,753	34,740	
20	1,188	2,399	3,631	4,882	6,151	12,785	19,919	27,574	35,795	
21	1,230	2,482	3,753	5,042	6,350	13,189	20,541	28,430	36,895	
22	1,273	2,564	3,875	5,205	6,555	13,609	21,187	29,325	38,041	
23	1,314	2,647	3,999	5,372	6,765	14,046	21,862	30,262	39,239	
24	1,356	2,733	4,130	5,548	6,986	14,504	22,571	31,242	40,495	
25	1,402	2,824	4,267	5,732	7,219	14,984	23,316	32,268	41,816	
26	1,449	2,920	4,412	5,927	7,463	15,488	24,101	33,344	43,206	
27	1,499	3,021	4,565	6,131	7,721	16,018	24,929	34,475	44,670	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：65 歳払込満了

発効時 年齢	女性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
0	26,201	31,816	37,837	51,178	66,398	79,173	87,583	94,568	99,346
1	26,863	32,608	38,769	52,406	67,968	80,047	88,352	95,189	100,000
2	27,538	33,417	39,727	53,670	69,587	80,920	89,112	95,829	100,000
3	28,229	34,247	40,711	54,972	71,261	81,794	89,869	96,514	100,000
4	28,935	35,099	41,721	56,315	72,979	82,652	90,591	97,056	100,000
5	29,663	35,980	42,761	57,704	74,749	83,498	91,286	97,490	100,000
6	30,415	36,890	43,834	59,141	75,637	84,335	91,964	97,843	100,000
7	31,191	37,833	44,941	60,630	76,525	85,167	92,634	98,135	100,000
8	31,993	38,810	46,087	62,175	77,414	85,996	93,308	98,378	100,000
9	32,826	39,819	47,274	63,775	78,296	86,800	93,947	98,584	100,000
10	33,691	40,864	48,505	65,434	79,173	87,583	94,568	98,759	100,000
11	34,590	41,947	49,785	67,156	80,047	88,352	95,189	98,910	100,000
12	35,526	43,070	51,115	68,948	80,920	89,112	95,829	99,041	100,000
13	36,499	44,236	52,499	70,813	81,794	89,869	96,514	99,156	100,000
14	37,513	45,451	53,940	72,744	82,652	90,591	97,056	99,257	100,000
15	38,568	46,718	55,443	74,749	83,498	91,286	97,490	99,346	100,000
16	39,668	48,042	57,012	75,637	84,335	91,964	97,843	100,000	100,000
17	40,815	49,424	58,650	76,525	85,167	92,634	98,135	100,000	100,000
18	42,012	50,869	60,362	77,414	85,996	93,308	98,378	100,000	100,000
19	43,260	52,375	62,147	78,296	86,800	93,947	98,584	100,000	100,000
20	44,561	53,949	64,010	79,173	87,583	94,568	98,759	100,000	100,000
21	45,921	55,594	65,960	80,047	88,352	95,189	98,910	100,000	100,000
22	47,344	57,319	68,004	80,920	89,112	95,829	99,041	100,000	100,000
23	48,835	59,128	70,150	81,794	89,869	96,514	99,156	100,000	100,000
24	50,401	61,026	72,394	82,652	90,591	97,056	99,257	100,000	100,000
25	52,047	63,020	74,749	83,498	91,286	97,490	99,346	100,000	100,000
26	53,780	65,119	75,637	84,335	91,964	97,843	100,000	100,000	100,000
27	55,608	67,334	76,525	85,167	92,634	98,135	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：65 歳払込満了

発効時年齢	女性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
28	1,552	3,127	4,726	6,348	7,994	16,577	25,803	35,667	46,217	
29	1,608	3,240	4,896	6,577	8,281	17,168	26,723	36,925	47,851	
30	1,667	3,359	5,076	6,817	8,583	17,794	27,692	38,256	49,580	
31	1,730	3,486	5,266	7,071	8,902	18,458	28,715	39,666	51,414	
32	1,797	3,619	5,466	7,339	9,239	19,163	29,799	41,164	53,363	
33	1,866	3,758	5,677	7,623	9,597	19,914	30,949	42,758	55,440	
34	1,940	3,907	5,902	7,926	9,980	20,710	32,173	44,457	57,651	
35	2,019	4,067	6,144	8,251	10,390	21,557	33,482	46,273	60,013	
36	2,104	4,238	6,403	8,601	10,831	22,460	34,882	48,217	62,542	
37	2,195	4,422	6,683	8,977	11,305	23,426	36,385	50,305	65,260	
38	2,294	4,622	6,985	9,383	11,817	24,462	38,003	52,554	68,189	
39	2,401	4,838	7,311	9,821	12,363	25,578	39,746	54,976	71,340	
40	2,517	5,071	7,664	10,289	12,948	26,782	41,631	57,595	74,749	
41	2,642	5,324	8,040	10,791	13,577	28,089	43,677	60,439	78,637	
42	2,779	5,593	8,444	11,331	14,257	29,510	45,905	63,539	82,652	
43	2,922	5,881	8,879	11,916	14,995	31,063	48,341	66,932	87,414	
44	3,078	6,197	9,357	12,560	15,808	32,769	51,014	70,650	92,926	
45	3,251	6,546	9,886	13,272	16,707	34,651	53,960	74,749	99,173	
46	3,443	6,933	10,473	14,063	17,706	36,737	57,224	79,637	106,047	
47	3,657	7,367	11,129	14,946	18,820	39,063	60,862	84,525	113,920	
48	3,899	7,853	11,866	15,938	20,070	41,670	64,942	89,414	122,794	
49	4,171	8,403	12,697	17,056	21,478	44,603	69,533	94,296	132,652	
50	4,480	9,027	13,642	18,324	23,076	47,932	74,749	99,173	143,498	
51	4,835	9,743	14,722	19,775	24,904	51,743	80,047	104,047	155,335	
52	5,245	10,567	15,968	21,451	27,018	56,151	86,525	109,920	168,167	
53	5,721	11,528	17,423	23,409	29,488	61,309	93,414	116,794	182,996	
54	6,286	12,667	19,147	25,730	32,408	67,408	101,296	124,652	198,800	
55	6,965	14,038	21,222	28,513	35,914	74,749	110,173	133,498	215,583	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：65 歳払込満了

発効 時 年齢	女性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
28	57,539	69,676	77,414	85,996	93,308	98,378	100,000	100,000	100,000
29	59,578	72,142	78,296	86,800	93,947	98,584	100,000	100,000	100,000
30	61,735	74,749	79,173	87,583	94,568	98,759	100,000	100,000	100,000
31	64,023	75,637	80,047	88,352	95,189	98,910	100,000	100,000	100,000
32	66,456	76,525	80,920	89,112	95,829	99,041	100,000	100,000	100,000
33	69,050	77,414	81,794	89,869	96,514	99,156	100,000	100,000	100,000
34	71,806	78,296	82,652	90,591	97,056	99,257	100,000	100,000	100,000
35	74,749	79,173	83,498	91,286	97,490	99,346	100,000	100,000	100,000
36	75,637	80,047	84,335	91,964	97,843	100,000	100,000	100,000	100,000
37	76,525	80,920	85,167	92,634	98,135	100,000	100,000	100,000	100,000
38	77,414	81,794	85,996	93,308	98,378	100,000	100,000	100,000	100,000
39	78,296	82,652	86,800	93,947	98,584	100,000	100,000	100,000	100,000
40	79,173	83,498	87,583	94,568	98,759	100,000	100,000	100,000	100,000
41	80,047	84,335	88,352	95,189	98,910	100,000	100,000	100,000	100,000
42	80,920	85,167	89,112	95,829	99,041	100,000	100,000	100,000	100,000
43	81,794	85,996	89,869	96,514	99,156	100,000	100,000	100,000	100,000
44	82,652	86,800	90,591	97,056	99,257	100,000	100,000	100,000	100,000
45	83,498	87,583	91,286	97,490	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000
46	84,335	88,352	91,964	97,843	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	85,167	89,112	92,634	98,135	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	85,996	89,869	93,308	98,378	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	86,800	90,591	93,947	98,584	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	87,583	91,286	94,568	98,759	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	88,352	91,964	95,189	98,910	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	89,112	92,634	95,829	99,041	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	89,869	93,308	96,514	99,156	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	90,591	93,947	97,056	99,257	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	91,286	94,568	97,490	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：70 歳払込満了

発効 時 年齢	男性 (経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
0	715	1,450	2,206	2,981	3,773	7,963	12,468	17,192	22,276
1	741	1,503	2,285	3,083	3,898	8,194	12,783	17,609	22,796
2	768	1,557	2,362	3,183	4,021	8,423	13,092	18,034	23,321
3	796	1,608	2,437	3,282	4,144	8,651	13,397	18,467	23,850
4	820	1,656	2,509	3,378	4,261	8,871	13,707	18,900	24,391
5	844	1,705	2,583	3,474	4,379	9,087	14,025	19,339	24,949
6	869	1,756	2,656	3,569	4,496	9,300	14,352	19,783	25,525
7	895	1,804	2,727	3,663	4,614	9,509	14,689	20,233	26,119
8	918	1,850	2,796	3,757	4,731	9,714	15,037	20,690	26,733
9	942	1,898	2,869	3,854	4,846	9,930	15,391	21,165	27,369
10	967	1,948	2,943	3,946	4,956	10,155	15,751	21,660	28,029
11	992	1,999	3,013	4,034	5,064	10,391	16,118	22,174	28,714
12	1,018	2,044	3,077	4,119	5,168	10,638	16,493	22,709	29,425
13	1,038	2,083	3,137	4,198	5,269	10,897	16,876	23,267	30,165
14	1,058	2,124	3,199	4,282	5,383	11,166	17,282	23,853	30,934
15	1,079	2,167	3,263	4,378	5,512	11,446	17,713	24,468	31,733
16	1,101	2,212	3,341	4,489	5,656	11,737	18,168	25,114	32,566
17	1,124	2,268	3,431	4,613	5,816	12,040	18,651	25,792	33,433
18	1,158	2,337	3,534	4,752	5,991	12,355	19,160	26,504	34,337
19	1,194	2,408	3,642	4,897	6,164	12,684	19,690	27,240	35,263
20	1,231	2,482	3,755	5,039	6,334	13,026	20,240	28,000	36,213
21	1,269	2,560	3,862	5,177	6,503	13,383	20,814	28,787	37,191
22	1,310	2,631	3,965	5,311	6,670	13,756	21,411	29,603	38,199
23	1,342	2,696	4,062	5,442	6,836	14,146	22,035	30,451	39,240
24	1,375	2,763	4,165	5,581	7,019	14,560	22,688	31,329	40,322
25	1,411	2,835	4,273	5,734	7,219	15,001	23,373	32,238	41,448
26	1,448	2,910	4,395	5,905	7,438	15,470	24,091	33,182	42,622
27	1,487	2,998	4,532	6,092	7,676	15,969	24,845	34,164	43,849
28	1,537	3,099	4,685	6,297	7,935	16,500	25,638	35,189	45,135
29	1,590	3,205	4,846	6,513	8,205	17,050	26,454	36,251	46,474
30	1,645	3,317	5,015	6,739	8,489	17,621	27,296	37,356	47,875

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：70 歳払込満了

発効 時 年齢	男性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
0	27,642	33,425	39,644	53,024	67,522	83,396	90,372	95,646	99,346
1	28,280	34,201	40,552	54,148	68,927	84,151	90,974	96,087	100,000
2	28,933	34,996	41,480	55,296	70,379	84,899	91,566	96,544	100,000
3	29,603	35,812	42,430	56,472	71,881	85,643	92,154	97,043	100,000
4	30,290	36,645	43,394	57,674	73,402	86,365	92,705	97,450	100,000
5	30,996	37,499	44,375	58,907	74,950	87,067	93,230	97,785	100,000
6	31,725	38,376	45,378	60,176	76,534	87,756	93,735	98,065	100,000
7	32,477	39,277	46,402	61,482	78,163	88,435	94,233	98,301	100,000
8	33,253	40,205	47,452	62,831	79,847	89,109	94,733	98,502	100,000
9	34,053	41,153	48,528	64,227	81,586	89,752	95,200	98,675	100,000
10	34,878	42,124	49,633	65,676	83,396	90,372	95,646	98,825	100,000
11	35,729	43,118	50,771	67,183	84,151	90,974	96,087	98,956	100,000
12	36,609	44,140	51,945	68,751	84,899	91,566	96,544	99,072	100,000
13	37,520	45,191	53,157	70,387	85,643	92,154	97,043	99,174	100,000
14	38,456	46,275	54,410	72,058	86,365	92,705	97,450	99,265	100,000
15	39,421	47,396	55,708	73,774	87,067	93,230	97,785	99,346	100,000
16	40,417	48,556	57,054	75,546	87,756	93,735	98,065	100,000	100,000
17	41,446	49,759	58,454	77,384	88,435	94,233	98,301	100,000	100,000
18	42,512	51,008	59,911	79,301	89,109	94,733	98,502	100,000	100,000
19	43,608	52,298	61,429	81,299	89,752	95,200	98,675	100,000	100,000
20	44,740	53,635	63,014	83,396	90,372	95,646	98,825	100,000	100,000
21	45,910	55,024	64,671	84,151	90,974	96,087	98,956	100,000	100,000
22	47,123	56,469	66,409	84,899	91,566	96,544	99,072	100,000	100,000
23	48,384	57,978	68,235	85,643	92,154	97,043	99,174	100,000	100,000
24	49,697	59,560	70,117	86,365	92,705	97,450	99,265	100,000	100,000
25	51,068	61,222	72,070	87,067	93,230	97,785	99,346	100,000	100,000
26	52,501	62,972	74,106	87,756	93,735	98,065	100,000	100,000	100,000
27	54,004	64,818	76,241	88,435	94,233	98,301	100,000	100,000	100,000
28	55,583	66,769	78,493	89,109	94,733	98,502	100,000	100,000	100,000
29	57,244	68,790	80,869	89,752	95,200	98,675	100,000	100,000	100,000
30	58,995	70,897	83,396	90,372	95,646	98,825	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：70 歳払込満了

発効 時 年齢	男性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
31	1,704	3,435	5,192	6,976	8,786	18,217	28,166	38,509	49,345	
32	1,766	3,558	5,377	7,224	9,098	18,838	29,070	39,716	50,892	
33	1,830	3,687	5,572	7,485	9,427	19,489	30,012	40,983	52,524	
34	1,897	3,823	5,777	7,762	9,769	20,160	30,994	42,313	54,254	
35	1,969	3,967	5,996	8,048	10,124	20,854	32,022	43,715	56,093	
36	2,045	4,121	6,221	8,345	10,495	21,574	33,103	45,197	58,054	
37	2,126	4,277	6,453	8,655	10,884	22,325	34,242	46,770	60,152	
38	2,205	4,435	6,693	8,978	11,293	23,112	35,449	48,446	62,402	
39	2,289	4,606	6,951	9,326	11,715	23,941	36,730	50,242	64,778	
40	2,380	4,789	7,228	9,683	12,155	24,820	38,096	52,174	67,304	
41	2,477	4,986	7,510	10,052	12,614	25,754	39,558	54,257	70,011	
42	2,583	5,182	7,799	10,436	13,096	26,753	41,130	56,513	72,932	
43	2,679	5,378	8,097	10,838	13,605	27,824	42,827	58,964	76,109	
44	2,785	5,591	8,421	11,277	14,156	28,984	44,676	61,588	79,578	
45	2,900	5,825	8,777	11,753	14,756	30,245	46,697	64,420	83,396	
46	3,027	6,082	9,162	12,271	15,410	31,621	48,913	67,500	84,151	
47	3,166	6,360	9,582	12,836	16,125	33,128	51,351	70,876	84,899	
48	3,316	6,662	10,042	13,457	16,913	34,787	54,045	74,607	85,643	
49	3,481	6,997	10,551	14,146	17,778	36,624	56,974	78,751	86,365	
50	3,665	7,371	11,119	14,905	18,734	38,667	60,191	83,396	87,067	
51	3,871	7,788	11,745	15,747	19,797	40,951	63,759	84,151	87,756	
52	4,103	8,249	12,441	16,685	20,986	43,518	67,756	84,899	88,435	
53	4,356	8,761	13,221	17,740	22,324	46,419	72,279	85,643	89,109	
54	4,643	9,345	14,109	18,941	23,849	49,653	77,438	86,365	89,752	
55	4,973	10,014	15,127	20,320	25,599	53,308	83,396	87,067	90,372	
56	5,355	10,787	16,304	21,913	27,621	57,495	84,151	87,756	90,974	
57	5,799	11,689	17,678	23,773	29,980	62,362	84,899	88,435	91,566	
58	6,324	12,754	19,298	25,964	32,759	68,108	85,643	89,109	92,154	
59	6,950	14,024	21,230	28,577	35,987	74,988	86,365	89,752	92,705	
60	7,708	15,561	23,569	31,647	39,826	83,396	87,067	90,372	93,230	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：70 歳払込満了

発効時 年齢	男性 (経過年数)									
	30	35	40	50	60	70	80	90	105	
31	60,847	73,107	84,151	90,974	96,087	98,956	100,000	100,000	100,000	
32	62,811	75,441	84,899	91,566	96,544	99,072	100,000	100,000	100,000	
33	64,898	77,921	85,643	92,154	97,043	99,174	100,000	100,000	100,000	
34	67,077	80,562	86,365	92,705	97,450	99,265	100,000	100,000	100,000	
35	69,368	83,396	87,067	93,230	97,785	99,346	100,000	100,000	100,000	
36	71,795	84,151	87,756	93,735	98,065	100,000	100,000	100,000	100,000	
37	74,382	84,899	88,435	94,233	98,301	100,000	100,000	100,000	100,000	
38	77,159	85,643	89,109	94,733	98,502	100,000	100,000	100,000	100,000	
39	80,150	86,365	89,752	95,200	98,675	100,000	100,000	100,000	100,000	
40	83,396	87,067	90,372	95,646	98,825	100,000	100,000	100,000	100,000	
41	84,151	87,756	90,974	96,087	98,956	100,000	100,000	100,000	100,000	
42	84,899	88,435	91,566	96,544	99,072	100,000	100,000	100,000	100,000	
43	85,643	89,109	92,154	97,043	99,174	100,000	100,000	100,000	100,000	
44	86,365	89,752	92,705	97,450	99,265	100,000	100,000	100,000	100,000	
45	87,067	90,372	93,230	97,785	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000	
46	87,756	90,974	93,735	98,065	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
47	88,435	91,566	94,233	98,301	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
48	89,109	92,154	94,733	98,502	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
49	89,752	92,705	95,200	98,675	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
50	90,372	93,230	95,646	98,825	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
51	90,974	93,735	96,087	98,956	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
52	91,566	94,233	96,544	99,072	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
53	92,154	94,733	97,043	99,174	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
54	92,705	95,200	97,450	99,265	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
55	93,230	95,646	97,785	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
56	93,735	96,087	98,065	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
57	94,233	96,544	98,301	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
58	94,733	97,043	98,502	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
59	95,200	97,450	98,675	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
60	95,646	97,785	98,825	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	



【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：70 歳払込満了

発効時年齢	女性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
0	632	1,285	1,960	2,656	3,366	7,115	11,144	15,381	19,996	
1	658	1,339	2,040	2,756	3,485	7,325	11,429	15,763	20,490	
2	686	1,393	2,115	2,850	3,599	7,532	11,707	16,151	20,991	
3	714	1,441	2,183	2,938	3,708	7,733	11,978	16,545	21,498	
4	734	1,482	2,244	3,021	3,809	7,925	12,251	16,943	22,013	
5	755	1,524	2,308	3,103	3,910	8,114	12,535	17,351	22,543	
6	776	1,567	2,370	3,185	4,012	8,300	12,830	17,770	23,088	
7	799	1,609	2,432	3,267	4,115	8,484	13,136	18,201	23,650	
8	819	1,650	2,493	3,349	4,218	8,666	13,454	18,644	24,228	
9	839	1,691	2,556	3,434	4,318	8,859	13,782	19,103	24,826	
10	861	1,735	2,622	3,515	4,416	9,063	14,123	19,579	25,444	
11	883	1,780	2,683	3,593	4,511	9,278	14,475	20,071	26,083	
12	906	1,819	2,740	3,668	4,603	9,504	14,841	20,582	26,745	
13	924	1,854	2,793	3,739	4,693	9,744	15,220	21,111	27,430	
14	942	1,891	2,848	3,813	4,797	9,998	15,619	21,665	28,146	
15	960	1,929	2,905	3,901	4,915	10,268	16,038	22,243	28,894	
16	980	1,968	2,976	4,002	5,049	10,553	16,479	22,847	29,675	
17	1,001	2,020	3,060	4,118	5,197	10,856	16,943	23,479	30,491	
18	1,033	2,085	3,157	4,249	5,362	11,176	17,430	24,139	31,344	
19	1,066	2,152	3,258	4,385	5,529	11,504	17,931	24,823	32,224	
20	1,101	2,222	3,364	4,523	5,699	11,843	18,449	25,532	33,134	
21	1,137	2,295	3,469	4,661	5,871	12,192	18,984	26,268	34,075	
22	1,174	2,366	3,575	4,802	6,047	12,552	19,537	27,033	35,052	
23	1,209	2,436	3,681	4,944	6,226	12,925	20,111	27,830	36,065	
24	1,245	2,509	3,792	5,093	6,414	13,313	20,711	28,658	37,123	
25	1,284	2,586	3,908	5,249	6,610	13,717	21,338	29,519	38,228	
26	1,323	2,667	4,029	5,412	6,815	14,140	21,996	30,418	39,383	
27	1,365	2,751	4,157	5,583	7,031	14,582	22,685	31,356	40,594	
28	1,409	2,839	4,290	5,763	7,257	15,044	23,409	32,336	41,864	
29	1,455	2,932	4,431	5,952	7,494	15,530	24,164	33,364	43,196	
30	1,504	3,030	4,579	6,149	7,741	16,041	24,954	34,444	44,596	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：70 歳払込満了

発効時 年齢	女性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
0	24,972	30,321	36,053	48,738	63,158	79,173	87,583	94,568	99,346
1	25,579	31,046	36,906	49,855	64,577	80,047	88,352	95,189	100,000
2	26,197	31,785	37,779	51,001	66,035	80,920	89,112	95,829	100,000
3	26,826	32,540	38,674	52,178	67,536	81,794	89,869	96,514	100,000
4	27,466	33,311	39,587	53,387	69,066	82,652	90,591	97,056	100,000
5	28,125	34,106	40,525	54,633	70,633	83,498	91,286	97,490	100,000
6	28,802	34,927	41,489	55,919	72,241	84,335	91,964	97,843	100,000
7	29,499	35,773	42,481	57,246	73,895	85,167	92,634	98,135	100,000
8	30,217	36,648	43,503	58,618	75,603	85,996	93,308	98,378	100,000
9	30,961	37,548	44,559	60,034	77,359	86,800	93,947	98,584	100,000
10	31,731	38,477	45,651	61,495	79,173	87,583	94,568	98,759	100,000
11	32,529	39,436	46,781	63,007	80,047	88,352	95,189	98,910	100,000
12	33,357	40,427	47,952	64,573	80,920	89,112	95,829	99,041	100,000
13	34,216	41,452	49,166	66,196	81,794	89,869	96,514	99,156	100,000
14	35,107	42,517	50,427	67,866	82,652	90,591	97,056	99,257	100,000
15	36,032	43,625	51,737	69,587	83,498	91,286	97,490	99,346	100,000
16	36,993	44,777	53,099	71,366	84,335	91,964	97,843	100,000	100,000
17	37,991	45,976	54,517	73,209	85,167	92,634	98,135	100,000	100,000
18	39,030	47,226	55,993	75,125	85,996	93,308	98,378	100,000	100,000
19	40,106	48,522	57,522	77,109	86,800	93,947	98,584	100,000	100,000
20	41,223	49,869	59,110	79,173	87,583	94,568	98,759	100,000	100,000
21	42,384	51,270	60,761	80,047	88,352	95,189	98,910	100,000	100,000
22	43,592	52,730	62,482	80,920	89,112	95,829	99,041	100,000	100,000
23	44,851	54,253	64,277	81,794	89,869	96,514	99,156	100,000	100,000
24	46,165	55,840	66,137	82,652	90,591	97,056	99,257	100,000	100,000
25	47,539	57,496	68,071	83,498	91,286	97,490	99,346	100,000	100,000
26	48,976	59,229	70,087	84,335	91,964	97,843	100,000	100,000	100,000
27	50,483	61,044	72,196	85,167	92,634	98,135	100,000	100,000	100,000
28	52,064	62,949	74,409	85,996	93,308	98,378	100,000	100,000	100,000
29	53,720	64,933	76,730	86,800	93,947	98,584	100,000	100,000	100,000
30	55,458	67,008	79,173	87,583	94,568	98,759	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】  
 払込方法：70 歳払込満了

発効時 年齢	女性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
31	1,555	3,133	4,733	6,355	7,999	16,580	25,781	35,580	46,069	
32	1,609	3,240	4,894	6,571	8,271	17,148	26,649	36,776	47,621	
33	1,664	3,352	5,062	6,797	8,556	17,748	27,561	38,039	49,261	
34	1,723	3,470	5,241	7,037	8,859	18,378	28,525	39,373	50,990	
35	1,785	3,595	5,430	7,292	9,182	19,041	29,544	40,784	52,818	
36	1,851	3,727	5,632	7,564	9,525	19,740	30,625	42,281	54,755	
37	1,921	3,870	5,847	7,855	9,891	20,480	31,773	43,872	56,813	
38	1,997	4,022	6,078	8,165	10,283	21,264	32,995	45,565	59,004	
39	2,077	4,186	6,325	8,496	10,694	22,098	34,295	47,366	61,323	
40	2,164	4,360	6,589	8,844	11,127	22,986	35,683	49,285	63,789	
41	2,257	4,547	6,864	9,210	11,585	23,936	37,167	51,339	66,423	
42	2,356	4,741	7,154	9,598	12,072	24,953	38,760	53,542	69,250	
43	2,456	4,942	7,460	10,009	12,591	26,047	40,475	55,914	72,299	
44	2,564	5,161	7,790	10,454	13,154	27,229	42,321	58,457	75,594	
45	2,682	5,398	8,149	10,938	13,765	28,510	44,318	61,199	79,173	
46	2,810	5,656	8,541	11,466	14,432	29,903	46,485	64,169	80,047	
47	2,949	5,939	8,970	12,044	15,161	31,422	48,846	67,406	80,920	
48	3,104	6,250	9,441	12,678	15,961	33,085	51,429	70,954	81,794	
49	3,273	6,593	9,960	13,375	16,838	34,903	54,243	74,854	82,652	
50	3,461	6,971	10,532	14,142	17,802	36,902	57,332	79,173	83,498	
51	3,668	7,390	11,163	14,989	18,870	39,113	60,746	80,047	84,335	
52	3,900	7,854	11,864	15,931	20,058	41,574	64,551	80,920	85,167	
53	4,156	8,371	12,647	16,986	21,389	44,330	68,825	81,794	85,996	
54	4,446	8,956	13,532	18,177	22,883	47,414	73,656	82,652	86,800	
55	4,775	9,621	14,540	19,522	24,573	50,902	79,173	83,498	87,583	
56	5,153	10,384	15,684	21,056	26,505	54,892	80,047	84,335	88,352	
57	5,591	11,256	17,000	22,825	28,737	59,511	80,920	85,167	89,112	
58	6,091	12,267	18,532	24,890	31,347	64,930	81,794	85,996	89,869	
59	6,686	13,469	20,353	27,345	34,414	71,374	82,652	86,800	90,591	
60	7,403	14,918	22,550	30,269	38,088	79,173	83,498	87,583	91,286	

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：70 歳払込満了

発効時 年齢	女性 (経過年数)								
	30	35	40	50	60	70	80	90	105
31	57,286	69,185	80,047	88,352	95,189	98,910	100,000	100,000	100,000
32	59,213	71,477	80,920	89,112	95,829	99,041	100,000	100,000	100,000
33	61,247	73,899	81,794	89,869	96,514	99,156	100,000	100,000	100,000
34	63,382	76,458	82,652	90,591	97,056	99,257	100,000	100,000	100,000
35	65,631	79,173	83,498	91,286	97,490	99,346	100,000	100,000	100,000
36	68,009	80,047	84,335	91,964	97,843	100,000	100,000	100,000	100,000
37	70,535	80,920	85,167	92,634	98,135	100,000	100,000	100,000	100,000
38	73,226	81,794	85,996	93,308	98,378	100,000	100,000	100,000	100,000
39	76,096	82,652	86,800	93,947	98,584	100,000	100,000	100,000	100,000
40	79,173	83,498	87,583	94,568	98,759	100,000	100,000	100,000	100,000
41	80,047	84,335	88,352	95,189	98,910	100,000	100,000	100,000	100,000
42	80,920	85,167	89,112	95,829	99,041	100,000	100,000	100,000	100,000
43	81,794	85,996	89,869	96,514	99,156	100,000	100,000	100,000	100,000
44	82,652	86,800	90,591	97,056	99,257	100,000	100,000	100,000	100,000
45	83,498	87,583	91,286	97,490	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000
46	84,335	88,352	91,964	97,843	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	85,167	89,112	92,634	98,135	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	85,996	89,869	93,308	98,378	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	86,800	90,591	93,947	98,584	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	87,583	91,286	94,568	98,759	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	88,352	91,964	95,189	98,910	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	89,112	92,634	95,829	99,041	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	89,869	93,308	96,514	99,156	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	90,591	93,947	97,056	99,257	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	91,286	94,568	97,490	99,346	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
56	91,964	95,189	97,843	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
57	92,634	95,829	98,135	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
58	93,308	96,514	98,378	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
59	93,947	97,056	98,584	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
60	94,568	97,490	98,759	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：一時払

発効時 年齢	男性 (経過年数)						
	0	1	2	3	4	5	10
60	76,707	77,505	78,312	79,128	79,926	80,709	84,444
61	77,505	78,312	79,128	79,926	80,709	81,478	85,156
62	78,312	79,128	79,926	80,709	81,478	82,237	85,862
63	79,128	79,926	80,709	81,478	82,237	82,987	86,563
64	79,926	80,709	81,478	82,237	82,987	83,722	87,242
65	80,709	81,478	82,237	82,987	83,722	84,444	87,904
66	81,478	82,237	82,987	83,722	84,444	85,156	88,551
67	82,237	82,987	83,722	84,444	85,156	85,862	89,189
68	82,987	83,722	84,444	85,156	85,862	86,563	89,823
69	83,722	84,444	85,156	85,862	86,563	87,242	90,427
70	84,444	85,156	85,862	86,563	87,242	87,904	91,008

発効時 年齢	女性 (経過年数)						
	0	1	2	3	4	5	10
60	72,032	72,870	73,716	74,570	75,419	76,265	80,460
61	72,870	73,716	74,570	75,419	76,265	77,108	81,287
62	73,716	74,570	75,419	76,265	77,108	77,951	82,112
63	74,570	75,419	76,265	77,108	77,951	78,794	82,938
64	75,419	76,265	77,108	77,951	78,794	79,630	83,748
65	76,265	77,108	77,951	78,794	79,630	80,460	84,546
66	77,108	77,951	78,794	79,630	80,460	81,287	85,335
67	77,951	78,794	79,630	80,460	81,287	82,112	86,119
68	78,794	79,630	80,460	81,287	82,112	82,938	86,899
69	79,630	80,460	81,287	82,112	82,938	83,748	87,656
70	80,460	81,287	82,112	82,938	83,748	84,546	88,392

【「終身生命」(共済金額 10 万円あたり) 経過年数ごとの解約返戻金額】

払込方法：一時払

発効 時 年齢	男性 (経過年数)						
	15	20	25	30	35	40	45
60	87,904	91,008	93,686	95,946	97,941	98,910	99,395
61	88,551	91,573	94,160	96,358	98,202	99,032	100,000
62	89,189	92,128	94,625	96,784	98,422	99,140	100,000
63	89,823	92,679	95,093	97,250	98,609	99,235	100,000
64	90,427	93,196	95,529	97,629	98,770	99,319	100,000
65	91,008	93,686	95,946	97,941	98,910	99,395	100,000
66	91,573	94,160	96,358	98,202	99,032	100,000	100,000
67	92,128	94,625	96,784	98,422	99,140	100,000	100,000
68	92,679	95,093	97,250	98,609	99,235	100,000	100,000
69	93,196	95,529	97,629	98,770	99,319	100,000	100,000
70	93,686	95,946	97,941	98,910	99,395	100,000	100,000

発効 時 年齢	女性 (経過年数)						
	15	20	25	30	35	40	45
60	84,546	88,392	91,868	94,940	97,666	98,849	99,395
61	85,335	89,115	92,503	95,519	97,996	98,989	100,000
62	86,119	89,829	93,131	96,117	98,267	99,111	100,000
63	86,899	90,539	93,761	96,757	98,494	99,218	100,000
64	87,656	91,216	94,359	97,261	98,685	99,312	100,000
65	88,392	91,868	94,940	97,666	98,849	99,395	100,000
66	89,115	92,503	95,519	97,996	98,989	100,000	100,000
67	89,829	93,131	96,117	98,267	99,111	100,000	100,000
68	90,539	93,761	96,757	98,494	99,218	100,000	100,000
69	91,216	94,359	97,261	98,685	99,312	100,000	100,000
70	91,868	94,940	97,666	98,849	99,395	100,000	100,000

## その他のお知らせ

### ■外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関するお願い （「終身生命」）

1. 2014年7月から、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」による確認手続きが行われています。FATCAは米国の納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関（共済団体や保険会社も含む）に対して、契約者が米国の納税義務者であるかを確認することを求める法律です。
2. 当会では、FATCA実施に関する日米当局間の声明\*および米国法令にもとづき、皆様が共済金等を受け取るとき、海外渡航をされるときなどに、米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には必要な書類のご提出、ご記入をお願いすることがあります。
3. その確認により、契約内容がFATCAの求める基準に該当する場合には、米国内国歳入庁宛に契約情報の報告を行っています。なお、書類提出に同意いただけない場合についても、米国内国歳入庁の要請にもとづき、税務当局から情報開示が求められた場合には、該当の契約情報等の提供を行います。

\*国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局間の相互協力および理解に関する声明

### ■共通報告基準 (CRS) に関するお願い（「終身生命」）

1. CRSは、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的に、各国の税務当局間で非居住者の金融資産の情報を相互交換するために、OECD（経済協力開発機構）が策定した統一基準です。
2. 日本でもCRSにもとづき国内法\*が整備され、2017年1月1日以後に金融機関（共済団体や保険会社も含む）で特定の取引を行う際、届出書の提出による居住地国名等の確認手続きが行われます。
3. 当会では、国内法にもとづき、各種手続きの際、居住地国名等を記載した届出書のご提出、ご記入が必要となる場合があります。
4. 届出書等の確認により報告対象となる非居住者と判明した場合、国内法にもとづき国税庁へ契約情報等の報告を行います。
5. 届出書を提出しない又は届出書等に虚偽の記載をして提出した場合には、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

が科される場合があります。

6. なお、届出書等により確認した内容に変更が生じた場合は、  
当会までご連絡ください。

\*租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律



## 共済金に関するよくあるご質問

共済金に関するよくあるご質問です。ご請求の前にご確認ください。

**Q1** 出産で入院をした場合、共済金は支払われますか？（「終身医療」）

**A1** 異常分娩等で健康保険が適用となる場合は共済金の支払対象となります。

なお、正常分娩の場合は支払対象外です。

☞「入院共済金」についてはP.13

**Q2** 介護保険による介護施設への入所の場合、入院共済金は支払われますか？（「終身医療」）

**A2** 介護保険による入所は入院に関する共済金の支払対象外です。

☞「入院共済金」についてはP.13

**Q3** 手術をしましたが、共済金は支払われますか？（「終身医療」）

**A3** 病気または不慮の事故によるケガの治療を直接の目的として、所定の手術を受けた場合、共済金をお支払いします。

☞「所定の手術」についてはP.87 **しおり別表2**

☞「お支払いの対象外となる手術の代表例」  
についてはP.22

**Q4** 同じ日に2種類以上の手術を受けた場合、共済金はどのように支払われますか？（「終身医療」）

**A4** 同じ日に2種類以上の手術を受けた場合または同じ手術を複数回受けた場合、最も支払倍率の高い手術1種類または1回分のみをお支払いします。

☞「手術共済金」についてはP.19

**Q5** 共済金が支払われるまで、どのくらい時間がかかりますか？（「終身生命」「終身医療」）

**A5** 共済金の請求に必要な書類がすべてコープ共済連に到着した日から10日以内（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌月3日までの日を含みません）に、共済金をお支払いします。

なお、通常よりお時間をいただく場合があります。

👉「共済金のご請求とお支払い」についてはP.69

## **ご案内** 異常災害見舞金について

CO・OP共済では、契約者または被共済者が居住する住宅が、地震、津波、または噴火によって被害を被った場合、損害の程度に応じて異常災害見舞金をお支払いすることがあります。

異常災害見舞金は、毎年の決算に応じて剰余が生じた場合、その一部を積み立てておき、被災された契約者世帯に対するお見舞金とするものです。

# MEMO

---

---

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

---

---



# MEMO

---

---

A series of horizontal dotted lines for writing.

---

---







# MEMO

---

---

A series of horizontal dotted lines for writing.

---

---



# MEMO

---

---

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

---

---





# MEMO

---

---

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

---

---

# MEMO

---

---

A series of horizontal dotted lines for writing a memo.

---

---

# MEMO

---

---

A series of horizontal dotted lines for writing.

---

---





# CO・OP 共済のお問い合わせ

CO・OP共済に関するお問い合わせやご相談、お手続きは以下よりお願いします。

※ご契約者本人（共済金のご請求は共済金の受取人）が  
お問い合わせ・お手続きください。

## 電話でのお問い合わせ先

- 共済金のご請求について ☎ **0120-80-9431**
- ご加入やご契約について ☎ **0120-50-9431**

受付時間 / 9:00 ~ 18:00 月~土（祝日含む）

※年末年始は休業

## インターネットでのお問い合わせ先

- スマートフォンやパソコンを使用して、インターネットから24時間お問い合わせやお手続きが可能です。二次元バーコードをお読み取りいただくか、URLを入力して専用ページにアクセスください。



※一部対象外のお手続きがあります。

**URL** <https://coopkyosai.coop/webcontact>

- LINEで簡単にお問い合わせが可能です。

共済金のご請求や、登録情報（住所や電話番号等）に変更がある場合などは、必ずご連絡ください。

## 日本コープ共済生活協同組合連合会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

CO・OP共済ホームページ <https://coopkyosai.coop>

落丁・乱丁がある場合はお取り替えいたします。